

米沢古文書研究会双書

解 読 国 政 談

竹俣美作当綱

凡例

- 1 本書は米沢図書館所蔵の「国政談」の解読である。
- 2 「国政談」は、上杉鷹山の第1期改革（明和・安永改革）を主導した竹俣当綱が改革の内容を詳述したもので、原本は米沢図書館デジタルライブラリーで閲覧可能であるが、竹俣当綱自筆と思われる。
- 3 竹俣は、天明2年に失脚したが、「国政談」は失脚前に執筆したものと思われ、失脚後の著作に見られる上杉鷹山への批判は見られない。
- 4 米沢古文書研究会では、「国政談」を例会教材として輪読し、この解読はその成果である。

目次

| | |
|-----------|----|
| ● 国家大患 | 1 |
| ● 重定公御痔疾 | 3 |
| ● 姦臣御誅戮 | 3 |
| ● 謹奉仰御善政 | 7 |
| ● 御国政大論 | 8 |
| ● 平洲先生御請待 | 8 |
| ● 直丸様御勸学 | 9 |
| ● 御政事 | 10 |
| ● 重定公御隠居 | 11 |
| ● 治憲公御家督 | 12 |
| ● 朝廷御礼 | 12 |

| | |
|----------|----|
| ● 御家督御祝儀 | 12 |
| ● 御膳料御召料 | 13 |
| ● 平洲先生講釈 | 13 |
| ● 厳君御孝養 | 14 |
| ● 江戸御供方 | 14 |
| ● 重定公御下国 | 15 |
| ● 御普請御手伝 | 16 |
| ● 治憲公御入部 | 16 |
| ● 御国政御精勤 | 18 |
| ● 御問聞 | 19 |
| ● 賞罰 | 20 |
| ● 御郡中年貢 | 20 |
| ● 御家格書立 | 21 |

| | |
|--------------|----|
| ● 水帳書改 | 25 |
| ● 郡奉行所 | 27 |
| 官舎 | 27 |
| ● 郷村惣司 | 27 |
| 郡奉行也、地官の惣頭取、 | 27 |
| ● 郷村出役 | 28 |
| 拾二人 | 28 |
| ● 代官所新立 | 35 |
| ● 検地定役 | 36 |
| ● 地利力行 | 37 |
| ● 君上御歟初 | 40 |
| ● 勸農 | 43 |
| ● 古田起返 | 46 |
| ● 新地開発 | 47 |
| ● 御国産取立 | 51 |
| ● 御家中半知御返し | 60 |

| | |
|--------------------------|----|
| ● 片山一積へ御加増被成下 | 60 |
| ● 平洲先生米沢へ御招請 | 61 |
| ● 孝行人御感賞 | 62 |
| ● 精勤の者御賞与 | 63 |
| ● 博奕御停止 | 63 |
| ● 老人怡養 | 64 |
| ● 桜田御殿御類焼 | 64 |
| ● 御家中多力 農・工・商・売共々一統ノ力行也 | 65 |
| ● 桜田御殿新建御成就 | 72 |
| ● 御備米蔵新立 北寺町裏御蔵屋敷の内へ御作事、 | 73 |
| ● 御軍列清書 | 78 |
| ● 七家御仕置 | 78 |
| ● 農田稲虫 | 84 |

| | |
|-------------------------|-----|
| ● 立澤御刑戮 | 86 |
| ○ 私二記 七家并藁科立澤、御仕置実録、肝文、 | 89 |
| (国政談下) | 103 |
| ● 御殿雪下 | 104 |
| ● 御軍器修復 | 104 |
| ● 節儉 | 104 |
| ● 御家中江半知御返 | 105 |
| ● 酒御停止 | 105 |
| ● 御歳米御払 | 107 |
| ● 判所取立 | 115 |
| ● 問屋取立 | 121 |
| ● 役銭取立所 是を東町改所卜唱フ | 121 |
| ● 四境御 | 127 |

| | |
|--------------------------------|-----|
| ● 四境備錢 | 130 |
| ● 御領内廻勤 三手平番拾人 | 131 |
| ● 養蠶 | 136 |
| ● 桑殖立 | 140 |
| ● 青苧 撰苧とも云フ、青苧の内ヨリえらみ出して、上苧とす、 | 143 |
| ● 漆樹殖立 | 148 |
| ● 御家中半地御返 | 150 |
| ● 保之助様御養君 | 151 |
| ● 学問所御取立 | 151 |
| ● 武芸所御取立 | 153 |
| ● 大検御取行 | 156 |
| ● 御家中本知安堵之密論 | 156 |
| ● 世禄内会取立 非官府世禄之困窮相解候内役場也 | 162 |

| | |
|-----------|-----|
| ● 惣御家中御恵 | 165 |
| ● 奉行中御恵 | 166 |
| ● 平洲先生御請待 | 167 |
| ● 世子御縁定 | 168 |
| ● 御政務所御取立 | 168 |

年来之御国政

●国家大患

右延享の御時代頃る御国政不穩、宝曆の末に至り御時節相衰、四民不安、御国用匱乏、万般御大事に相偪り、此時に臨ミ大義の御取行無之候ハ、御家ハ長夜の暗なるへし、是に因て老臣額をあつめ、眉を擧め、国家の大患を相歎候、

但衰世・奢侈表裏して、追従諂諛行ハれ、勸善懲惡もけふハけふ、あすハあすにして、一国中人情一定らず、其上、寛延二年つづみて御家中半知御借上、此外に又、知行懸ケ出銀被 仰付、あるひハ万戸人別錢御取上、国人のししむらを以て、君家の御衣食を差上候に准し候儀、悲敷事に候、

宝曆五年大凶作、農民散乱して飢餓の人不少、これを濟ハせ候にも物なし、同七年水難今古の大變にして、山崩レ・川溢・田畠も荒亡、猶々農家の業すたれて、賦斂減少、弥公納足らず、これがため、万方への渡しかたゆきとどかず、追々つもれる金銀取合、凡三万兩濟下り御金藏預りに余り候、此故に万方の難

苦も亦自他領におよひ候得共、是をいかんとも成しがたし、御居城の廃壞、御修補も不相成、二之丸大橋之辺、広小路に、草の滋生、尺五七寸、この蕃きをも不芟ば、人路もかすかに通じて犬走りのごとく、雨の日の往来、裾ハ露に濡て、人々懐古の情を生じ、誠に御城内茫茫として、君上の御在城とハ不相見事二候、此故に衆人悲嘆の思ひを凝し候儀、言葉にも尽しかたく候、此外衰廢の条々、委曲記に不遑候、是に因て追年人心離レ、国家危難に偏り候儀此時に候、江都桜田の御殿、累年御修理も不相成、小屋小屋雨ハ洩り、たゞみハやぶれ、剩御扶持米も絶してわたらず、二三日のほど、又五七日の間、飢たる人もこれあり、自己しのびしのびに、挑灯袋に米をもとめ候て、漸身命をつづき候事なども有之候よし、大雨の日ハ、各居小屋におひて、手傘にてこれを凌キ、又炉火も消て、火燧にて、たばこのミたることなども有之たることよし、且又假貸の金銀も返済無之候故、御駕籠訴を含、御玄関へ罷出候町人共も有之、或老臣広間へ来たり、出家ハ経を讀ミ、金を鳴らして催促におよび、盲人ハ音曲三絃を曳ならしてのせつきにて、除夜を明し候儀もこれありしよし、将又正月二日の御登城被為成がたく、御近習頭御小姓中などを始、腰の物、衣服おもひおもひの小道具など、何も何も取出し、それを質物となし、金子を借用、年始の御出仕も漸々被遊候

儀も御座候由、御家の衰廢如此に候、然れども是を奉救候術なきこそ、涙の流れたる御事なるべく候、

乍恐此節の御国政、数百ヶ条可有之候、然れども重キ御政事の儀、可相頭様無之事二候、粗本文の趣を以て、万事御時節の衰へ候儀可奉恐察候、是に因て深秘の儀ハ悉ク筆略、

●重定公御痔疾

右御持病に因て、宝曆十二年四月御參勤難被為成、公辺御届、御平癒以後、八月下旬御參府、

但此御時代、御參府被遊候へは、御帰国不相成、御帰国に候へは、御參府不相成、万方の患難に因て、奉惻

君慮、国人も亦安スからず候、誠に危急存亡の御時節に相偪り候、

●姦臣御誅戮

右御近習頭森平右衛門文盲姦智にして、数年来 御側に侍シ、容貌小シク謹ミ、言を巧ミにして仕

へ奉り、年月能ク君慮の好悪を察知つけて、そのこのミたまふ所を求め、其事を進め奉りて、御耳目を御ころよくし、儉に御氣色にかなひ、おのつから君寵を蒙り、入ツてハ言を弁にして老臣をさみし、出てハ更に復、その言葉を異にして、君上の御事をもさゝやき、ひとへに忠信をかざり、君慮を己が自在に成し奉り候様に仕成し、かれなくてハ君辺の御用不相弁、往々事を取て是を行ひ、強て吾に衆心をよらしめ、わか職にあらざる儀をもかゝはりて、御賞罰もかれが手にありて、国事を招き、軽重を私門になし、老臣を軽し、諸士に誇り、諸役を掠め、町在の内事を聞き、依怙にくらみて最肩の沙汰にいたり、賄賂を取り入り私宅をかざり、奢に長し花美の粧ひ、全ク衰世に不引合候、且又御政事所におひて、一旦濟口申渡し候事をも、森横合より是をさくり、或ハ御上より御尋被仰出候様に是を計り、二夕度じあらためて、申渡し直し候儀、幾度も有之、老臣の執政全ク不相立候、此故に御国政二ツにわかれて、往々国人も二心を生し、何事も精一ならず、事ミな混乱いたし言語同断の事二候、乍去かれ常々君臣の間を相隔置き、御上へ下情を通せず、国人の患難等しろしめされず、老臣日々出勤有之候共、御前へ被召出候儀は無之、大細万事悉ク御近習頭の請次を以御用方相濟候故、此際いかなる姦計有之候も不相知、たまたま被召出候様申上候へ

ども、彼是甚御苦惱なる事にて、たとひ老臣被 召出候共、一ヶ月に一度二度の儀、誠に希なる事に候得は、唯御威風を憚り、一言の御用申上候共、毛頭平心に無之、兼々御親ミ等少も無御座候へは、実心を発せず、御咳ばらひにもおののき恐レ入候様なる儀、これに因て、御治国の道など染々申上候事ハ曾ておよびがたく、一ト通りの御用相濟候へば、各汗を流し、首尾能相退候を安堵し候心にて、何分不及沙汰候、随て老臣退去の上、御茶道罷出候て、着座の畳へ塩をふり候て、是をはききよめ候たくひ、恐入たる事に候、君臣の間、髪を入れずとかや承り候所、彼是心外の至二候、是と申もかれが姦謀御後盾に相成、日頃御左右に觀望して君慮を惑し奉り候儀、残念の事に候、尤かれが忠信ぶりにも、能ク諫め奉り候儀も有之、はなはだ頼母敷事も候へども、幾ほどもなく相変し、始終の大事を遂ケず、終に道なきところへ墮奉り候て、後害をも不顧、千万御いたわしき御事に候得ども、此事を申上兼候、乍去老臣重キ職分にて、打過可申様も無之候故、御家衰、国人の難儀言上奉り候所、君慮ハ御正路にて、御聞請被遊候へども、後日悉ク相変し候儀ハ、かの者の所意にて、何を申上候共全ク御用ニ不相立事二候、然は御政事ハ弥くらく、人心ハ猶々離れ、御国用ハますます急迫、兎にも角にも国家ハ不相立事に候、是に因て、宝曆十三年二月、江戸表る美作御国

元へ下向の上、国老共相議し、同月八日の夜、二ノ丸官舎へかれを欺き呼出し候て、各立会、千坂高敦・色部照長・竹俣当綱・芋川正令、平右衛門誅戮、

一右の始終

駿河守様 式部様へ申上之、侍頭中、三宰配頭、御仲ヶ間年寄へ申達之、

一老臣侍頭各会席、言上書連名に相認、彼是内評相尽、同十一日美作・縫殿御当地発足、此節侍頭本庄職長為惣代出府、且 駿河守様 式部様を御使者本庄権左衛門被遣之、各同日同宿にて罷登候、

一同十八日江戸上着、即夜御前へ罷出、姦臣誅戮の次第一々申上之、随て平右衛門年来悪行之次第、書立を以委曲申上候所、被 聞召上候由、上意相濟先ツ各退去、

但江戸御家老広居清応相列ス、

一後日老臣共被 召出、此節畠山下総守様・成瀬隼人正殿御同席、重定公御意に、此度平右衛門討候儀、公辺を御糺しも有之ハ、いつれに可致御答候哉、可申上由被 仰出候、此節何も御答遅々、乍恐美作申上候、上意を以、御家の姦臣為御討被成候由、仰上られ候ハバ可然趣申上候処、重定公、隼人正殿へ御対し、此たんいかゝ可有之哉と被 仰談候所、隼人正殿御挨拶に、美作申上の通にて、公辺

ハ随分可相濟事に候由、仍て、此議の御内論畢る、御近習村山清太・種村伊惣の二人被相退候儀、隼人正殿御内慮有之、彼是之御内談相濟、各退去、

一 追て下総守様を以、今度平右衛門誅戮、神妙ニ被 思召候段、御感賞の趣御書付にて被仰出候、何も御請申上之、此旨御国元老臣中・侍頭中へ飛札を以申達、各降心、國中安堵、

但姦臣を討候儀、前段尾州様御家老中へ申達置候続、市谷右御家老、御用人度々桜田へ被遣候、段々深秘共ニ候間爰に筆略、

● 謹奉仰御善政

右老臣年来の慷慨此節一々申上之、国家の衰廢、四民患難等の儀委細に言上、依之御家の御大事を明白に奉告、自今御善政を奉仰、国家の衰廢を御取直し、くるしむ国人を御救ひ被下候様奉歎候處、此節初て御承知、御驚歎、且御患憂不淺、此上ハ老臣の申上候通、可被 任旨被 仰出之、

但本文の次第、甚繁多にして、殊に深秘の儀、一々難相記候付筆略、

●御国政大論

右年来の御政事、御旧例の通御取行、御家風に違ひ候儀ハ、元々のことく御改め、且当節御儉約の筋ハ、夫々に被 仰出、惣して御治国安民の御大業行ハれ、自然此儀成功無之時ハ、御領国ニ差上候外無之段に御決定被遊、御上も老臣も重ク誓て、御一定有之候、雖然 御当家切の事にてハ、御怠慢もいかゞ、さ候へは自ラ大儀御取行も難相立事に候、是に因て宗侯尾州様へ此事急度被達御内聽可然旨申上之、為御使者色部照長出府、美作相副、市谷御屋形へ罷上、御家老石河伊賀守殿、御用人下条庄右衛門・中条東四郎承りを以、委曲申上之、追て桜田老臣被為 召候上、御家老を以御挨拶、此度の儀御尤なる事ニ候間、弥右の趣を以、誠情御国事被取行候儀肝要に思召候由、御内慮被 仰含之、

但本文の趣手扣を以御家老中へ差出之、御家老中らも書付被相渡候、

●平洲先生御請待

浜丁住居の儒者
細井甚三郎

右御治国安民の事被 仰出候統、治の道被為 聞候ため、先生御招、随て老臣文盲不徳にて、段々

の御政事道に違ひ、国家を誤り候時ハ、適御大事の儀、いつれか御威光を以、治めの筋習学仕候時ハ、難有御事なるへき由、達々奉願候上、かたがた本文の通被 仰出、月々三度ツ、桜田へ参殿、講談御聴聞、

但此儀実ハ、藁科松柏年月国家に志ふかく、益々平洲先生へ懇意をむすひ候つゝき、委細に美作へ告之、追々内論相尽候上、先生御招、先王の道を被為聞、各欣躍、此事ハ悉皆松柏先生の心肝より生じ、国家の道相開ケ、文学の行ハれ候元ハ、此先生の忠実に興り候、然れば日月ハ地に墮ず、長夜の暗を照らし候人ハ、松柏先生の大なる陰徳なるべく候、

●直丸様御勧学

右平洲先生御師範御頼、文学御出情の処、御性来民の父母の御徳ましまし、御学問御上達、且平洲先生も身命にかけて御指南被申上候儀拔群の丹情、わするまじき恩光なるべく候、然れば国家の盛衰、国民拾万人の苦樂は、唯是、世子の御身に止り候儀と、御家中一統白汗を握り津液を吞んで、御成長の御徳を奉待候、然るに段々御才徳御備ハリ被遊候次第、一国中難有奉称之候、且右の

御修身の事、御徳行の次第ハ、悉ク別冊に相記候故、此所にハ致筆略候

但鶴台先生御招請、近年に至り大室先生等、追々御請し、ますます文学御入情、治の道御習学、此外軍学、武芸等御稽古無御怠慢御出情、此等の儀共ニ委細別冊に相記し置候、

●御政事

右最前々毎々被申上候通、御治国の儀被 仰出、古来の御家風に応し、夫々御取行、且就御用御前へも老臣度々被 召出、御国政被為聞候、将又当世新規の 御取行、諸向の差障り有之候儀は相除き随て万戸人別錢御取立の内、御作事有之候、主水町三階御遊び所、並赤湯三階の御殿、悉ク毀候様被 仰付、惣して御律儀なるいにしへの風に復シ候儀を、肝要に御取行有之、御方々様御むつましく、御近習の被 召仕方等、御慈悲も有之、日々御目覚御刻限御早め、夜々御定りも亥ノ半刻ころの御仕舞、専ラに国人御恵之御賢慮順々被 仰合候、乍去年来余りに相衰候御時節に至り候故、急々其際も不相見候、仍老臣有司諸役心肝を碎き誠情相勤、御国用の配、御難渋の御家を漸々相保、或ハ御家中増出銀を除キ、半知等も御返し被成下、一過一過の事ハいつれか取凌キ候得共、

多年の旧弊兔向におよびがたく、老臣寸胸をくるしめ寝食も不安候、

但是迄の御国事、千変万化、段々御取行の次第、数百ヶ条の儀にして、中々難筆紙尽候、其上深秘の御用共にて旁可相記様無之、唯百分の一、概ねの事計を認置候、

●重定公御隠居

右宝曆十三年以来、御治国の儀二御賢慮を被為尽、四五ヶ年の間、夫々の御取行も被 仰出、老臣も精一二相励候内、御持病の御痔疾 御再発、様々御治療御尽し被成候得共、御平癒の際も不被為在候、依之御国政を治憲公へ御譲り、可被遊御隠居旨被 仰出、明和四年中御隠居、

右是迄、重定公御代御政事の概を相記、復将後來の濫觴に是を備置候、且四月二十四日御隠居御願の通被蒙 仰候節、重定公御前へ老臣五人被 召出、御安慮の御祝詞申上之、此節美作申上候ハ、御病身に因て、御国政御譲り被成候上ハ、以来の御政事に御構ひ被遊間敷之由申上之、五人の御家老御目見候列、本庄職長・色部照長・安田雅元・竹俣当綱・芋川正令、此儀重キ主意を以て、乍恐存極申上之、

但天に二ツの日なし、地二二ツの王なしと申候、然は御隠居の上御国政に御かゝはり被遊候時は、精一ならず、事により国民の心も二筋に相成り様なる事も有之候てハ、御国事不相立子細に依て、無是非此旨急度申上置候処、彼是御意の上、終に御承知の段被 仰聞候、尤重立候御用の儀は、御表様を老臣共を以可被 仰上段御治定相濟、

● 治憲公御家督

右明和四年四月二十四日重定公御願の通御隠居、治憲公御家督被蒙 仰之、

● 朝廷御礼

右御家督の御礼先規の通首尾能相濟、且御家老五人御目見如先規、

● 御家督御祝儀

右御家格の通江戸米沢御家中御祝儀献上、此外 御代替二付先規の御例に因て、御政事被仰出之、

●御膳料御召料

右御部屋住の通被 仰出候、御側御用人御近習中内論相尽、格別の御仕成しに取量、各心肝を砕き
出情、

但御先代様御召料一式にて、凡千六百両の金数に相満候処、治憲公思召を以本文の通被 仰出、
御召料ハ不及申、御手元御用金惣様取合二百九両の御定有之候、外々の儀此一を以、十を可知
儀、年中多分の儀、往々御国用の費を御厭、万事右に准シ、富国安民の基ひを御取立、御徳行の
次第一統奉盛悦候、

●平洲先生講釈

右月々六度ツ、定日を以桜田へ参殿、君上を奉始老臣御小姓頭其外御近習中出席、此外江戸詰合
の奥取次・御用人・御留守居・大小姓・御右筆・御仲ヶ間組、各御前へ伺公御治国の道聴聞、孝悌
忠信の教、先生無二の志を以被尽丹情候、何も難有拜聴、自是往々御治国の道も相開ヶ、一統欣々

然として奉恐悦候、

● 敵君御孝養

右江戸表假りの於御住居所御持病御保護被進、日夜被窺御容体、彼是御しほらしく御孝養被為尽候、随て御方々様御近類様方御交り御親睦、

但老臣日々被 召出御用被為聞、何も御憐愍ふかく被召仕、各難有精勤、御近習廻り無親疎御慈愛、往々外様勤の面々へも周ク御憐ミ被召仕候、

● 江戸御供方

右御外出の節質素律儀の御家風を御守、途中の行粧深ク相慎ミ、当世肩をはり手をふり候様なる異風の体無之、諸侯方御出合の混雜の時も、成るへきたけ道をも譲り候様被 仰付、随て何も装束見苦しからず、且花美成ル風情無之、各別而相嗜致御供候、

但御方々様へ君上御夜会等二被為 入、寒夜深更二および候時は、御帰路の御供廻り、各統りを

下口し、手を出さず候共くるしからす由、寒威を御いとひ、御慈愛の事共御直々被 仰合候、

●重定公御下国

右御痔疾御十分不被成候付て、御国元温泉御入浴、御保養被成度候旨御願被 仰立候所、二十ヶ月御暇被蒙 仰候、明和四年六月中御国元へ御下り、是に因て二ノ丸南郭之内へ御別殿御作事御住居、度々赤湯へ御入浴、且二十ヶ月相済候上にハ、又候御願之上右の御唱を以、御国元に被成御座、

但老臣の内美作へ御附属被仰付、御国政兼帯、当君御帰国以後、御父子様御間に侍て、御内用等御請次、彼は無御滞様御取扱仕候、且御隠居被遊候上ハ、御政事に無御構様申上候つゝき、御安楽に御保護被成候様被 仰付、段々重キ蒙 上意、御内々誓詞血判御取上、只管御安泰にて年を御過し被成候様被 仰合、此儀格別の子細共有之、御鬱滞不被為在様御取扱仕、兼々御好ミの御能御拍子、或ハ御野合等其外彼是御不自由無御座様に奉慰、私宅へも度々 御成被 仰出、右付てハ自当君も御内慮を蒙り、度々御手当被成下候、

●御普請御手伝

右明和六年江城西丸の御修補係役被蒙 仰之、年来相衰候御時節甚御危難の際に至り候ところ、兼々君上の御高德に因て、御家中始四民の志も深く、其上自他領富家の御用聞も段々無二の志もこれあり、かたがた一統の多力を以御手伝御普請何の無御滞全ク御成功、

但如定例御上御拝領物、并惣監始十奉行、於御城賜物等前々之通に候、且東叡山御用金ハ莫大の儀二候ところ、此度の儀は過分の儀二無之候故、後來の害をもなさす恐悦の事二候、

●治憲公御入部

右明和六年 月 日初ての御入部、万般御旧例の通無別儀、賢き君の御国入とて、御家中一統いさみ進ミ、前々の所々へ御出迎、

但初ての御入部に因て、御家格先例等悉ク相認老臣る江戸表迄差上候、御帰国の日、御都合宜敷相済、且又此度の儀は、中納言景勝公、少将定勝公の准御例、御出迎の組並により、御直の御意

有之、此御二代様御帰国の日には、御家中の諸士いつくまても定めなく、われかちに御迎に罷出、一時も早く拝顔奉り候を歎びけるよし、此故御上にも御喜悅の御顔色にて、いまくだりたるハ、ミナミなまめなるか、こゝまでよふハ出たるぞなど、染々御懇なる仰せを蒙りける故、我君の御くだりを嬉しく、待もふけ奉りし御家中の心、これなん楽只ノ君子民の父母ならずや、されば堀久太郎が讒言の書にも、國中景勝をしたふ事父母のごとしと云々、大学に

得衆則得国、失衆則失国、

御規式

右御着城即日右段々日並を以御旧例の通御規式無別条、御堂御參、尊靈様方御拝礼、御下向の上巖君御対顔畢て御連枝様方御逢、

一老臣拝顔、御国着の御祝辞申上之、

一御国着の御礼使者被為差登候付て、御前へ被 召出、江戸にての務方被仰付、隨て御口上被 仰 含、即日御当地発足

一今日の御祝儀御使者被 召出、

一 御祝の御膳上之、老臣御相伴如御旧例、

一 嚴君奉始 御方々様へ御祝の御膳被進之、諸事御例の通、

御家中御目見

右日並を以御例如前々、

但 当君御事ハ、秋月候ハ御相続ニ付て、御家中一統未不奉拝顔、依之組々列々被 召出候
上、時候の安否御尋、且年来相衰候御時節、猶以忠信に仕へ奉り候儀肝要被 思召候旨、染々
御懇の御意被成下、君臣の御恩義御取結ヒ、一統難有奉拝顔、何も退去、此外御礼式如先規、
雖然別て相衰候御時節に因て、御規式の御能、其外毎々御略之ヶ条共も有之候、此等の事御記
録所に惣様記し置候故筆略、

●御国政御精勤

右御入部の御規式相濟候以後、御治国安民の事専ラ御取行、乍去御半領以来追々相衰候国家の儀
に候へは、中々急卒には行ハれかたく候、仍て奉行中相議し、段々書立を以申上之、数日御論談被

相尽、緩急遅速の次第を以て是を行ハれ候、仍有司諸役の存寄を御尋之儀も有之、各思慮の趣書附を以申上之、御内論の上取捨御取行被 仰出之、

但此ケ条多端繁庶にして、悉ク枚挙するに違あらず

●御問聞

右御仲ケ間年寄、御使番、日並を以五三人計ツ、被召出、御国政および御国中の是非を被聞召候、尤是御国のメリに因て古例な如此、

但御横目ハ御横目の役にして申上之、君上ハ君上の御職にして、是を被聞召候、乍去御横目申上候事而已行ハれ候時ハ、却て国家不穩、此故に、輕重の差別御取捨は、古例君慮の御秘伝にして、外よりは是非の沙汰におよびかたし、小過をゆるし、賢才を用ひ給ふのぎ、寛宥の御沙汰なるへきか、乍去寛猛の二ツハ大事の際にて、ゆるからず、たけからず、能ク柔ニ能ク強ニ、ほどほどの御取捨弥肝要なるへく候、

●賞罰

右古人曰、賞罰ハ身に加フルがことしと云々、三略にも主將の法ハ務て英雄の心を擧ル、功あるを賞祿して志を衆に通ス、誠には賞罰は勸善懲惡にして、国家のかゝミなるよし、親疎をはなれ行ハルへき事に候、夫レ一度死スル者二度生クべからず、此故に老臣謹て人命の重キを恐れて、これを可行候、且死刑に行ハれ候其日には、御膳にも酒肉をたゝせ給ひ、君上御精進に被 仰出之、

●御郡中年貢

右古人曰賦斂ハ己が物を取るかことしと云々、誠に年貢取立の重キをつゝしみ、老臣可加下知候、尤秋収ハ春夏の行ひにありて暴斂の事ハ常々恐るべき儀、聚斂の臣あらんよりハ、寧盜臣あれと申儀、これも亦今古の格言なるよし、民ハ是国の本、他の人よりハわか人憐ミ恵むべき由被 仰含候、

●御家格書立

右御旧領越後の古風、会津御居城の時の御例、米沢御本領の御格、又御半領以来の格、新古年来入組、何分一定無之候ところ、御代々御儉約御省略行ハレ、当座一過の御略法も、永ク御家の御例に相居り候儀も有之、御節儉の年限敗レ、假りに行ハレ候事も御家法の様相に相居ハリ、彼是混雜いたし、何分定格難相立候、依之後代ハ猶々不分明ニ可相成ことにてとこう糺しかたき事なるべく候、仍古今の御例を相分ケ粗記之置キ、追々入御覽候上、奉窺 君慮、御本丸奉行部屋へ備之、後年老臣の龜鑑に相讓候、

但最前調様ののぎハ美作下案を相認、御記録所へ申達、片山紀兵衛一積引請段々書立候、尤右認様手馴れ候以後ハ、紀兵衛下案差出之候を美作加筆、且案文出来之上に、同役相揃御記録所へ出席、各内論の上、追々清書に取懸ケ候、依之紀兵衛別て辛苦草書仕立差出候所、清書相濟候上、奉行部屋へ備置之候、清書御右筆 飯田右門繁智

○御家格書立目錄

一 諸典目錄

一 冊

一 御在国年中行事 拾貳冊

右三百六十日の行事悉ク記之、元日ら大晦日に至ル、是を遂披見候へは、年中の御用無落様に取量、間拔ケ無之ため、委細二日々の義を調置候、

但今古の例相分ケ、何年何年、何レの御代にハかよふ、当時ハ是々と、時々の変をも相分ケ、委曲記之、

一 御留守年年中行事 七冊

右御留守年ノ分、三百六十日の行事記置候儀、前同断、

一 將軍家令條 古来ら安永六年迄記之 拾三冊

右古来ら天下の命令ヲしらずんばあるべからず、是迄御日帳にハ留置候へとも、全部無之故、此度十三冊二記之、此故に武家諸法度を始め、重立候被 仰出候分粗記置候、

一 御当家御代々御式目 拾貳冊

右古来ら段々被 仰出候御条目を始、惣しての御令条記之、尤是をしらずんば、老臣政を執る事あたはず、此故に記之置、

一定例龜鑑 三十冊

右年中行事の外、於御家の御吉凶、冠婚祭葬の儀、或御手伝御普請、御老中御招請、且御代替等の儀、悉ク記之、

一賞罰勸懲録 拾二冊

右御賞与の事、刑罰之事等、惣して御賞罰の儀記之、

一御役成登庸

右御役成被 仰付候次第、老臣量方の始終、於御前取扱の儀共ニ委曲記之、

但、就御用差紙を以登城、或ハ奉行宅、呼出之次第迄悉ク相記、老臣新役にても取量手支無之様 調置之、

一職分勤式

右執政職の勤向の次第、侍頭勤方、三幸配頭御仲間年寄等、御家大小の御役人、勤役の次第、あまさず洩さず記之、其職其職量方、勤向の事調置候、然る時ハ御役筋の事、奉行所下知差図の儀、諸向へ対し御用向明らかにして、御政事所の威厳も可相立候、老臣これをしらずんばあるべから

ず、此故かたかた以て委細記之置候、

一代徭備考

右古来々大小の御役人被 仰付候儀を記録して、後來規則に備之、

一年始御規式御礼の図 一枚

但御座の間、御式台御書院御礼の次第、御畳付ヶ迄調之、三日御謡初の図共に記之、

一上覧鉄砲御櫓、并小屋の図 一枚

一御廟の図

右宗廟、尊霊の御順等段々記之、

右年来の志を以書立奉行部屋に備之、前々古役先役々御家格ハ申におよばず勤向量方の旧記一冊の伝来無之候、此故老臣退職の上には、後役の人、当惑におよび、御家格等詮議に、無用の大儀を失ひ候、新古の御格を穿鑿候事ハ器の是非にもかかハるまじき事なるべく候、よしなき所に心氣をくるしめ候故、前書の通相調、後役へ伝之、

但先世の老臣古格新格留置候ても、みなみな家々の秘書にして後役へ伝へず、此故に其人の進退に因て、君家の大格大札も盈虚あるかことし、可悲事に候、此故に役々の進退にあつからず、唯君家に定格の立て、かけずくづれず、往々永久行ハレ候儀、肝要の事なるべし、此主意を以、御家格書立、後來残せる者なり、

此儀論語

○温故而知新可以為師、矣尋温也、猶温燗故食、也

是温訓、尋、猶古來相伝之説、尋燗古字通用、習之義也、

是ハ御家之元

●水帳書改

右十五万石御取箇の本ハ、水帳の表にあり、上ミ国君、下庶人に至ルまで、人生の万事ハ地利に起ル、然るに当国の御図帳（寛永十五年に檢地ありて、是を改め置ける、御帳也）、ふり損ンして、殊に虫ばみの帳などもこれありて、かたかた不分明なり、其上宝曆七年の大水ハ今古非常の大變、山崩

れ川溢れて、田畠の損所おびただし、此故に川原に変し、淵と成りて、永引の地も多し、又開発に起キかへるべき地所もこれあり候、乍去此年の水難に、御領地荒て泥のことし、誠に是國家衰廢の兆にして、御判物の高可相糺様もこれなく候ゆへ、内々において村々へ対しこゝろミ候所、水帳と、田地と、不相合所々も多クこれあり、誠に是一大憂、國家の御大事なるべく候、仍水帳書改、これにつきふつゝかなる村々の分ハ、拔々田面に引合、御取箇をむすび置候儀肝要之事ニ候、尤以重キ御取行にハ候へども、追々衆評一定之上、水帳書改被 仰付候、

但寛永の御時代と違ひ、当世御郡中惣檢地等の儀は、公辺の御沙汰も難計候、然れども可被捨置ことハ無之候故、内々江戸の御役筋へも承合候所、水帳書改につづき、拔々地面引合せ等のぎは、くるしかるまじき由承知候、本文の通に候、尤村々百姓共のぎも地利の混乱ハ、一統相歎き候故、上下和合の上、是を行ハれ候所、順々地所引合も相濟候、乍尔大惣なる水帳のことに候へば、いまた半にもいたらず當時専ラ取懸各出情有之候、且又郷中の事近年追々評判を尽し候上、右論書數冊別帳に調置候、

是ハ御国の元

●郡奉行所 官舎

右前書の通、郷中衰、地所混雜、百姓困窮におよび、農家之業不相立候、其故ハ宝曆五年大凶作、同七年大水ハ前代未聞の事なるべく候、是に因てこれを御救ひのため、官舎被相立、本業を盛ンに行ハレ候元なるべし、

●郷村惣司 郡奉行也、地官の惣頭取、

右農家の患難被相解べきため、当役二人郡奉行の役銘を以被 仰付、尤代官の上に立候て、地官の惣司たるに因て、格様も宜敷、各二百五十石ツ、被 宛行、十五万石二百二十六ヶ村支配、農民男女七万四千四百式十人余の扱ひを被 仰付候、郷民男女ノ数、安永九年十月朔日改之人数也、

但三十万石之時、郡代之職有之、執政職に列して、惣郡の司をつとむ、然るに十五万石以来、郡代欠官、此故に惣郡の扱ひ無之、執政の兼官たりとはいへども、万政繁多にして、全ク郷中の事不行届、軽キ代官等これをつとめ候故、郷中を持崩シ、農家困窮、田畠すさみて、はなはた混乱此故ニ

御取箇も多分に相減、国家も衰微におよび、国人も自ラ患難に偪り候、此故に往古の例に因て、此時郡奉行二人被 仰付候、尤役銘ハ違ひ候へとも、此二人量方のきハ、いにしへの郡代に准し候、夫レ有土の君として、土地の役を被相立候事肝要の御論談に因て、本文の通被 仰付之、

○古書二曰

人之於食、也得之則生、不得則死、是食者人之以生也、

是国人の生死苦楽ハ、農桑の二ツにあり、これをみち引候ハ此度被 仰付候郡奉行の職分に有之候、恐れて精勤可有之候、此故に格様も相応に被 仰付之、

●郷村出役 拾二人

右年中郷村へ出勤、農家へ孝悌の貴き道を教へ、且奢侈を止め、農桑を勧め候様被 仰付之、此儀委曲農家立教の一冊に記して一人毎に渡し置候、繁多ゆへ枚挙するに不遑、

但古来此役これなく候得ども前書に段々相認候通、御郡中衰へ、農家業に荒ミ、往々国家も、これがために立かたきほどに相偪り候故、今度当役あらたに被 仰付候、且又社学ハ、いにしへ民間の

おしえなるよし、尤此事むかしのことにおよぶべきにはあらざれども、竊にこころミ候て、いつれか終に社学の物真似にも相移り候半か、山中田野といふとも人の道をもしらざらば、父母を父母ともおもハで、鳥獸にもことならんか、是に因て、此十二人をして、人のみちをおしゑしめされ候ぎ肝要の事なるべく候、此故に出役土着して、郷中の業を見聞し、民情を察し、百姓の病ひを恤ミ、復將地官のともがら、下民をあつかふ事をもとくと窺ひ、農家くるしみ候かいなや、これをも見聞、もし下民をくるしむる者あらば、よきに沙汰し、此外其村の害を解き、患ひを除き、或ハ水難をふせぎ、或ハ旱魃に田水の設け、且飢歲凶年の濟ひ候手当を、おしゑ候事、みな是、平常無事の備に候、然るに是までの儀、代官を始御城下に席を安んじ、民をおもふの心うとく、惣じて農家の扱ひ等閑に候故、年月本業廢れ、自然と国家の衰微此時に相偪り、進退いかんとも成しがたく候、是に因て、郡奉行の次に、十二人の出役を置て、往々郷中の是非邪正を承知、惣郡支配の元とし、民家の患難御救ひ被成下候ために、此役被相定候、乍去十二人元右文学にくらく、時變に事馴れ候人々にもあらず候へども、何事も始より上達すべき様もこれなき事に候、然ればかく迄の教も、人によりてゆき立ざる事も多かるべく候か、それハそれにて、臨機応變の沙汰なるべし、何の

道にも、先々此役を被相立、郷村教の元を被 仰出候次第如此に候、

又前々御年貢取立の役人、村々へあまた群れ入て、是を責取候儀、暴斂の沙汰にも似たるべきか、是ひとへに真夏の手当も薄く、唯々秋收の時をせたげ候、はなはだ悲むべき事ならず候哉、かへすがへすも賦斂ハ己が物を取るがことしといゑる本文ありと申候、然れば秋收ハ、是真夏の恵にこれあるべく候、此事常々うとく、郷村所納の時、農家の責、俄に至り候儀、何ともゆき立ざる事なるべきか、乍去何事も急々取直しがたきハ世上の常なるべく候、それにつきても先ツ先ツ十二人を出し置候て、御郡中の是非を問ひ、追々あかさくらさを極めらるべき事に候、是までの儀、上下の間、雲霧のへだてありて、無明の暗にて候、聚斂の臣を恐れつゝ、しみ候ため、出役を出しおかれ、兎角此設計ハ、百姓の味方と成り、心力を添へて、無理非法の患難を御解キ被下候一助なるべきか、是に仍て於美作宅、月々先生の講談聴聞のため、出役中会席を相催ふし候、是われも人も文盲不徳にして、農家七万人の苦楽を誤り候哉と、其罪恐入候故如此に候、且此役土着して身をくだり相勤候得共、末々社学の意を含ミ候子細も有之、彼是其実不輕故を以、一二人度々御前へ被 召出、民家農業のくるしみをも時々被 聞召候、依之其始より、何も心身

を清め、各致精勤候、

○古書曰、

不明之君、凶国之利而不恤百姓之病、雖得利乎禍亦隨至、

此書之趣を以、君上御論談も相濟候上、当役被 仰付之、

一下長井小出村あらだてと申所に、一人の出役居住を構(初五十騎組小川源左衛門、後に片山代二郎各妻子引越罷在)、農家へおしゑを成し候、此辺幸に荒地有之候故、田畠十丁余り相開キ、出役直キの持かたにして、年中耕作の事を行ハしむ、是レ出役農業にくわしからず候得は、おのつから郷村力田の導引もうときことに候故、かたがたの修行のため如此に候、尤下夕に一人の差配、御扶持方組、相立置、鋤頭、并作男数人抱置、年中開作の事をはけませ候、然るに、此処能ク土も肥て、一反三百坪の穀食、八九俵計ツ、の実取あり、此外田畠一ヶ年の所務不少候、尤是農田のはげミ損益にかゝらず、出役修練の実意に候処、幸にして地利もまた不少候、仍て此所の出かた御年貢の外なれば、是を以て小出村飢歳の備として、倉廩作事、年々糶を納め、農家御濟ひのため、一村、是を下しおかれ

候、それにつゞき、農家よりも段々此蔵、米穀を入レ置、飢歳の備を設ケ候、

但此外村々出役も右に准し、開発の事、又備米の儀、追々行ハル、小出村ハ小川別而の出情を以、段々存寄申出、郷中備米の始とす、

一小川転役以来、片山学士嫡子の代二郎後役被 仰付候様奉窺 君慮、則被 仰付之、仍て兼々相含候 社学の物真似にも相移し候様致度候故、段々代二郎へ内談を尽し、代二郎も無二の志を励し、右新館の藁屋におひて、孝悌のおしゑヲなし候所、追々百姓とも殊勝なる志にて、五七間の假屋を取立、こゝを講談の間に定め候、然るに当所百姓共、おもひおもひに材木持来り、藁を運び、土を送り、何も何も志をはけまし、終に一棟の作事不日ニ出来いたし候、依之代二郎此所におひて、定日を相立講筵を開キ候所、農家の者共来たりあつまり、是を聴聞し、涙を流し聞ク人もあり、欠伸して、膝を痛め、倦ミつかれて屈曲するも多し、しかし席をかさね、講談の数つもり候へば、何とか耳入もちかく、今日我父母妻子の事にて、教のありかたきをも心にそみて、追々此藁ぶきへあつまり候より、隣村よりも来る、近郷よりも来りむらがり居て、これを聞き、父母を父母とし、老イを老イとする心も

生じ、自然の教化、往々孝行の人などもありて、誠にとうとき君か代の御徳を奉仰候、さてと、さまかゝさまのありがたき心が生じ候へば、国君の御恩も合点が出来て、上を尊ミ奉り候より、御年貢の事も大切におもふ心より農桑のはげみにも移り、一人が五人十人におよび、百千万人にもふる候て、孝悌をさらざるをば人ともなさず、君徳をおもハざるをば、鳥獸の様にいわれ候が、つもりつもれるところ、すなはち御治国安民にして、先王の道もいつかこゝに行ハれ可申候か、まかぬ種子ハ生ぜず候、鳥獸すら、芸づき、山猿も教へ候へば、舞を舞ヒ候、況や人をや、

一 郷村出役被 仰付ゆきとゞかざることもあるべく、又仕損シたるぎも多ク可有候、尔し民間に孝悌をおしゑ給ふの道、君慮何ぞ御上の御悪心なるべきか、尤出役の是非、農民の邪正ハ、かれにありて、上の御取行にかゝハるべき事ならず候、彼是繁多故、致筆略候、

一村々に出役居り候へば、農家によしなき異論などこれあり候共、出役是を取しづめ、或ハ訴の事、あるひハ願の事も、少々のぎハ出役のあつかひにて事の相済候儀もこれあり候、さ候へば 御城下の

登りも少ク相成り、こゝに人しれず賄賂などの沙汰相止ミ候か、且又世にはつたなき者共も有之、むさと村々へ来たり、百姓を掠、物取りを致候者も、出役に恐れ、其上村方所々の普請に無用の費多ク、農家の難儀に相成り候ところ、出役の世話に因て、過半入料の相減じ候事も有之候へキ、又年中村々送り夫など、人の費も多分なる事二候所、此等も出役の心遣ゆきとゞき候へば、各別に相減し、將又知行取立の給人、非道なる事も相知れ候時ハ、其筋をも糺し、或ハ博知打も恐れ、歌三味狂言のあそびなども少ク相成候様なる儀、惣して村々小夫銀（公納之外に、村方にて、百姓共諸懸りの用钱小夫銀ト云）の懸りも多分に減少、なにかれ御郡の患難を相すくひ候事、出役の世話にて相解きくれ候へば、年中郷中の潤ひに相成候事不少候、此外数ヶ条の事共二候故、爰に尽しかたく候、

但何事も口に云ヒ、紙に書たる様に参らざる事ハ、一篇の事二候、然れば此出役も其人によりて、此条々これに反し候時には、却て郷村の害に可相成候、出役中異心起り、邪路にわたり候ハゞ、甚以て大事に候、此際殊に無心元候、乍去善道に反し、悪を成し候と申時ハ、老臣大身有司諸役とても以て同然の事なるべきか、しからば出役のミに限るべからず候、唯何事も農家患難の時節、農桑をさかんに成し、御国の治め大事に臨ミ、出役にあらずして、郷村へ誰人が孝悌の難有道をおしゑ

候半か、然らば異心無道の人あらば、嚴重其惡を糺して、御仕置可被 仰付儀申におよばず候、此役若し惡をなすべきかと、遮て此役の事行ハれざらば、民間の教いつの時に可相關哉、尤老臣心を尽して下知を成し、これをおしゑ、これを行ハしむる事肝要の事なるへく候、是出役をして、農民七万人をおしゑ候儀如此に候、

●代官所新立

右御半領以來、五代官の宅々におひて百姓取扱候處、追年鄉村相衰候故を以、表町小嶋（元代官）が旧宅を補理、五代官一所に會シ、鄉村御用取量候、然るに元より官府の建方に無之故、役寮の全体不相調、彼是混乱におよび、何分惣郡へわたり合候儀も成かたく候、是に因て糺町口北外張内へ新規に代官所建立、御郡内を五ツに分ケ、役寮も五ツに割、一ト扱に代官二人ツ、十人、并添役下役等夫々に割合、各日々出勤誠情相尽し御用向相務候、

但此代官所惣司、郡奉行支配被 仰付之、

● 検地定役

右是まで早損水難等、或ハ不作の年並、村々を檢地願の節は、惣御扶持方組を拔々罷出、竿先筆取相勤来り候、然れとも定役とてハ不相立候、然る時ハ古来よりの檢地の法も区々に相成、彼是ゆきとゞかさる儀も有之候、右付而定役を被相立、是を本として諸向へ及差図候時にハ、量方も相揃可申儀に候、是に因て此度檢地定役被 仰付候、当役の儀ハ、日々郡奉行所へ出勤、惣郡御取箇の盈虚を勘考、郡奉行中へ告之、且諸向へ罷出候檢地人の量方の上をも相糺し、惣して御領地の全体へゆきわたり、明白に相成候様に出情可相勤旨被 仰付之、將又此度水帳書直しに付而、右之頭取をも相勤、書役の面々へも宜及差図、永久の水帳全ク致成就候様、嚴重取しらべ、其上此水帳下地面引合候時ハ、右定役直々村かたへ罷出、自身田面をも相改め、地方の儀古法を相定り候通混雜無之様に出情可仕旨、随て月俸役料等相応に被成下候、

但御扶持方組におひて、檢地かた相勤来り候へとも、たれが役とも不相立候故、重キ御法みたり無之ため、かたがた本文之通二被 仰付之、是にて粗地官の役相備ハリ候

年来衰へたる御家を奉見上候へば涙が流れ候、尤只今初て相衰たることにも無御座候得とも、十

五万石の大患を荷ひ国民拾万人の身命を担ひ候身に成り候てハ、唯われのミの罪におもわれ候て、万々寸胸に偲り精神もくらミ、心もみたれ候より、あるにもあらざる愚慮をめぐらし候ところ、大なるかな天地生々の徳ハとうとき事にて、復將先聖の御教ほどありかたきことは無御座候、此事物知顔にいまめかしく申も恐入たることに候得共、国家衰廢の時に臨ミ、人目も恥もおもわれず、唯タ一心に地の利に志し候、十五万石の衰候を取直し、国人のくるしみを解キ候と申儀、天下広しと申せとも、決て此外にハこれなきことに候、是に因て其故をあらまし左に相記候、

●地利力行

右御領国三十万石も元々の御本領に復さず、今の御半領御届高ハ、拾七万八千八百十八石八斗七升二合にして、扱此内より駿河守様并御家中の知行俸禄取合候て、十四万石ほとに候、仍て残りの分わづかに三四万石の公納なるべきか、しかもそのうちより宝曆七年の大水に川原と成り、洩と成りたる田地もありて、永引等なにかれの御引かたも不少して、御取箇も相闕ケ候、依之入ル事ハ少クして、出ス事ハ多し、尤御本納の外に、一国中諸役銭の御歳入、蠟と青苧などの御国産の御歳

納にて、御本納の足ラざるをも補ひ候ぎ、されどこの蠟も青苧もはなはだ価直いやしく相成、近年猶々君家の御困窮もいやまし、寛延二年右御借上の半知今も御返し成らず、累年君家も御家中も匱乏の世の中と罷成、往々国家の一大憂と罷成候、然れども是をいかんとも成しがたく、宝曆のすゑつころはなはだ急迫の時にいたり候てハ、御国を被差上候外ハあるまじきなど、重キ御論にも相移り候儀、前書毎々相頭候通、国家長夜の暗にて、けふハけふ、あすはあすの御取行言語同断の事共に候へキ、尔しこれを歎クの人ハあれど、これをすくふの愚慮もなく、是を取直すべき術もなし、且自他の金主々々假貸の金銀、ただに進上の人ハなし、借用して返済すべき様もこれなく候へば、貸りて又貧病のくるしみをかさね候、此故に千慮万慮数尽キてあきれたることに候、されども昼夜捨がたきハ国家の事にて、川の流れ候がごとくに候、誠に冥々の志なきハ、昭々の明なしとかや申候、尤およびなき事ながら、このときに偏り、精誠肝胆を砕キ、思慮を尽し候所、地利の外にこれなく、地利ハ人力を尽スにありて、人力の尽クル所則天命に安んじ候儀、聖賢の君の教給ふところ、こゝに一定して、地力を尽し候儀に止りたることなるべく候、此故に地利力行のヶ条をこゝに相記候、

但いまめかしき事ながら、むかしのむかし、千万歳のむかし、神農氏、木をきりて耜とし、天下に耕を教へたまひしより、文武の君も地利より起り、天下御仁政の盛大なる事、人々のしれる処、申も中々恐れ多ク候、呂尚是に困て、草萊を開き、魚塩を利し、女功を勧め、民これになつきとかや、厥後管仲其遺法を得て、魚塩を利し、国を富し、兵を彊し、或ハ魏の文侯の時、李悝も亦地力を尽せる事、二十年にして、民物蕃庶財用豊足、これミないにしへの人、地利を尽して国を富し民を安んじ候事かくのことくなりしよし、誠に天下有土の君として、土地の利を尽せる事、万世万国の鏡なるべきよし、老たる人々の（倉崎清悟・小川与惣太・穴沢庸齊・小松之金淵傳五郎）おしゑを承り候て、追々地力をこころミ候て此のケ条にも相顕し候、

○古書曰

夫地者万物之府藏、也貨財出之、此故欲盡地力者必盡人力、 下略

又

古ノ之人皆用此ノ道ヲ以テ成大業、矣雖今之人誠者盡人力以能可盡地力、然則雖小国尚可以

致富彊、也況大国乎、此語老人の教にも引合、且美作追々是を試ミ候処、誠にありがたきことは、土の事にて候、然れども未此道に修練これなきゆへ、ゆき立ざる事のミ多ク候、然れども段々農桑生産の術に相馴れ候はゞ、これ富国の元なるべく候、

●君上御歟初

右民八国の元と申候処、累年村々の困窮いやまし、農家業にすさみ、往々惣郡相衰、終に国家之御大事にも可相及候、此事達御聴はなはだ以て御歎キの余り、城西遠山村へ御開作所御取立、四季農田の事をしろしめされ、其上春三月此所へ御成田面ニおひて、御自身歟をとらせられ候て、二三発耕したまふ、是君上御歟初の例如此、いにしへの明君、民の産を制スルをもつて先務とし、必稼穡をおしゑたまひしよし、惟レ食ハ民の天、農ハ政の本とかや、誠に四民治生の事、恒の産なきものは恒の心なしと、このゆへに国民業を励ミ、衣食足て後、忠孝の教化も行ハれ候時ハ、国天下も安スかるへきよし、然れば御歟初の事はこの御国に生としいけるわれ人の事にて、農桑さかんに成りなば、国民十万人うゑずこゝえず人生安スかるべく候、此事かゝる衰世に臨ミ、御歟初のみは、

こゝに其効ハ相みへず候共、いつか農家の七万人におよび、たとへば一夫、一ト鋤ツ、のりきミをまし候ても、凡七万鋤の勢ひをふるひ、濟世の御大業もこゝに起るべきか、しかれば君上の御一耕ハ、すなはち七万耕成らずや、是農家に力ラを添られ候て、国家の大患を解せ給ふのぎ、深遠高大の賢慮、羽州の天地に相満候てありかたく恐悦の御事なるべく候、

但むかし聖人の政ハ、教養の二ツにして、農桑の術ハ人を養ふ本なるよし、此故に農術にくわしからざれば、穀食財貨も世々すくなふして、人民生養をとぐるこあたはず、将又孝養ハ人をおしゆるみちにして、堯舜の君も、后稷を以て農桑を教へ、契を司徒として、人に人たるの道を教たまひしよし、今羽州の民おしゑの道に殊の外うとうとしく、国人いまた東夷の風残れりや、惜かな、且当地力田の術も唯一篇の事にて、いまた其術にくわしからざるや、然るに御鋤初るのぎハ勸農の本なるべきか、いにしへ聖王賢君もみつから大臣をひきいて、春の始め、農田に出て手づから農具を取て、田を犁初めたまひしよし、是を藉田と云ふて、政の初とし、本をつとめたまへる事なりしとかや、今我日本におひて、勢州に御田殖と申事も是にひとしき、神事なるよし承る、扱よそハともあれかくもあれ、農家の業ゆきとどかず、此地黒土とも成ぬべきを、君上

の賢き御徳を以、御歛初の式行ハれ候より、地官のともからおもひ入深く、惣して御郡のことに精神を上げまし、誠情わか職に心力を尽し候へば、其役にあらざる人々までも、本業の尊き道を仰き、かれこれ時の勢ひにつれて、郷村所々の塊田も少ク割作といふとも、捨作りにもあらず、ここに生養の徳も開ケ候事、誠に是自然のしかるいきほにして、村々に残せる地もなく、追々農業盛んに可相成、きざしもあらハれ、国家の大なる福なるべく候、

又

本文に段々相認候御歛初の次第、先ツ其日に当て、春日大明神白子大明神において、五穀成就の御祈り有之当日君上御社参、夫ら直々遠山村御開作所の御假屋へ 御成、且月番之奉行ハ御供、非番の奉行ハ御先へ相詰、其外今日の役者同所へ相詰御出迎の礼畢て、御歛初之式始ル、此時君上（今日の御服御熨斗目御上下被為召）田面へ被為 出、御自身御歛初（御耕しの数二三発也）行ハせ給ふ、右畢而御假屋へ被為入、夫ら奉行中相揃田面へ出て其式行之（各熨斗目半上下着用歛を取て五七発）、右につゝき、二人の郡奉行、十二人の出役、二人の役所役（郷村の御用懸）、それにつゝき、十人の代官列々を正し是をつとむ、且当所御開作御用懸、

御小姓佐藤久四郎、并役方御扶持方、随て鋏頭当村の肝煎等地所の段式を分ケ、其ヶ所へ札を立、順々に春田を耕し候、此式済て、何も御前へ被 召出、両社の神酒を以御通被下候、それより老臣始め君前において御酒宴及数刻、御佳興畢る御帰殿、此節何も夫々の場所におゐて御見立相勤候、惣して今日の式、事多ク一々此所にハ難相認候、委細ハ別に行事の冊あり、此所に筆略、

● 勸農

右本田本業の事ハ、御治国の大本に候得は、地方之御役人中、益々農家の取扱に心力を尽して、農桑を勧め可申事に候、常々手当疎く、たゞ秋収の時、百姓の年貢をねだれ候て責取候様なる儀愚味の至りにして、其道をしらざる儀暴斂の沙汰も是より可相起事なるべし、是尤以て恐るべきことに候、古人も一年の計は春にありと申事に候得は、耕作の運び、平常心をくばり可申儀二候、此事数十ヶ条これあるべく候へば、此所にことごとく枚挙するに不遑

一右常々こころ配りの概ねを、粗このところに相認候、たとへば其村々へ対し、百姓の病を問ひ、その害を除キ、患を解き、力田のはげみ候様にみち引可申事二候、百姓の病ひとハ、人のすくなき村々ならば、人の配り、馬のなき村々へハ、馬を立させ候くばり、或ハ夫食の手当、あるひハ養ひの蓄ひ等段々それぞれのこと丹情を尽し、其外田水之儀、川除等、惣して古田を尊ミ、平日のくばり大事なるべく候、春田の運び苗代の手入を始とし、種まきの、すきかへしの、早苗・中田・晩田の殖かた、日並の事、芸の度数、かれこれの業をたかへず、むかしより農田のおきてを守り候て、これをはけまし候儀、地方御役人中の勢ひにこれあるへく候、耕作の事農民ハわか業の事に候へば、脇より何一ツ申すまでもこれなきことに候へども、かれらにまかせてのミ打過候時は、宝曆時代の様に、荒田多ク相成申ことに候間、御役人中出情第一の事なるべし、

但宝曆五年大凶作、同七年の大水以来、惣郡衰、百姓困窮、おのつから業にもおこたり候故、村々年貢の済下り夥き事に候、仍て郡奉行中代官中別而出情追々郷村取立候、下長井ノ内、白兔村二計、年来の済下り壹万貫ほど有之たるよし、其外諸村多分の未進有之候、且肝煎共引負も相積り大なる事二候、右につき、郷村の扱ひ大事に至り候故、各心肝をくたき取量候、

一 農家本業を精一にはげみ候儀ハ、本根の儀申におよばず候、然るに村々末業におもむき、商買の事に走り候儀、御郡衰微の元に候、交易の沙汰ハ、農民手をふところにして、高利を得候きを歎び候も、人情無余儀候、然れども和漢末業を禁し候ぎハ、本業すたれて、国の元立ず候、然れば百姓の売買を停止の事、肝要の儀、往々是を差留可申候事、

但当世百姓共年貢さへ無滞相すまし候へば、公民共に宜敷と申事に成行候儀ハ、誠に国家の衰廢はなはだ悲ミべき事二候、尤急々にこれを停止候時ハ、眼前に相泥ミ申儀二候へば、追々これを制し候儀大事の治めなるべく候、

一 当国郷村、農人少ク候故、決て本業不相立、はなはだ敷ケ敷事にて候、是に因て出生養育の事、且又新仕立の足輕、組入陪臣譜代入、町家の店々に抱置候儀、其外他領へ商に罷出、長年もとらざる者これなき様に取量可申候、江戸の夫方登り等の儀も、成るべきたけハ減少、又不足之分ハ、先年のことく上総夫を抱置候て、いつれにか事済候儀肝要の大論なるべく候、

但村々へ対し、其病を問尋候て、人少ならば、其村へ人をまし候いたしかたあるべく、又馬がなくハ馬を索入させ候たぐひ、いつれにも難村の難病を治する事、国家の大本を取立候大事の取行ひなるべく候間、追々精勤可有之候、且郡奉行中并檢地定役を始、重き存寄を以御郡の難村、十ヶ村を取立申度由申上之、君上御喜悅ニ被 思召候て、則何も深実之志ニ被相伺候て、各丹情を尽し候、

右勸農の次第粗記之

●古田起返

右古来より永引に相成候地所も有之候、年をつもり土を置候所もあるべく、いつれ起キかへるべき地所をとくと見分、段々起返り候様心力を盡スべし、就中宝曆七年の水難地多分すたれてこれあるよし、是又追々見分の上に可成たけの荒所ハ、悉ク起返し、十五万石の御取箇相欠ケ候分、元々のことく復し候様、何も出情之儀、当世の急務なるべく候、

但古田の荒地成るべき所を見立、起き返し候儀ハ、何の害もあるまじく候、民家のさハリにも相成

候ば、よくよく吟味の上取捨あるべく候、

●新地開発

右御領内に田畠となすべき地所も可有之事に候間、山野所々見分可申出旨、十二人の出役へ達ス之、仍て村役之者共へも相尋、段々見分之上、村名所付ケ、或ハ其地の広狭、町歩共に相改、追々何も申出候ところ、取捨ハ可有之事に候へ共、御郡中の空地明地も不少候、右之内再見分の上、開発試ミ候ところ、成るほど田畠に起り候て実取相応に生し候所も有之候、又地所あしく実取のなきところも有之候、又その致しかたのよしあしによりて、田地に成るもあり、成らざるもこれあり候、兎角新田の事ハ中々容易ならざる事にて、一様によきとのミ定めがたき事に候、然れども一反一畝田畠に成就いたし候へば、年々一トたびづゝの実取あり、其地へ一本殖れば、千本の生々ハ、誠に国土の宝にて世に穀食をまし、生養の徳をなし候、さ候へば夫たけに御領知も広ク成り候にも准し候儀、是地利の尊きところ大なることに候、然れば弥地所を撰ミ、其村其所の害にも成らざる所は、新田開発も往々心にかけて可相開事二候、雖然古田の本業を粗略にして、新田のミを事とするには全くこれなく

候、本田農業の余力あらば、新田開発も成たけに心を用ゆべき事に候、御本領のむかしをおもひ候共、とても復さず、さ候へばいにしへの道に習ひ、兎ても角ても地利を尽し候にあらざらば、安民の御取行も相立申まじき哉と存候、

但むかしより草萊を開きて新田となす事ハ、国家の善政なるよし、然るに草ふかく繁りて、荒地の多きことは、国を治むる人の恥なりといゑり、此故にあれちを開き、新田とする事ハ善治也と、古人も云フおけるとかや承る、新地を開き候事ハ極めて国の大事なるよし、これによつてたとひ土地のよろしきところにも、卒爾にこれを開くべからず、其村其所の利害をも弁へず、強てこれとなし候時ハ、古田のさわりとなり、或ハ民の害となる事これあるものゝよし、然れば国のため、民のためとおもひ候て、却て害となる事尤以て恐るべきことに候、領主国君の是をこのミ、又政を執る人、これを以て功を立んとするときハ、下民も其心をさとり、必下よりも其好ミに入ランとして、新地開発の事申出候者も多し、かよふの者ハ、一国の利害をも顧ず、又民の愁苦にも構はず、たゞ一時の浅きこゝろより軽々しく申立るものなり、上に立ツ人々も其所、民間の事ハくわしくもしらず、就中地利の事も不知案内なれば、その申出にまかする事あり、これ必申出候者の弁説に

誑たぶらかかされて、後日の害をおもはずしてこれにまかせ候、扱其村に害を生じて後、初ておどろき、これをやむれども、これまでだんだん民の力を勞し候事ハ、とてもかへらず、又其所の害も元々の様にも復さず、かれは後悔ハ先キ立申まじく候、是に因て新田開發の事ハ、いかにも其初ふかく吟味を尽し、幾度も見分におよび、又地利にくわしき人にも習ひ、老農にも能々問尋、謹てこれをなすべきよし、古人のおしゑおかれ候儀を承り候て、粗此所にしたゝめ置候、五土の地ハミな、それに功用ある物なるよし、これも古人のおしゑおかれ候、たとへば平原広野ハ田畠に比すれば、何のむだものゝやうにおもわれ候得ども、極てさ様にはこれなきものゝ由、其故ハかよふなる広野には、牛馬を放ち、或ハ草を刈りて田の養ひとなし、且人君遊獵の場にもなり、又万一も国の大事これあり候ハ、数万をあつむるに、平原広野なければ、良田をふみあらし候ことなどもこれあることの上よし、しかれば新地を開キ、農田となし、五穀をますことは、善政なりとても、こゝもかしこも、ミナ田地になしては不自由なる事なれば、兎角其初め深く思惟して斟酌あるべきよし、古人の教、謹てこれを守り、新地開發のぎハ輒たぶらかくなすべからざるよし、夫レ地利の事、川には川の徳あり、沢には沢の徳あり、あるひハ池や沼など乾し、田地とする事ハ、天造の自然をやぶるゆへ

に、後年洪水などの難儀起りて、民間の害と相成候儀、異国本朝にて其例し多かりしよし承る、山に深樹あれば、水を生じて其辺の田畠を養ふことよし、当地において、是を水林と云ふて古木を立置、鉄おを入しざる山林もこれあり候、若し是をきりつくせば水生ぜず、田を作るべき様もこれなきことよし、さ候へばかよふの事ハ必其教のことく可相守ルことなるべし、北条郷赤湯村の沼ハ広クして、其辺数十丁、谷地にて浮島のことし、此沼の水を抜き落して新田となしなば、乃至万石の実取もあるべきなとむかしより里人云フなしけるとなり、然るに寛永のころか此村の代官、安部右馬之助此地を新田になすべきとて、近隣村々の老若男女に価をおしませたまへて、しきりに土を運ハせけるとなり、然る内にふしきの菑害ありて、半ハにもいたらずして止めけるよし申伝へ候、此地新田となし、民間のさハリなくハ、菑害に泥むべき事にもあるまじく候へども、此沼の水を抜き候と申儀いかゞ、後害ハ明らめがたく候、然れば此地を新田となす事止め置かるべき事に候、若し後年果敢明決の人ありて、新田となすとも、後の害ハ明らめがたかるべし、闕疑ハ先聖のいましめ給ふのぎ、此事前書にも相したゞめ候とふり、毎々古人のおしえに習ひて、赤湯沼を新田に開き候事ハ必おそるへきことにて候、

●御国産取立

右衰たる御時節にいたり、御家中患難の顔色を見るにつけても、唯おもはるゝハ、寛文御半領の事ならず候哉、是をおもひ、これを歎キてもかへらざることはしりつゝ、甲斐なきむかしが残念に候、しかし天に叫んで、これを願ひ候共、何ぞ御本領のむかしに復すべき哉、されば終日にして思ふ、須臾しゅゑんの学ぶにしかずとかや、然ればよしなきむかしをおもふ間も早く御国産を生じ、此御国より寛文の時、欠ケたる御領知を補ふ事何よりも急務なるべく候、夫レ御国産の御出かたと申時八十五万石御取箇の外にして、公辺御届にもおよばず、又御内取と申ことにもあらず御蔵納満足のこと候、然れば夫レぞれの地所をえらみ、人力次第是をさかんなさは、御本領の御取箇ほどにも准すべき哉、此旨毎々奉窺 君慮候処、弥国産取立可申由被 仰出、何も誠情相尽し候、

○生産試

一扇折

此産、上かたの製におよはざる事ハ申までもなく候、尔シ一国の製、一国の御慶ハ可相済候、
但 当国の製これあり候へども、若し始終遂ケがたくも候ハゞ、扇折を上方る頼ミ下タし、
是を師とし習ハせ可申候、

一 墨製

此制ハ宜敷致出来候、玄泉月精のたぐひまでハ、御当地の製よろしく候、

一 硯製

此製、黒鴨村る石を生じ候、十分には無之候へども、一国の産にハ相成候、

一 瀬戸焼

此産尤以て十分に不相調候、然れども田沢村之入山る土を生じ候、是を以焼き候へば、いつれか
一 国の産にも可相成候、

但此製、弥心を配り候時には、随分永久の調宝に相成候て、雑物等ハ悉く其用を弁し候、摺鉢
の一品計、焼出し候共、国中の家々可致満足候、

一 紙漉

此製此地の楮にて漉きかた出来いたし候、中折・筋引・杉原・天津軽・小津軽、此等の類悉く宜敷出来、一国の生産致成就候、然れども国中一統相用ひ候ほどは漉かた出兼候、さ候へば楮を多分殖立候ハゞ、往々可相成候、

但国中民用の料紙、年来是まで福島右相求候儀夥きことなるべし、然れば国の油、他領の人を潤し残念の至二候、たとひ紙の価米沢と福島と同等たりとも、わか国の人を潤し候儀、国の治めにして、經濟の道なるべし、此故に弥是を取立可申事に候、

一紅花

右むかしより此産也、然れども出かた不足にして最上領の製におよびがたく候、然れども土地の撰ミ有之哉、そのほどいか計がたし、能々其製スル者共、向ひ尋て、年々殖まし候儀相成る物ならば、心を尽すべき事に候、

一藍

右年来此地の産にハ無之候、然る処近年これを殖、是を製してよろし、然るに半バころ余り繁華にして、其製はなはた粗末により、多分これを相捨候事これあり候へキ、是に泥ミ候て勢ひをく

じき残念之至二候、乍去全ク藍のあしきにあらず、製しかた念を入、其手練の人、よくこれを製し候へば、仙台領_右藍を入レずとも一国の産ハ悉ク可致満足候、さ候へば仙台領の人を養ハず、此国の人を養ひ可申候、

一 楮殖方

右殖立候儀、前書紙漉の条下に相認候通二候、

一 木綿

右もくめんむかしより此地の産二候、尔し土地に不相応なる物か、多分に生せず、何の事二候哉、上方より入り来り候もくめん夥きことに候、いつれか其筋々承り糺し置キ取捨の論におよぶべきことに候、成らざるを強てこれを成し候ハ、却て其益あるまじく候、

一 竹

右此地雪国なれば竹少ク候、然れども殖てさかえざるにもあらず候、尤一国中にて相用候ほどのぎハおよびがたく候共、其地をえらミ殖置度ことに候、

一 松尾梨子

右会津御旧領の儀を以御献上に相成り、年々会津右御買上に候、然るに近年高津久村の百姓、此梨子の継穂をなし、松尾梨子を生し候、其実大きにして風味も亦甚佳なり、仍て御献上の内へも、これを加いて被差上候所、首尾能相おさまり候、然れども木数もいまだ不足にして江戸御役人中御配り等に引キ足らず候、追々木数をもまして、此地の産に相満候様致度候、其筋相糺しいよいよ可及沙汰候、

一杉殖立

右元より此地に相応いたし候へば、其地を悉らひ、いかほどもこれを殖立可申候、仍下長井辺にも所々杉林を取立候、

一山林

右所々の山林を見分佳木良材の生し候様に心を配り可申候、就中城西七里をへたち塩地平の山林ハ、檜・さ하라・つが・五葉松など、麻のことくしげりてミなこれ良材也、然れども七里の数、運送の工夫用脚の費不少候、仍御城下の用木に不自由二候、しかし一とせ其筋の川を流し、木場川へ入れて、材木蔵へ囲置て用木となし候へば其益も有之候へキ、是に因て以来心を盡すべき

ことに候、

但此外所々の山林心を配り、民用の自由をなすべし就中炭の事、薪の事、兼々便利にして、國中の要用をなす事治めの道なるべし、

一通船 松川右最上川へ下タス、是を小鵜飼舟ト云、

右御当国の年穀運送して酒田へ下し、此湊より海上差廻し、大坂へ着岸、同所において是を払ひて、代金之儀ハ江戸桜田御屋敷の御用金と成し候、是享保・延享の時代宝暦の初ころまで年々の配り如此二候、其後御勝手相衰年穀も足らず、又急迫に仍て、酒田表にて相払候より、大坂廻米延引、今も酒田迄の川下ケの事ハ右之通二候、これに因て、年穀川下ケ春水の時より、五月までの内、運送大事二候、然るに年々水涸て米穀も相残り候故、小鵜飼ノ数をまし運びかたを早めて川下ケ遅々なき様各可盡丹情候、

但むかし京師の西村と云フもの、菖蒲村くろ瀧の岩を切りて通船を始め候より、今以年穀の運びよろしく候、然るに其頃の舟をひらだと云けるを、宝暦のころに森平右衛門小鵜飼舟の事に心をくだき、猶又通船の運びよろしく相成候、此儀は平右衛門が各別の功にて候、

一梅

一桃

一柿

一栗

一棗

右の木もしきりに殖立候て、他の産を入まじく候、就中かき・くり・なつめなどハ飢をたすけ候
ものよし、かたがた有司諸役余隙を以心力を盡すべきことにて候、

一葛粉 瓜楼根、 蕨粉ト食スルコトなかれ

・榲桲 俗ニ云シダミ老少食スル事なかれ、製シテ後食之 ・榲子

・薏苡仁 ・蓮藕

・芡実 ・菱実

・草薺 ・百合

・烏芋 ・山藁

・沢蒜 汐にて調食スベシ

・うしびる

此うしびる、上野の人、凶年飢を救ふにはなはたよろしきもの也、上野にてハ毎年豊凶を考へ、凶年にハ邑長、支配々々へ御れて、農夫山野につれ立て、うしびるを堀り、煮て食しむ、此物よく煮熟されば麻泔（ゑごく）て咽を戟す、六時ほど煮レバ食しやすしといへり、他国にて飢歳の兆あればはやく其備をなし、山野の物をとり、常に米麦を貯る事如此と云々、

右此等ハ飢を凌ぎ候備なるよし、尤此外にも種々あるべし、兼て国人におしゑおくべき事共二候、繁多ゆへこゝに略ス、

一塩

右当国に海浜なければ汐なし、唯他領の産を入れて、常々民用足ル、此故に兼て其道を開キて、便利なる事肝要なり、但国に事ある時、汐の運び方其道をふさがれ候時ハ、難儀におよび候、心得べきことに候、此故に直江城州ハ、籠城の為に、塩を田贏（つぶ）からの内へこめて、土手の内にかこひおかれしと承る、又漬菜に塩を多ク入して、是も当国籠城の備なりしと申伝へ候、然

るに、近年小野川村、温泉の辺より塩を産す、此故にこれをやかせこころミ候ところよき沙也、此故に此地の産として、年々是を生す、勿論一國中の用ひ候にハ不相成候、然れども田嬴からの内、へこむるよりハ安スかるべし、此故に城州のふかき知慮に習ひて、小野川の塩ハ永クやかせて、御国産の数になせり、後の君子此製を止ル事なかるべし、小野川より一年生じ候塩ハ田嬴からの内へこめ候よりハ多かるべし

一 萱野

右当地ハ雪国、戸々門々皆かやぶきに候、これに因て、山野所々萱を生じて、家々の便利となし、雨雪をしのき候様に是を論し、郡奉行中も出役中も、段々心遣有之候、右是まで御国産のケ条粗相記候、尤つたなき浅智、世の人の譏りもはづかしき事に候へども、寛文の御半領残念に余り候つゞき、復将当御時節相衰候事、寸胸に偏り、何をがなと存候より、人めも恥もおもハれず、かきさバきても、御家の大患を解き、御家中の貧苦を除き、国民のくるしみをも相濟候て、二タたび元の御時節にも復し候へかすと相合候より、あるにもあらざる事まで、愚慮をめぐらし、同僚および、有司諸役論談を尽し候儀如此に候、

但右是までのヶ条其始より終りましてしたゝめ候儀も有之候故、年並の次第前後のちかひも有之候、此末ヶ条も跡先キに成りたる事も候間、清書の時順々にあらため記置可申候、

●御家中半知御返し

右年来御家中知行俸禄御借上被 仰付置、一統患難にせまり候よし、被 聞召上 君上御艱難、御身をくるしめられ、此度御借上の内、銀方計御返し被成下、一統時雨の御恵を蒙り候、

但右被 仰出候次第、段々其時々留置候、繁多故爰二筆略、

●片山一積へ御加増被成下

右孝悌忠信の教へ御治国之元にして、文学に起り候、依之紀兵衛教の道出情候様被 思召候、右のつき、今般三十石御加増拝領、都合百石、世禄二被 仰付、

●平洲先生米沢へ御招請

右齊家治国ハ文学に起り候由、然るに当国ハ山中辺鄙、いまだ東夷の風相残り、世俗もうるわしからず、殊に戦国につゞき教の道も不相立、其上年來御時節相衰、国人患難にくるしみ、国情つたなく尊となく、賤となく、唯今日の貧苦に徧り、孝悌忠信の道もいつかよそに成行キ、人を教へ、子をそたつることも疎く、幼年ち置乏の事のみ見聞、おのづから心かだましく、身ほそに成長いたし候故、倫理にくらく、五常の道も明らかならざる事、年來甚なげかしく候、荀卿曰ク人無師無法而智なるハ、必盜をなすとかや申候由、御治国の道恐るべきことに候、しかればいにしへの教、風を移し俗を易ルと申こともこれあることよし、是によつて御国の教を奉仰候、御先代様の御時此儀御沙汰も御座候へども、いまだ御いそかしき御時節故御延引に罷成候、然れば当君御代あつはれ適可然御時なるべき由追々御内論の上、平洲先生へも御頼候趣、深く相歎候處、始のほどハはなはだ辞し被申候へども、頻りに下国の事内談におよび終に御頼の趣領掌御請をも被申上候付て、猶又表向御使者等重ク御礼儀相調候上、此度先生御国元へ下着、君上殊以て御喜色不淺候、

但先生大町寺島吉郎左衛門所へ先ツ参着、出迎の御使者、老臣此外取扱の役々夫々に被 仰付、

其後追廻、北の馬場御殿を補理、先生仮住居に被相定、學問生数人附属、何も何も馬場御殿へ引越罷在、各勤學無怠慢、且先生講談の時ハ、御家中の士拔々馬場御殿へ出席、君上御學問御精勤、月々定日を以先生登城、於御書院講談、此節大殿様奉始、御方々様御出席、且老臣中、御前に伺公、并御城代・御小姓頭・御近習中段々各出席被仰付、拜聴之、先生御招請の礼、御取扱の次第別冊に記之、毎事繁多故悉ク難相記筆略、右明和八年初て御国の教を被相開、函丈の講談、聴聞、みな人孝悌の難有おしるゑを感得、

●孝行人御感賞

右御家中并農工商買、孝行の者を御賞し、金帛或ハ穀食等賜り候、尤其筋々相糺、五人組町内ノ者書上、頭々申立候上、猶又御徒目付を以其實否相尋、其厚薄に依て御賞しの趣も、輕重あり、拝領の品々も夫に応して下し給ふ、委曲孝子伝の書立に相記し置候故、此所に筆略、

●精勤の者御賞与

右有司諸役を始、御家中精勤、不精勤相撰言上之、軽重厚薄の差別に因て、極月に至り、夫々に御賞しの次第老臣宅へ呼出、上意の趣申伝之、且金銀穀食、或御樽肴等品々被成下之、何も於即席是を拝戴之、各退去、

但右何も勤勞の次第、達上聞、委細御意の趣謹て奉承知、勤仕の規模とす、是より何も勤にはまり、人心すゝみ、忠信の志を生じ候、然れば人君の人をいかして使ひたまふところしてつかひ給ふとの差別より、国人の苦樂も、国家の盛衰も、明らかに相分り可申候、かくまで衰へたる御時節の直ると申も、人の心より直らずしてハ、大なる国家の事にハわたり兼可申事なるべし、

●博奕御停止

右古来る重ク被禁候、就中天和二年嚴重被仰出、其後時々御メ相立候へども、ほとへだたり候得ばゆるみ候、此故に猶又今般被仰出、

但此博知より諸悪起り、民間の風俗を敗り、昼夜を取違イ、業にも怠り、懶墮にして、乱妨狼藉ミ

なこの博知うちの風情也、且追剥、強盜、火付たぐひも、此等の者どもものなすところ、尤重ク禁止あるべき事二候、此故に父母妻子を泣せ、終にハ其身も沈ミ候事、誠に不便なる事に候、是に因て常々是を御停止、古来ハ被行嚴科候、此度准古例本文之通被 仰出之、

●老人怡養

右御家中および在々町々共に長寿の者書上、九十歳の者より小袖を給ハリ、又百歳より御扶持を被下候、

但諸士には衣服、農工商にハ、穀食をたまハリ候、

●桜田御殿御類焼

右明和九年春二月二十九日江都大火、是に因て桜田御殿、并御長屋共に不残焼失、麻布御末家御居宅を始、御長屋長屋是又無残御類焼の段、雖然三御屋敷におひてハ、怪我人無之由、三月三日申の刻江戸の飛脚到着、君上奉始、非常の変災一國中驚嘆、

但年来国家相衰へ候つゞき、此度の大変殊更国人悲嘆のおもひを懐キ候、乍去唯是黄金行の配りに止り候儀、仍老臣心力を尽し候て、転禍為福の智力をめくらし候、

●御家中多力 農・工・商・売共々一統ノ力行也

右前書段々相認候通、寛文以来累年衰へ候御時節、当君御代御取直しの御いさみも相発し候所、いかなれば此度御類焼に腰を折て、心もくらみ、力もよはりて、万事ハミな如夢茫然としてあきれ候、雖然日月ハいまだ地に墮たまわず、国人拾万余人、安ン々として恙もなし、尤財貨ハ匱ク候とも、拾万の心力を尽し候ハゞ、何ぞ是式の火災、憂とするに足らず、其故ハ今春の大変ニ御国中の四民其得たる業を以て、国家の事出力を出し候、是衆を得たまふと申事にこれあるべく候、然ればいづれの儀候共、社稷全ク危からず、況や此度の火災をや、拾万人の力を合て、奉救之候儀、大なる事なるべし、

国民追々心力を尽し候次第数百ヶ条におよぶべし、其節甚混雑故、御政事所の留も既に計の事なるべく候、仍追々相正し記録いたすべく候、右につき此所に一々枚挙するにも不遑候、乍去四民志

の肝文左に記之、

一年來國家之衰へ、當御代御取直しの初め、かゝる變災の事、且驚嘆、且残念をいただき、何となく勢ひを上げまし候儀、彼是道理をつけて言葉にも申尽しがたく候、誠に多力勢ひのしらしむるゆゑん、命令の至るところにハあらず候、

一御家中始め、國民心力を尽し候濫觴ハ、二之丸南外郭の御堀、浮草しげり、御要害もすさみ候を、御勘定頭佐藤左七國家に志深ク御堀の内へ飛入、藻を取り候が始りにて候、其後同氣をもとめ候人々おなじく藻を取り候面々有し候、此姓名別に記し置候、これより追々だんだん、御家中志しの人々、御城廻外郭、土居敷の草を刈り候もこれあり、又御城内道筋、追手の草を取る人々も御座候、それに化して農田の荒ミたるを起返ス人もこれあり、或ハ野を分ヶ畠とし、山へ入て御用材を引もあり、又村々の堤を浚て、土手を築き、石を積ミ、川除となし、水難をふせぐたくひそれとなく是となく、ミな人の志さかんにして、國家の大患を奉救候次第如此に候、これに化し、農家町家方もおもひおもひ

に罷出、門屋門屋の者にいたるまでこれにつゞき、みなみな君家を思ひ奉り候志を感じ候へば、幾度か嬉し泣になき申候、一トとて早魃の儀有之、雨乞の御祈りこれあり候、此時国人愛宕山へ登り、昼となく夜となく、地に足をつけず、飛揚して雨を乞候勢ひの大なる事、筆紙に尽しがたく、此節君上御登山、何もの勞を御感悦御意を被 成下、或ハ北条郷田水引取の時、君上糠野目へ御成、水の御下知被 仰出之、此節御跡につゞき、御家中の面々われもわれもと糠野目へ罷出、此外近郷村方も走セあつまり、松川の水を汲ミ上、田水に懸ケわたし候国人の勢ひ、何二とたとへ可申様も無之候、右につゞき追々頻りに雨の御祈りこれあり、君上御断食御丹情被為盡候所、満天感応にや、御郡中降雨、国人一統奉賀之候、

一郡奉行長井庄左衛門田水差図のため、廻村の節断食にて雨を祈り候、此儀時日あつて、達御聴御感心不浅、御膳の御飯を御取分ケ可被 成下旨被 仰出候、老臣右飛札を以君命を伝ふ、庄左衛門謹而頂戴之、

一城西七里、塩地平の御林に、佳木良材麻のことくしけり候、然れども里数へだゞり運送の費有之候

故、常々御城下の御用木にも成兼候、然るに此度桜田御殿御普請につき、此山の良木を剪とり可然由、衆評相起り、段々右の手配りに相移り候処、直に当地を差廻し可申様無之故、汐路平の深林を会津へ引出し、筏に組ミ、津川を流し、越後新潟湊より出帆海上差廻し、江戸着岸の積りに内論相濟、若松候の御家臣へ追々御頼の趣被 仰遣、尤御領掌御挨拶相濟候上、当山の材木剪立被 仰付、仍諸役御用懸元山共を召連罷越候、然るに此深山遠く、常に通路無之、人跡絶へたるところに候得とも、御家中おもひ入ふかく、何も何も此山に分け入、木の葉、笹の葉等にてふきたる、あらあらしき小屋小屋に住居、しくものとても藁箆の上にて起臥、風雨隙に入りて、身をおかし候ほどのぎ、然るに五十騎組の衆、此山を踏ミ初候て、雨の日も風の日も、材木を引出し、谷をくだり、嶺に登り、難行苦行、手をくじき足を痛め候ても少しも撓まず、深山の藪をふんで、新みちを開き候より、御馬廻組・与板組も此山へ分け入、先者に少しもおとらず精力を尽し、且侍組五三人登山、元よりしなれぬわざをなし兎向側入たる事二候、此外三御扶持方の面々諸組方も段々罷出、たれたれも身をいとわず出精の次第筆紙にもおよばず候、殊に遠路深山の事に候へば日々御賄方も常のことくにもゆきとゞかず、鹿抹なる事に候へどもミなミなこれをいなミ候心もなく、丁寧なる事共にて、始

終惻ミ入たる志しに候、此節老臣美作も罷越、数日逗留衆とともに労をおなじく、何もの辛苦をも見聞のところ、御家中無二の志をつらつら感じ候へば、涙が流れ候、仍て右の始終くわしく江戸表へ申上、委細達上聞候処、御家中の志を御感心、追々御懇の被 成下御意候段申来り候故、頭々へ伝之、

右之通御家中の多力を以、深山の材木会津領、小田村へ引きおろし、夫ら津川を流し、新潟ら船積にして、海上差廻、江戸表へ着岸、桜田の御殿の内、段々御用材に相成、追々御作事難なく御成就の事に候、是偏に御家中の多力を以国家の御難を奉救候次第如此に候、

一 小国より江戸御屋敷御用材を剪出し、川を流し越後領へ送り、是又新潟の湊ら海上江戸へ差廻し候儀前同断、御家中の多力小国住居の面々、無二の志を以力を尽し候次第不浅ことに候、此節御使番小嶋内記被遣何も入情の際見聞委曲言上追て被成下御意候、

但小国ハ深山幽谷、又難所も多ク、山川の流、殊に以て功所も有之、各難行苦行惻入たる働之由、追々言上君上別而御感心不少候、

一 高家衆・侍頭中・御小姓頭・奥取次・侍中組々同伴、家来共召連罷出、江俣村の荒所を田畠に開キ候事、其志ハ蒼海のことく、其勢ハ大山のことし、此外諸組も加勢とし数千人雲のことくむらがり来り、ミなミな出情此故に日あらずして、此地永久の地利を生じ、御領国も広ク開ケ候様に准し、濟世の大業もこれより振ひ起るべき哉と相見候、

一 大小姓・御仲ケ間組、夫々の多力を尽し、或ハ開發、或ハ川除、或ハ堤の浚、其外所々地方の開ケ候事不少候、

一 御馬廻衆・五十騎衆・与板衆のぎハ、組並大勢故地方を尽し候事ハ大なる事に候、就中小野川の開發、谷地川原の水除石積ミ等、別而の多力ニ候、右のつゝき三宰配中追々御召服拝領、初て御紋着用、

一 三御扶持方の儀も、多勢の組並力を尽し、段々無二の志を以地利を開キ候次第、尤以不少候、

一 此外の組々前同断、夫々の志を以力を尽し候次第、別而不浅事二候、

一 在々農家の事に至り候ては、村々にて夫々に力を尽し候次第殊勝なる事二候、

一 門屋の者共相応に其志を尽し候、

一 町々に至り、道作り橋普請だんだん相応なる志を尽し候、是又きどくなる事共二候、

一 座頭の儀は、盲人なれば力なくむなしく打過しところ、旱魃の年に当て、数十人申合ミなミな断食にて、笹野観音堂へ数日こもり、雨の祈りに丹情をこらし、国家に志を合ハせ候ぎ、近頃やさしき事二候、

一 右の外段々国人それぞれに力を尽し候事、中々紙筆に尽しかたく候、粗役所の留帳に記し置候故、致

筆略候、

右御家中多力の時、君上御在国の節ハ其所へ 御成、何もの辛苦をいたませたまひ、段々御懇之被成下 御意、且其祈りに臨ミ 御手つから御酒を汲て是をたまはり候儀もこれあり、又ハ頭々御前へ被 召出御酒を被下候、此節老臣へ御酌被 仰付、そのつゞき多勢群居候所へも罷出、老臣御酌を取て是を勧め候儀も有之候、右毎々の次第、衆と御こころざしをむすばせ給ふ事、君々臣々中々申も恐入候、

是まで御家中および国民の多力を記ス、且此儀年来御時節相衰いまだ御取直にもいたらざる内、江戸表火災の変に応し、一時の権道を以御国中の志によつて、是を行ハれ給ふの儀、尤以、後來の儀、永ク此事に多力を御頼可被 仰付様も無之事二候、依之安永のすゑつころにいたり候て、最早御家中并国民の多力におよばざる趣を以此儀自然に相止ミ候、

● 桜田御殿新建御成就

右御家中および国人の多力を以御作事出来、尤御書院の儀は、後年の御普請に被 仰付、此外は御

長屋共に悉ク出来、右為御祝一統御酒被成下、

但御家中出銀等最前被 仰付候年数に不相満候へとも、御作事もいつれか出来付て、相残分不及
出銀旨被 仰付、彼是別帳に留置候故此所に筆略

●御備米蔵新立 北寺町裏御蔵屋敷の内へ御作事、

右無九年之蓄日不足、無六年之蓄日急、無三年之蓄日国非其国也、

由此觀之、有国家者、何可以無蓄粟、乎

一御当国においていにしへ御蓄米これありといえとも今ハ少し、然るに宝曆五乙亥年、五月中旬より霖雨降つゝきて、時ならぬ寒冷行ハれ候ゆへ、稻ハ殖たるまゝにて長せず、漸穂にハ出候へどもみのらずして、一国之秋収大に減じ、一統穀食匱乏、飢餓の人目前に偪り候、然れども荒備の御蓄もなければ、是を濟ハせ給ふ事かたし、尤施行の粥たまハリ候へども、一国中周クゆきワたらず、国民の大患こゝに急迫、木の葉、草の根を食し、暫時の命はつゝき候得共、老若男女、鵠形鳥面の

ごとく、見るにしのびず、聞くにもたえず、ワれも人もかくなりなん事かなし、是まさに所謂孟子の説のことく、老弱ハ溝壑に転し、壯者ハ散して四方に乏クと申ことも、此等のことならんか、此時拙生ワかゝりし寸胸に偲り、慨然として国家の一大憂御備米のこれなきを悲ミ候、人世金銀を尊ミ候得ども、金銀ハ飢て不可食、寒ふして不可衣と誠なるかな古人の教、乙亥きのとの飢歲に遇て、初て国家を歎き候、其以後年過て御役被 仰付候へども万々多端にして、愚慮の小量におよばず、御蓄米の事もおもひながら延引に罷成候、飢歲の事ハ身に染ミ、骨に透りて、相含候へとも、愚痴の悲きハ、飽バ飢をワすれ、暖に寒をワする、嗚呼是人の人たる心にあるまじく候、然るに君上難有御徳を以、安永二年中飢歲御備米之事、拙生蒙命候、此儀年月思ひ合たることに候へば、一度ハ歎び候へども、一度ハ恐れ、成功のかたからん事を歎キ候、右につき、同役中の内慮をも承り、追々とりつおきつ論談を尽し、有司諸役へもこれを計り、且江戸表の豪富三谷家を深ク頼ミ、又越後の渡辺、与板の三輪をたのミ、終に御備米の元金を調達、其上御家中へ心を合、彼是八方相和し、何もの多力を以御備米歳さ之通、

一五棟 倉庫

但三間半梁或三間梁、行キ間二十間ツ、にて、五ツの倉庫合て百間、

右の通御作事致成就候、是君上の御德行にして、御救米の端も起り候儀とうとき事に候、其上御家中深実の多力、并国人の志を以、むつかしき御時節に此儀成功、且年来御用聞の面々、江戸近国のおもひ入も深く、飢歳の御備も相認候儀、恐悦の之に候、

一倉々の御立方致出来候得ども、穀食ノ配りいかかと存候ところ弥他領の金主心を合、随て前書ニしたため候通、所々の開作、起返り等の実取りハ御取箇の外にて余計に相成候、是を年々引除此倉々へ納め、其外なにかれ取あつめ、新古合粳にて三万俵ほどの御備に罷成候、尤少分の儀、一國中へおしわたし候てハ、九牛が一毛なるべく候得ども、右のつゞき年々御備に相成候ハ、やがて其数も相満可申候、

但常平倉ハ、魏ノ文候の時、李愷立の、其ノ法豊年凶年ヲ以テ是を定ムと申候、屯倉ハ、本朝孝徳天皇ノ時、一百八十一ヶ所二ありと申候、富人倉救急料惠民倉ミな是飢歳を救フ備なるよし、又隨の文帝ノ時ニ、尚書、長孫平か奏に因て、諸州に義倉を立、又社倉ト云、義倉社倉名ハ異なれと

も、同じことなりと云、ミなそれぞれの法ありといふとも、御備米蔵の儀、いまだ其初のぎ、誠にワづかなる事に候へば、穀数相満候上、仕法可被相立候、

一 御家中備米

右蔵々ハ未作事無之、少々の備米寺町倉庫へ納置、御蔵役取量候、尤追々一統の割を以備置候様可被仰付候、

但当時御家中患難付て見合追々此事に可相移候、

一 十八組備米蔵 公儀御入料を以作事

右飢歳凶年の備として、新丁御蔵地の内、新規に作事、此節物頭中支配の者召連罷出、何も二自身出情、且成就之上美作罷出入初の為祝、御上る米 被 成下旨申達右につゞき何も年々出来等、此蔵、入置候様申達候、

一 郷村備米蔵

右飢歳凶年の備として、用材等たまはり、農家自身普請取立候、成就之上村々へ美作罷越、入初の祝に、粃百俵計ツ、被 成下旨達候、且備米の儀ハ父母妻子の命に候間、年々此くらへ備米入置候様自

身申合候、

但右備米相立候村々、并備糶の員数、出役の姓名、代官之姓名共に委曲相記、別冊に備置候、

一 町家備米藏 二棟

右飢歳の備として、公儀御入料を以御取立被 成下、一ト藏に三百俵ツ、二藏取合候て六百俵、入初の祝に従御上被 成下旨、両度美作罷出直々申渡之、且右につゞき町家ら段々力を尽して、備米を入置可申候、是町家の命に候間大事に心得候様、町人共役々召出懇に申合候、

一 六百俵 町家納米

メ千二百俵

右之通、町奉行・荏戸九郎兵衛・同長井庄左衛門兼々重キ含を以別而出情、段々取量、町家の備米取立、是を義倉ト号し、町役の内、懸りをも申付之年々備之候、

一 門屋借の者備米藏

右飢歳の備として、屋代町郡割所構の内へ備米藏一ト棟、役場余計錢を以取立候、此節奉行中罷出、何も出情一段之旨申達候、五十俵の糶入初の祝に被 成下候由達候、此外に何辺の御開作所ら罷出

候初、八十壹俵余此藏の備に被下候旨達候、随て自今当役場の余分を以年々備置候筈、御用懸千坂政右衛門梅津惣助兼々各別之志を以出情、公儀の御入料不相懸様取量候、是迄備米藏御取立、安永同九年之頃迄段々取量の作事、

●御軍列清書

右 將軍家後陣触の時、御当家の御陣立、百二十万石の仕立にて、當時の出立に不引合候、依之押前の御行列、御備立の割合、書立御軍書箱へ御納置れ候、

但侍頭本庄 職長軍学修行のつゞき、数年之出情を以自筆二相調此時の奉行中相議、各連名を以備置候、

●七家御仕置

| | | | | | | | |
|----|------|---|------|-------|------|----|------|
| 奉行 | 千坂対馬 | 同 | 色部修理 | 江戸御家老 | 須田伊豆 | 侍頭 | 長尾兵庫 |
| 侍頭 | 清野内膳 | 同 | 芋川縫殿 | 同 | 平林藏人 | | |

右安永二年六月二十七日、七人相揃登城於御前、言上書 連名連判 を以申上候趣、御家督以来御仕置不宜、御国中大凡拾万人之内、九万九千人までハ帰服不仕候、此段ハ竹俣美作邪智有之、謀計に長し、上なき佞奸なる者に御座候処、君上には御夢中、御まよわされ被成御座候、随て菰戸九郎兵衛佞人に御座候て、一体しまらぬ人柄に御座候故、旧格を守り、定式を正し、誠実を踏候事不相成者にて端手なる了簡仕、出懸りの工夫より外無之者に御座候、依之町奉行相勤候時も、町々一切帰服不仕、吟味下手の、役立ず者と様々悪説のミ有之、義倉などと申を致候類ひ、町方及迷惑候由相聞、此段ハ追て町々詮議無之候は不相成儀と存候、此体之奸人へ国事など御相談被成候故、かくまで御政務相やぶれ申たる儀に御座候由、此外木村丈八・倉崎恭右衛門・志賀八右衛門・浅間登理皆以佞奸なる者共ニ御座候、依之此末右佞奸之者共御退ケ、其上御政事實素律儀の越後風に可被成候、勿論奸者一人残り居り候ても、御政事の害に御座候間、正置順路を行ひ可申様無御座候、且細井甚三郎御国元へ御下し被成候儀、御僻事ニ御座候、数年の御借上二も不引合儀に御座候ゆへ、御國中誰あつて宜敷ク存候者無御座候、此者ハ尾州の土民のよし、親族と争ひ、親族を見捨、浪人儒者と相成候儀、御ゆたんの不相成儀に御座候、一体他家の者を用ひ候儀は国風に合不申候、馬場御殿におゐて、神保容助。

藁科松玄・栗田寛右衛門・小川源左衛門・高橋平左衛門など出頭いたし不行跡有之、門弟の中心あるものハなげき候由及承候、且武芸も近年只うわきに相成、右文武の二芸も皆美作彼是と手段を計り申上、誠実の事ハ無御座候、畢竟端手の者を進め候段にばかりに落申事に御座候、是に因て、当時の文武は害を生シ候、将又去年中右御手伝忠臣道と申事罷出候、是ハ美作へ登坂右膳など追従に致候を、よきことの様相に相唱ひ候より事起り毎々増長仕り、かれこれと理を付けて君上へ申上、諸士の真功の様にあやなし候、全ク実よりはまり候者ハこれなき事にて、只追従と面ヲ並ミとの二ツに御座候、是まで段々の趣を以美作隠居被 仰付可然と存候、菘戸・木村・倉崎・志賀・浅間此者共御退ケ、元組へ皆々可被返候、大奸の者共に候間、時刻を御移不被遊御決定可被遊と奉存候、万一拙者共申上候儀、無筋儀と被 思召候ハ、無抛儀に御座候間、拙者共一人も御役相勤居可申様無御座候得は、於御前御役目可被 召放候右兩條の内御極め不奉承知内は、御殿不相退候間、とくと被 聞召、どちらにも御決定可奉承知候旨、一冊に相調申上之、

右此一冊、数ヶ条有之、此処に一々難相記候、仍肝文を所々抜々に文談をつゝめ、粗相調候、主意に違ひハ無之候得共、始終の文言連綿なく候故、本文へ引合候時ハ、句つゞきつらぬかざる所も有之

候、然れども本体におひてハ、聊も相違ハ無之候、雖然外ニケ条共も多ク有之、又始終の儀爰ニ悉ク不相見候、仍別に留置候一冊に、言上之趣相見候間、此処に筆略、

右之始終君上一々被 聞召候、然るに一冊の言上段々不明白なる儀も有之、第一重キ御取行の儀に御座候得は、御思慮被 相盡候上、御下知可被 仰出候旨御意之処、何も聊承引不仕候、是に因てケ条書の内早速なから二三ケ条御不審御試被遊候処、何分御答不分明にて、頻に御下知を相待候段、達々強て申上御前不相退、唯党を結、奉要君上候次第、甚不届至極に被 思召候得共、一ト先ツ御堪忍の上、新御殿へ被 仰進御本丸へ大殿様被為 入 御父子様御内談の上、大殿様ニも御出座、毎々被 仰合候へ共、初のほどは不奉承知候処、再三におよび深々被 仰宥候上、漸々七人退去仕候、右言上の全体諫言と申唱候得共、実ハ悲念にて少しも深功の志ハ無之、党をあつめ奉要御上候致方重畳不届に被 思召候、美作儀ハ元々国家に忠ある者に候へば、当然之無事を被 思召候のミにて、忠臣を以邪臣に御替イ被成候時は、此者共往々邪意を恣ニし、国家を乱し候ハ、来日の社稷甚危ク被 思召候、乍去此儀御上御目付違ひにも被為在候哉と、御父子様御揃の上、御横目役之者不残被 召出、御仲ヶ間年寄御使番一冊の趣を以毎々御尋の所、是まで段々被 御仕置宜、人心も眼し、美作

奸佞之事も心付無之由、何も同様申上之、然は己か悲念を以、讒を構、徒党をむすび、其上、奉行・江戸御家老三人もに病氣と称し、二十八日不致出仕、御国政を為相滞、御上を蔑し、数代の忘御恩義不屈至極、不忠之者共二付、時日をめくらされず御仕置被 仰付候外無之儀と、御父子様御評議御極め、七月朔日暁、美作登城被 仰付、右七人裁許の御取行被 仰含、御家中の面々惣登城、夫々の御用懸り被 仰付、段々堅固の御備を以、七人の者共御城内へ被 召出、御仕置の次第、須田伊豆・芋川縫殿本人の罪を以切腹、千坂対馬・色部修理隠居半知閉門、長尾兵庫・清野内膳・平林蔵人隠居の上知行の内三百石宛被 召上、何も閉門被 仰付候、

但此旨御方々様へも為御知被 仰進、御家中へも為承知触達之、且江戸表へも申達、尾州様へも委曲被達御内聴候、

一伊豆三人之子共押込に被 仰付、

一芋川隠居九兵衛・平林隠居爰涼七家の一件荷担之聞有之候付押込二被 仰付、以上

●好人之所惡、悪人之所好、是謂私人是性、苗必逮夫身、

此不仁之甚者私人性苗必逮夫ノ身、古語、

一侍頭四人の代、本庄弥次郎・中条兵三郎・嶋津左京・竹俣三五郎へ被 仰付、七月朔日の夜、各登城、一人ツ、御前へ被 召出、組支配共ニ御直被 仰付、

但、本庄へハ追て参府之上被 仰付之、

右侍頭被 仰付旨、組中へハ美作古例の通連名を以達之、

一七人御仕置以後、美作五六日之間御城に詰切罷在、御国政取行候、是に因て御書院へ会席、御仲ケ間年寄御右筆御用懸、各日々出席、先役取量之御政務、夫々に相糺シ御治国の儀無滞様取量候、

一時日過て、吉江喜四郎へ奉行職被 仰付、広居図書へ江戸御家老被 仰付、且毛利内匠追て江戸を罷下候上奉行職被 仰付、

●農田稲虫

右村々田面一統おびただしく虫付キ稲を喰たをし候故、農家老若男女これをふせげとも盡ズ、追日増長し一国の大事不過之候、仍二之丸へ会席、老臣を始有司諸役各列し是を論ズ、郡奉行申聞二昨日田面見分のところ、多分なるむしにてたちまち根元より稲を喰たをし、外の田へ移り候儀前代未聞なる事に候、兎角御見分有之可然候由、老臣論に云ク、天災地妖人力のおよぶべきにあらず、此上ハ唯穀食を備へて、往々飢餓の人を御済ひ被成下候一ツのミ、別に子細あるまじく候、各賢慮可被申聞由是を達し候ところ、何も一統申聞に、当御時節漸々取量候ほどの儀に候へば、兎向におよびがたきことにてあきれたる事に候由、其だんハ尤以無余儀、老臣も同然あきれたることにて候、尔しあきれ成らぬハ人の命に候、然る上ハ尾州へ急々御使者被遣、御国米御所望被 仰入、海上廻船にて越後海老江湊へ着岸の上、国人をして御国元へ引取可然候旨、内評におよび候ところ、各無別意由、依之奉窺君慮候処、尤以可然段被 仰出候、依之御使者の儀、御口上書御用人中へ書状、彼是毎々の取運びに相移り候内、追々注進稲虫もうすく相成、且又むしつきも御郡中一統にハ無之候由、諸村見分人申出候、是に因て尾州への御使者之儀は、先ツ御見合に相成候内、猶又虫も少ク、半作ほどにハ可有

御座哉と申事二候故、御使者ハ終に相止、

但尾州表へ御使者被遣候共、御家老中御領掌の程いかか可有之由、初め段々申聞候面々も有之、他の国の穀食一定成かたき事二候、然るに先年当御家大患之時、市谷御家臣中美作、内々被申聞候趣、平年無事の日、御国用等御助力有之候共、年々ハ無盡期事二候へば、其儀ハ成がたきことに、乍去何ぞ格別重キ御入料等有之候ハゞ、何時成り共可被申聞由、約し置候儀有之、さのミ年數もへだたり不申儀二候間、此度御国米御所望御座候ハゞ可然由、委曲本文の通及内談候処、何も初ニ氣色を開キ、各同意二の丸会席相濟、

附 尾州米御所望候共、何なく御助力と計可被 仰入様無之儀申迄は無御座候、たとへば一万両の物ならば、御使者登りに半々の金數為差登、相残分ハ追々為差登候、其内尾州御家臣中宜敷請ケ持可給候由、御頼の積ニ内論相決候、且四五千の金子調達之目当、夫々に及差図候、随て跡々為差登候金數之儀ハ、海老江湊へ着米有之候へば、国民穀代を出して引取申事二候へば、自ら尾州表へ違約にハ不相成儀二候、左候へば半金ハ当時遣し、半金ハ追々為差登候儀、只遅速のところ御家臣中請ケ持の儀、一ト通り之儀と申、其上先年の兼約も有之候儀、かたかた本文の通相

議し候処、不及此儀恐悅の事二候、

一右之通二候へとも、虫付の御損毛之儀ハ多分の儀いかかと存候所、酒田の本間小作江戸へ罷登候よしにて御当地へも来り候故、美作宅、相招懇に頼候所、領掌有之、三千両御借請相済ミ当秋納相欠ヶ候分ハいつれか御取凌有之候、

●立澤御刑戮

右 七人御仕置以後、安永二年十月、隱居藁科立澤儀、伊豆へ姦謀を進め候密書、伊豆元宅に罷出候由、同所量之御使番、美作手元へ差出之、美作即刻登城、同役相揃披見相済候上、御前へ罷出、密書入 御覽候処、最前七人の言上書、兼て彼等が手風の文言に無之処も多ク、其時右御不審二被 思召候所、扱ハ立澤が姦謀にありけるよと御憤り、早々可被遂御糺明之旨被 仰出、且大殿様へも可被仰上候間、何も相揃罷上可申由被 仰合、新御殿へ被為 入、老臣御跡を参 殿、立澤密書入御覽候処、大胆至極なる者二付て、弥御糺明の儀御別慮不被為 在候段御挨拶相済、何も退去、依之立澤召捕候手配悉ク畢て、御番医有壁良安へ申合（町奉行所におひて取量之）、伏嗅召連、早天に藁科宅へ

良安参り、伏嗅同道立澤直に町奉行所へ召出、此節大目付御仲ヶ間年寄立会吟味、立澤密書を取出し、此書其方直筆か有様に可申出旨嚴重に相糺候処、直筆に無相違段及白状候由、各申出候、此旨達上聞候所、時日を置ずすみやかに御誅罰可被 仰付旨、依之大殿様へも申上、御同意被 仰進、十月廿七日吉江喜四郎御役家におゐて、奉行中列座、立澤召出、最前奉行侍頭七人徒党を結び連判を以無筋儀を申上候根元、其方儀元ト須田伊豆へ姦謀を勧候直筆の証書有之、右書面の大意、七人の者連判書にも引合、大胆至極重科之者ニ付御誅戮被 仰付段上意の趣申渡之、御請畢て引立ル、

但、衰へたる国家を御取直しの御時節にいたり、文学に無之候てハ御国の教も不相立事ニ候、さ候へば片山学士計にてハ何分ゆきわたらざることに候故、先年立澤儒者兼帯被 仰付候処、近年に相成、諸生の扱も甚粗懶に成り行、月々定日の講談も怠慢、段々不埒成る行跡に相聞候付て、此段片山を以存念御尋の処、立澤御答以之外無法なる儀を申聞、片山彼是取扱候得共、何分とりあハぬ挨拶にて、紀兵衛手分に及び兼候由申出候、此旨及御沙汰無是非事ニ候間、於町奉行所立澤御糺の所被是申まぎらハし候へども、業に怠り候段申晴無之段誤相立候付て、先達而儒者兼帯被相除旨被 仰付候、然るに其以後病氣と申唱、久々出勤も無之所、終隠居奉願候、此旨達 上聞隠居願の

通被 仰付候、然る処其以来猶以引籠、屏風がこいの内におひて何をか認め居り、たれにも面会無
之など風聞も有之候所、此度姦謀をすゝめ候書翰を以、七人の言上書之文談に引キ合イ候処有之、
さ候へば元右立澤述懐を構ひ候より引籠り、奸計を工み、伊豆を訛し、二度出世の大望を含ミ、よ
しなき奸謀を勸候始終、大悪無道なる者に候、且伊豆儀は執政の権を奪ひ取り候邪智に惑ひ、立澤
にかたらわれ候より、対馬修理をかたらひ候て吾党となし、縫殿と手組、兵庫内膳藏人をも引入、
七人相列し候時ハ、御手ざしも相成ルましきと見限り候て、座詰に奉要君上候儀、人臣たるものゝ
道にたがひ、甚末練之至謀逆に准し候重罪たるべく候、乍恐君上の御事ハ元右衰へたる国家のた
め、御いたわしくも御一葉綿衣を始、御身をくるしめられ候と申事も、われ人の患難御濟ひのぎ、
偏に安民のためならず候哉、然ればかゝるとうとき御徳を難有ともおもはず、却てことなる言上
書などにて、かかる御徳をくらまし、御国政を妨ケ候儀ハ、自ラ足レリとし、自ラ伐りて、己レに
失する事をしらず、その身を利するに当て不仁不義之至り、ミなこれ邪智のなすところ、讒佞巧
詐、君上を熒惑し奉り、忠士を陷害せんとす、嗚呼是國家之奸人、可悲事ならず候哉、此故にミづ
からなせる罪、遁ル時に所なく如此行ハれ候、

右此度立澤が密書露頭におよび、七家共にかれが奸謀に当て従来人臣の道を失ひ候次第、弥明らかなる事二候、是に因て最前のつゞきと申、此度立澤御刑罰に行ハれ候儀共二、委細に尾州様被達 御内聴、御親類様方へも為御知被 仰進候、

○私二記 七家并藁科立澤、御仕置実録、肝文、

御半領以来国家の衰へ候事、前書にだんだん相記候、就中重定公御代、御国政ゆきとゞかず、殊二御国用匱乏、進退相偏り、御家中の半知或ハ出銀、或ハ人別錢御取立、国人の患難等委曲申までも無御座、依之極段の御評議に至り候て、此成りゆく候のことにてハ、御領地をも被差上候外はこれあるまじき由、重キ御段式にもいたり、既に尾陽公被達御内聴候て、各死地を踏て心力を尽し候、然るに治憲公御家督御以来、国家を御歎キの余り、御寝食も安スからず、御治国安民の事に被為盡賢慮御学問を始め、御修身御徳行の事ハ、委曲別冊にも認置候通、御難行苦行、一々言葉にも尽しかたく、兎向奉惻候御事に候、其上嚴君御孝養を始、御家臣への御慈悲、段々下モを御恵の思召にて、何より何まで人々しるところ、くわしく申までもこれなく、蒼天赤日の下夕にて、隠蔽すべき様ハ無之ことに候、且文武の道御

取立の儀ハ、殊更君慮を勞せられ候儀、此外御節儉ハ申におよばす、少したりとも御奢侈のぎこれなく、御愛妾唯一人、御近習ハ六七人に過キズ、且一菜の御膳、綿衣の御服を始め、万事ハ是を以て押て知るべきことに候、此故に御手元御用金、御召料御膳料其外かれこれ取合、惣様の高わづかに弐百九兩にて御用も足りて、年々歳々此数の積れるところ、何分不少事なるべく候、さ候へば此余流下へくだりて、御家中其沢を蒙るべく、既に物成御借上の内をも、度々返し給ハリ候儀、ミな人のしるところに候、是君上の御艱難の内より、かゝることのかゝる御めぐみハ、君上御くるしみの御身より流れ候にはこれなく候哉、嗚々七人の衆も立澤もおなじく御恩光に浴し候にハこれあるましく候哉、皆是衰世御済ひの御取行にて、変に臨ミ権道を以国家御取直しの元なるべく候、然るに七人の言上書に、九万九千人帰服不仕趣申上の何たることに候哉、明和の御類焼につゞき、十万人多力を出し候事ハ、是君徳に感し、国家の大事に志を合せ候には無之候哉、さ候へば論よりも証拠顯然として明らかなる事にハ候いずや、然るに言上書二国民の御手伝事ハ、追従と面ラ並ミの二ツに候由、物知り顔の御断りを申上候、さ様に候へば貴となく賤となく、多勢の歴々を始、在々町々の者にいたるまで、數万人をミな、追従者にしてのけたる七人の心、ちかごろめいわくなることならず候哉、かゝる不人情の不調法ハ、何の

手柄にて、何の役に相立申ことに候哉、一トせ雨の御祈りに、盲人共あまたうちつれ、数日の断食にて笹野の観音へこもり候て、国家に精神を奉添候儀、正直の心より能々おもへば、涙の流れたることに候、然るを七人ハいかなる魂の入替り候か、かゝる国人の志をさまし、多勢の多力を打消し候嫉妬ハ、何ともおそろしき瞋恚なるべきか、たとひ追従にもいたせ、面ヲ並ミにもせよ、御国中の人がおもひ揃候て、国家の大患を解キ奉り候ため、多力を尽し候事、何国にても成る事ならず成して見つべきことに候、かかるるとき、かゝる勢ひを試ミ候へば、何事のありてもとおもハれ候て、半ハ安心にて、かの大学に衆を得レバ、国を得と申事を、幾度もありかたき御教なるべきと繰言を申候、前にもしたゝめ候、言上書の内に、細井甚三郎を御国へ御下しの儀ハ御僻事にて、何のために候哉、甚三郎御ゆだんのならぬ者と存候、其上数年之御借上中、御家中の口を御ほし被成候御仕成シ、諸役場を始誰あつて宜く存候者無之、甚三郎御下シ以後、佞奸の口を御開キ被成たる事ニ御座候間、左様可被 思召候などゝ書ちらし、此外種々平洲先生の儀を悪口誹謗きくにきかれざる事のミ申上候、

此所立澤が案分の主意にて、伊豆へ奸謀をすゝめ候根本なるべく候、其故ハ立澤元よりわが学業をふるひ起し候大望是あり候へども、先達候儒者兼帯被 召放候より、述懐隠居いたし、世を離れ候ふ

りにて、狸のそら眠りに、世人をたぶらかし、扱実ハ伊豆へ匍入て、なにかれ品よくふきそやし、伊豆をはまらせ、国の威を奪ひとらせて、われも世に出て、おもひこみに、立澤が学業を振ひ候含み、此胸算より、平洲先生をあしく云ヒなさねば不相成ことに候故、ここを七人にふせがせ、又国人のうとみ候様に申唱ひ候ことく相見候、さ候へばいやなる学者の奸才にして、先聖の教にそむきたることに候、此事ハ其身口を開きて、たれに洩ラスべきにもあらず、伊豆へもかたられぬ実心なれども、兼ての氣質、又その行跡、且密書と書上書と、其主意の揃ひ候ところ、世の人の察知、十目の見る処も同じ様にていぶかしきことに候、然れば立澤が口を開キ、申願し候よりも、却ておそろしくおもわれ候、此故に言上書之趣、君上御だまされ被成御座候と申上候言葉が、取りも直サズ立澤が君上をおだまし仕候、浮言忘語なるべきと、ここにおかしみのこれあるぎにて候、多年御借上うちつゞき御家中飢寒にくるしみ候故、是を御済のため、平洲先生御国元へ御請待被成候には無御座候哉、然るに七人の言上書にハ、御借上の御時節、御家中の口を御ほし被成候て、甚三郎を御下しの儀ハ不引合由を申上候、此境表裏相反して、懸隔の違にて候、夫先王の道ハ、国の治め、国の治めハ、儒者にあつて、是をならハされば、是をしらず候、然るに御家の老臣有司諸役治めの道にくらく、經濟の術をもしら

ずして、御国政を取行ひ候故、御時節相衰、御家中の口を御ほし被成候と申ものに候、是に因て是を御歎キ、年来衰へ候国家の大患を御済ひ被成度被 思召候故、大本の文学御取立のため、平洲先生御頼御招キ下し被成候、かよふ申せば獅子を立て矢を矧クと申様なるぎに候へども、年来本末の取違を御順路に行ハて候と申時ハ、先王の道にあらずして何ぞ御治国安民之大本ハ決て相立不申儀と存候然ればかゝるありかたき御大慮を以、先生御招被成候所、却て七人ハ是をにくみ、君上の御僻事に、余り御不明なる御事二候由言上の主意、何とも悲きことにて、恥シき事なるべく候、平洲先生を妨ケ、御国へ御下しのぎを拒み候所、是則立澤が姦邪の起るところ、後年に至り、眼を入れて披見すべきことに候、

●美作事ハ元より不明不徳にて、身にもおよばぬ大任の職を蒙り候儀、多罪恐入たる事に候、依之七人の衆にうとまれかゝる国家の大変相起り候と申も、美作不徳の証拠身に取ツて何と可申請様も無御座候、是に因て君慮をなやまし奉り候儀ハ、唯々消入候計の儀、幾度も文盲不徳の罪、遁ルるに所なく候、

●平洲先生ハ、博学温和の君子にて、治憲公御幼少の時よりも御そたて、御勸学の事、御精一に御修行一統奉恐悦候、此たんハ平洲先生無二の丹情にて、御治メの道をも御指南被申上候へば、忝事なるべし、此儀老臣の身に取り、重ク謝詞をも可申演ことに候所、色々譏りて御ゆだん不相成もの二候など被申上候ハ何たることの候哉、いまたしらず候、然るに先生尾陽公の御儒官に召され、格祿重ク被仰付、殊にハ六十万石の御国に教の道をも被相開、其上世子の御師範として御威光不淺御事二候、尤人事の吉凶禍福ハ、糾る繩のことしと申候へば、先生の生涯終ハラざるうちハ不相知ことに候へども、先ツ先ツ今日までの儀、何成りとも不徳なる儀をも不致承知候、然るに七人の眼目、天壤所を替候ほどのちがひ、何たる魂の入かわり候哉、兎角の言葉も無御座候、

●九郎兵衛他にこえ候て学問修行、温和徳実にして、元より毒のなき人、尤是国家の器なるべし、是に因て、君を奉思、国をおもひ、人を思ふの功なる事、身命に替て精一なることに候、此故に御側に仕へ奉り忠信を尽し候儀、ミな人の知る所一々申までも無御座候、然るに七人の言上、九郎兵衛一体佞人

に御座候段申上候儀、前ヶ条の内粗相したため候通二御座候、善を悪に申唱候ハ、則是を讒言と申候、さ候へば七人社稷之臣、御家の子と生れ、さすがに大身として、讒佞巧作忠良を陷害するとしぎ、何共きたなき心、千歳の後と申せども此穢れハすゝぎがたきことなるべく候、

但七人の言上に、九郎兵衛義倉錢など、申をいたし、町方迷惑におよび候由相聞候、此だんハ追てとくと町方詮儀無之不相成儀と存候、此躰の奸人へ国事など御相談被成候故、かくまで御政務やぶれ申たる儀に御座候よし申上候、

飢歳凶年の備ハ、聖賢のおしゑ、人命を濟フハ、仁人の心、然れば義倉社倉ハ飢餓の人をたすく徳行にて、御治国安民と申も、国人にくわせたり、着せたり、飢寒の人を恵ミこゝろよく我国にすまハせ候事、先王の道ならず候哉、然るに、七家の人々ハ、先王の道によらず何を以て人を治ると申こと候哉、若シ天より穀食貨財を降らせ候様なることもこれあることにや、しかしながら伏犧神農このかた、とてもさやうなることのあるべきにもあらず候、然れば義倉を取立候者を、佞人の奸人と奉言上候事、白キを黒ク、昼を夜といつハリ候様なる儀、慥に讒言の証をあらハし候儀、問フニハおちずしてかたるにおつると申ス、世語のことき恥敷事ならず候哉、義倉の備米の儀平安の日ハ酒

のむほどにはおもわで、出錢の出来のとめいわくにおもひ候て、なにかれ申成し候ハ、世俗の常にて候、たとへば冬の日のたき火も夏ハきらハしく、又盛夏の天に玄冬の寒キをおもわず、此故に平年にハとんと、飢歳をわすれ、父母妻子の身をもかへりみず、われも亦、命しらずの愚俗共の心ならず候哉、然るに先王のありがたき事には、ここをよく、お気ながに御覽被成、世俗の命しらず共に、お腹をたゞせられず、これらをお苦に成され、御世話をやかれ候て、飛ンで火に入ル夏むしを、御たすけ下され候おこゝろ入りを、よくよくおもへば、千万歳の後と申せども、扱も扱もありがたき事には候はずや、このおしゑかたのあんばいを、すなはち、民の父母と成ツて、しかも赤子を保ンずるがことしとおしゑおかれ候て、国民に御緬道御覽被成たると申事二候、すれば九郎兵衛も学問したる人にて候へば、この事を心にこめて、義倉を取立たることなるべし、然れば後年若シ、飢歳に臨ミ、飢へて死スべかりし人の生きたらんには、嘸九郎兵衛様ハ命の親と嬉しくおもひ奉るべき事に候、扱この九郎兵衛ハ、屋形様のお人此ノ人が義倉を取立、支配被仰付候町人共の命を濟ひ候ハミ、屋形様御目眼に当り、かゝる人を御撰ミ登庸被遊候ハ、誠に御手柄にて、とりもなをさず屋形様の御徳、大なる事ならず候哉、

●長井庄左衛門ハ、此時の町奉行にて九郎兵衛同役、扱義倉の事ハ、九郎兵衛よりも猶以心力を相尽し、殊の外なる出情に御座候、然れば後年若し、飢歳の時に当て、人の命をたすけたらば、これも命の親と嬉しくおもひ候ハゞ、民の父母の御手役者のひとりにて、此儀におひてハ、とうとき人なるべく候、庄左衛門事ハ、七人の言上書に何とも不申上、義倉ハ九郎兵衛一人にていたしたるやうにしたゞめ候七人の心、何の儀かしらず候、尔し九郎兵衛ことを相記し候つゞき、抜群心力を尽し、義倉を取立候庄左衛門事に候故、此所に調置候、且町奉行の後役、平賀惣左衛門・町田半左衛門ことも、先役につゞき、別て出情故、義倉の取立も行ハれ申事に候、是に因て、此倉庫ハすなはち町家の命なるべく候、

●木村丈八元より文学に志、詩文章にも長し、手跡ハ御当地近代の上手なるべく候、殊に性来方正にして、はなはた清潔なる人に候、此故に国家をおもふのこゝろざしふかく、御時節の衰へ候儀を歎き、身命をかへりみず心力を尽し、其志燃るがごとく、誠に実忠なる人にて候、是に因て、年来治憲公へ仕候奉り、無二の丹情枚拏するに不遑候、明和四年御家督のみぎり、御手元御用金貳百九両の御定被 仰

出、此人平常日夜費用を厭ひ候故、御代々無之金数を以、御召料も御膳料も、其外御手元御用金御間に合候儀、並びもなき事に候、君上夜夜御鉢巻を被遊候、油じミ候を、丈八自身是を洗ひて、幾度も御用ひに罷成り候、前々ハ一兩度にて御捨りに相成り候を丈八国家を思ふのこゝろさしふかく、瑣細なる御はちまきを、ミづからへりくだりて、これを洗ひし心、すなはち国民の患難を濟ひ候大量なるべく候、是民の父母の御手役者、かくこそとおもわれて、とうとき人なるべし、かくのことく、御手元御艱難のうちより、御家中への御辺知などの御恵も流れわたり候儀、こゝに御近習の人々、御家の大患を奉解候志あらハれ、年月の積レル所の功ハ、不少事なるべし、いにしへより、御代々の御召料を取量候儀、明らかなることばかりにも無之ものと相聞候内、式百九兩の御定に相成候て、御近習の手元へ弥清きところ、みつべき事に候、

右丈八が実忠の器量を御感心、世子の御傳役被 仰付、白金御在住の時、年来仕候奉り候次第、人のしるところにして、兔向におよびかたき事共二候、或時重ク御教訓を申上候儀、御聞入無之ことを歎き、居小屋へ退候上、七日の断食にて、十三日の尊靈様へ奉祈候容体ハ、誠に髮冠をつく勢ひありて、その魂ふかく、君をおもひ奉り候儀、ここに頭ハれ、心肝をくだきて、御そたて申上候儀さすがに国家の宝

なるべく候、此外年月かれが精勤筆紙に尽しかたく候、然るに惜哉痛哉、余り二精神を尽し候末、終に病を生し、様々祈療かなはず残念中々申も愚かなる事二候、かかる国家の忠信を失ひ候儀、天道是非か千万いたましく候、右かよふなる人を七家の言上に佞人と申上候儀いかなる事二候哉、何二と得て可申様も無御座候、後來子孫よく是をおもふべき事に候、

倉崎恭右衛門・志賀八右衛門・浅間登理各年月君辺に仕候て忠節を尽し候人々に御座候、

御手元御用金貳百九兩の御定を以、御内外の事相濟候と申も、此面々心肝をくたき取量候故、いつれか御国用の御取つゞきもこれあり、度々御家中への御恵も流れわたり申たる事二候、前書にも相認候通、前々の衆千六百兩の御召料を取量候御近習中とハちかひ可申候、其頃国人戸々人別錢を御取上にて、御手元御用を弁し候儀とハ、黑白明暗天道の照覽委曲申までも無御座候、恭右衛門儀ハ学問入情、御家の古格古例等よく覚候て、終に御留守居被、仰付致精勤候、志賀も御勝手向の儀に別而心力を尽し、抜群費用をいとひ、御為筋をはけミ候、浅間事学問にも取懸り、手跡もよく、於御手元、御密用の書事等被、仰付御用立候、乍去性来柔弱にて抜群の志も不相立、自若としてそれなりに相つとめ候へ共、全く邪心の毒などハ毛頭無之、こころよき人に候、然るに是をも佞奸の人なるよし、言上のおもむき、何

が何やら兎向にくらきことに候、

但七家の言上書に、九郎兵衛・丈八御小姓勤の節、江戸表不首尾の事有之、御国元へ罷下り不参中美作宅へ罷越候儀、御尋にも罷成候ハゞ、名字へ相障申儀に御座候段申上候、夫レ天下の大慮ハ、治国安民ならずや、然るに濟世の時に臨ミ、吾曹誓て血を啜り、死を共にして、国家を思ふの日、何ソ大行願ミ細謹ヲ可申候哉事も愚かなる言上書二候

一言上に、平洲先生を悪口、其外学生を譏り、其後文武の二術害を生し候間、御一分もツ文学を始として、すぎと御止め被成候様に申上候、意味こゝに立澤が世に出候きざし、おのづからあらハれ候にはこれあるまじく候哉、尤推察に物申スことはいかゞに候へども、文学を御止め被成候へとハ、兼て七人の胸中よりハ、決て出きぬ文言にて、先ヅノ一字に立澤が生涯の主意を生し候儀、鏡に懸ケて明らかなる事に候、かれに誑れ候、我家並の顔迄流もれ候て、扱々情なき事なるべし、是本人たる人、己レを利スルのこころより、狐狸の邪魔に把れて、大義を失ひたると申べきことにて候、夫レ社稷の臣と生れ、かゝることの、かゝる事也候べき、惟わが治国安民の家業を守り、磨ケトモ而不ス磷涅スレトモ而不緇と申儀、十四家大事の持かたなるべし、後人能ク可思惟事に候、

但年来衰へ候御国を御取直し、或ハ御類焼の変に臨ミ、跡々の補ひ、且年月くるしみ候国人の患難を御済ひの日にいたり、只おとなしく、手をふところにし、安閑と打過候ことにてハ、濟世大業いつの世に可相成候哉、御領地差上候ほどの御内論にもおよび、きつとしてハ、居ラれぬ時がいたりたるには無之候哉、此際に成り候てハ外に何も入らず、ただただ国民拾万人の心を得られ候ハ、夫にて国家安全の基ハ可相立候、然るところ御家中の歴々、箕笠をまとひ、身をくだりて、国家の大患を奉解候深実なる心、是にて社稷ハ御安堵の事なるべく候、乍去此儀百人千人のことに候ハ、残りの人の心もいぶかしき事なるべくに、五七年の間、十万人、一統おもひ揃ひ候て、何ニの異心もなく、幾度も幾度も精一に心力を尽し候ころざしを見れば、なに、御心を置かるべき哉、夫レ国ハ国の国にして一人の国にあらずと申時は、屋形様御一人の御国とおもふまじきことに候、御家中のわれも人も、此御国に身を置候て、父母妻子を養ひ候と申も、御国恩ならず候や、然るにこの、われ人の身を置ク、於国が衰へて、ほんに御領国をも被差上候時ハ、何国に身を置可申候哉、是に因て、国家の大患に、国人の力を奉添候と申ものハ、何ぞ人の事なるべく哉、此ゆへに君の方々歳ハ、わが方々歳と申ことも、国家の富ミさかえて、ゆたかに治るをおもひ候事ハ、此事なるべく候、然れども年来かく

おとろはて候におよび、ただ居てハ、元の御時節にハ復さず候故、権道を以いつれか大患を御解キ被成候ことにも相移候ときハ、一統よろこばしき事なるべく候、然るに七人の衆、御国のなくなることをも不顧、別に濟世大業の志もなく、よしなき立澤が姦謀のすゝめにまよひ、平洲先生の学業を妨ケ、拾万人の深実を嫉ミ、非 念を起して、奉要

君上候次第妄ナル哉、且又濟世の時に当て、御国政の繁多なるを見て、国体の乱れ候様申上候儀は、なるほど無余儀意味も御座候、此儀たとへば大伽藍の建立にも、地形の土をのみだし、棟梁の材木を引ちらし候ときハ、いかにもとりみたれ、足の踏ミどころもこれなき様に相見申ものに候、しかれども、やかつて成就の上ハ、魏々堂々たる大伽藍みつへき事に候、さ候へば国家の礎、濟世の柱、安民の材もとりちらし候内ハ、なるほど御国事も混雑に相見たる儀、たれが目もおなじことに候、然れどもちやうな立、柱削の沙汰にて、いまだ成就のほども見ざる内、此論におよぶ事、扱々せわしきことなるべく候、魏文侯の時、李悝地力を盡す道を行て、前後二十年にして、民物蕃庶、財用豊足ト御座候、古人といふとも如此二候、繁多ゆへ致筆略候、

右立澤か姦謀を記

大学に

○唯仁人放流之、

右放流ハ、前ノ章に所謂媚疾の人也、蓋し仁人の惡むところ、其賢を害し、民に毒スル故を以て、是をにくむ、唯その惡をにくむにあらず云々、右七人の書上ハ取るにたらざれば、論ずるにも足らず、且そのため嚴科に行ハれ候上ハ、是非邪正顯然として明らかなる事に候、然るに強てこゝに論談を記し置候てハ、かれと競ふに似て、小量また後世はづべきことに候、雖然此言上書写し取て、我家に残せるにおよんで、子孫百年の後、当世此時の人ハなかるべし、しからば風雲變態の中、紛々たる隱奸譏諛のくらしきところ、誰かこれを示し、たれか是をさとすべし、此故に言上書の内淺智の妄談ハ悉くはぶき、惟々君上明々たる御賢慮の大なることを記し、次に奸邪の深クして、其主意の隠れたるをこゝにあらわして、これを子孫へ伝ふる而已、

(国政談上終わり)

(国政談下)

●御殿雪下

右安民の事に被為尽

君慮候段承知、三手中自身罷出、各数日御殿之雪を下し、衰へたる国家に奉添

多力候

但就本文之通二、時々御酒被成下、御喜色御感悦之旨 御意之趣伝之

●御軍器修復

右古来右伝へ来り候御家中わたりの武具、ふり損し候故、御細工組江被 仰付、何も日々出勤追々是を

威し直し候

●節儉

右先達而毎々御儉約被 仰出、御近習御人少之所、猶も人数御減少、御手元御不自由別而御艱難之儀奉

側候、仍て諸役寮におひても、夫々之儀多事を省キ、年々の費用をいとひ毎々存寄を申出、何も実心に

御用致出情候

但節儉の次第度々被 仰出、一菜の御膳、綿衣の御服を万の元とし、万方の多事を御省キ、嚴重の御取
行に候、然るところ御服のぎハ御下夕召より木綿を被為 召候儀、寒国におゐてハ殊に以て奉恐候、依
之老臣共御身に替り弥下着より木綿着用仕候間、せめてハ御下召計も絹の類御用ひ、必寒威ヲ御厭ひ
被成度候旨、達々頻りに申上之、乍去御許容の御意に候へども、追々御近習中に承候処、曾て絹類等御
用ひ ハ無之、御下召より木綿を被為 召候段、兎角之言葉もなく、御德行を奉感 心候

●御家中江半知御返

右御家中之患難御恵のため、知行半分御借上候内、銀方御返被成下候

●酒御停止

右年穀の価貴ク、一国及難儀候付而、酒造御停止被 仰出旨申達之

但一ヶ年余り御停止之処に、元々所并御勘定頭申出候趣には、東御料より多分酒を入レきたり候故、御国
中の金銭他領江流れ、是を制し候へば、御境騒動いたし候、これに因て酒造御ゆるし可然と存候、酒売

買の時ハ、此役錢凡八百兩御藏納に罷成、此節一かたの御益に罷成候間、かたかた此旨存寄申上候由、老臣承知美作申達候ハ、各存寄之趣さも可有之候、乍去穀食ハ人の命に候得者酒をゆるし、年穀の価貴ク相成、窮民難儀におよひ候時ハ、一國中の憂何か過之間敷候、然者他国へ金錢の出し候ことは、尤以てよくよくこれをふせき可申事ニ候、扱酒をゆるし候勢ひより、年穀の価貴ク相成候而ハ、御国政不立候、且近国右酒を入レこれをふせぎ候により、騒動などにおよび候事ハ全クこのまざる事に候、然れども年穀の価貴ク、国人飢へに偪り候より相起ル騒動ハ、一国の大事ニ候、是に因て酒をゆるす事ハ成るまじく候由申達候処、元々所の申間に酒を御ゆるし候共、米の価高く成り候ほどのきも有之間敷か、殊に御勝手差支候儀と申、かたかた御ゆるめ被成度ことよし、しきりに申聞候、猶又美作申達候趣、各の申聞なるほど無余儀候へども、米の価天性の相場ハあらかちめ期しがたく推察を以可致一定様も無之ものニ候、若シ酒をゆるして米の価高く相成候時ハ、御國中へ対し何にと可申談候哉、言の葉も無之候、然れば御治国の上に取り候てハ、一人の餓死二八百金ハ取替がたき事に候間中々酒の御停止を明ヶ候儀は乍残念なるまじきよしを委細に申談し、何も承知、此以来一年程の内弥酒造を不開

○徳者本也財者末也 諭義諭利

是国家の盛衰、国人苦楽のわかるところ、人のいのちを司る、老臣大事の思慮なるべし

●御蔵米御払

右年穀至て少ク、国人患難、夫に乘し、穀屋其時の相場を引あげ価貴ク、四民をして迷惑ならしむ、此故に町々五ヶ所江其場を設ふけ、日々御払米を以これを濟ひ給ふ、右につき非分のこれなきため、三手右司として差出、随て三御扶持方之内右も二人ツ、罷出、下役相添取量之候、從　公儀御惠の事に候間、穀屋其の相場と不爭、米もよく価も安ク升の計りも十分にして相払可申由嚴重申渡之、

但元メ所の面々申聞にハ、此度の御払米直段余りに安ク御勝手も無之事ニ候、仍いつれか宜敷直段相立テ可然候由申聞候、是に因て老臣相議して御勝手懸り之面々御潤益を存候ハ尤之事ニ候へども、国人御濟の時に臨ミ、時の相場ト争ひ候様なることにてハ御惠の事ならず候、されば御蔵の御不益に行廻候と申ことにてハ長ク御惠もつづかず候、左候へば御損失に不相成までは何ほども価をいやしく相払可然之由申談之、此以後猶又元メ所存寄之趣此節年穀不足之所を御払米のきは、何よりの御惠ニ候、左候へば価ハ高く候共くるしからざること候間、是非に直だん引上ケ可然之由役所役人を以達々申

聞候、なるほど元々所存慮二相まかせ度候へども御政事におひて左様ニハ不相成候由、おしつかくしつ申談候へども猶又再三無止事役人共を以申聞候、乍去国人患難に偏り、これを相済ひの時にいたり、人の命を大事に被成候事ハ、君上の御職分にして、民の父母の御役にて候、乍恐我々共も民の父母の御手役者と罷成候て、御国政を執り候ときにハ国人のくるしみを相解キ候事家職第一の量に候間、乍残念御潤益にかかハリ可申様無之候、しかし再三におよび及内評候へどもしかと承知無之上ハ、最早元々所に構ひなく取量可申由、役所役人江差図に及び候

五穀食米ハ民の司命也と申候由、然るにこれを町家の手に売らせ、時の相場、天性など云ならし、あまたの穀屋共党を組て自由をなし、世の人の口をつなぎ候、これに因て官府の命にもしたかハざる事あり、又其命に限スといへども、心にいなミ一夜の内にも穀食の有無をくるハし、兎角して利を射る事妙用にして、世人を泥め候事多し是元より穀屋共に、年穀を売し買せしむるより起れる事ならず候哉、然れば此事古人の論もこれあり候へば、追々別に一国の制度あり度事なるべし、雖然尤是大事の論也、當時にまさらんとして、却て世人の命を害する事もあらんか、左候へは後世猶怒るべきことにて候、乍去往々御備米蔵満足の上には、いつれか重ク是を論して制度の建かたに心力を尽すべきことに候、必後

の君子を待てこれを行ハるべし、かへすがへす武門におひて穀屋共に口をつられず、司命の穀食ハ、別に自由のよきに足ル事あるべきか後人能ク思之べき事に候

但穀屋の事、別に制度を立候とも、常にハ何のかハリもあるまじく候、乍去飢歲凶年に臨ミ、其期に至り、国人生死のかかる所に候へば、兼々平安の日にこれを論して、国人御済ひの事ハ、何よりも御大事なるべく候、前之ヶ条につゞき事去り、時過きたる事に候得共、義に喻り、利にさとの弁別、後の人の思慮の種にも成るべき哉、粗ここに記し置候

一美作江戸在職中の事なりしに、廻米着岸の時、江戸元々所の存寄に、廻船の内、濡米沢手米のあしきを、三御屋敷の御扶持米にわたし、よき米を相払候よし、美作承知夫ハ成るまじきことに候、よき米を御扶持わたりにして、あしき米を相払可申ことに候由、申談し候へば、元々所の申間に、昨今の御役にて江戸の取量ハ存知これなきも無御余儀候、しかしながらそれハ御初心なる事二候、御先役中より前々右の通にいたし来り候、そのゆへハ、よきこめハ御当地におひて価貴ク、あしき米ハ価もはなはだひく、御座候、又あしき米とても御屋敷御扶持わたりにいたし候へば、みなみなたべて、なくいたし候ものを、何とてよき米をわたし候べきや、これハ御不案内なることに候へば、元々所に御まかせ候へば、

よきに取量可申由、答之趣承知猶また申談し候、夫ハなるほど左様に候へども、米穀ハ人の命ならず候哉、そのいのちになるものを、濡レ沢手の悪米をわたし、人の命を損し候様なる取行ひかたあるべきにあらず候、各身の上におもひ取見給ふべし、いのちハおしからず候哉、然れば向後ともに御扶持米には、善キ米をわたし度ものに候間、一際心を尽し取量候へよし申達候、元メ所の答にそれにては御損失に相成り候よし彼是申聞、四五日の内おしつかへしつこれを論し、其年ハ御在国のことに候へば、御窺も不相成候故、御留守居立入、元メ所を申なだめ、よき米を御扶持わたりにして、あしきを御払に取量候

一十八組を始、其外諸組并夫方どもへ、昼扶持の渡し下り、四五ヶ月ほどもたゝまり、何も如いわくいたし候由、度々芥場へ打より評判などいろいろ申唱、御屋敷もおたやかならず候、これにより元メ所申出に、先ツ二ヶ月分も可相渡由、此節美作申談し候ハ、御差支の事二候へば、むつかしき事なるべく候へども、何とぞ不残相渡し可然よし申達し候へども元メ所承引無之、兎角の論に及び候へども、二夕扶持分ならでわたすべきものこれなきよし答候故、左候ハ、手元の指替の腰物衣類其外成りたけの諸器財を可相渡候間、いつれにか取配り昼扶持不残渡し候様取量可申由相達し候ところ、夫に応しかれ是

元メ所にても差配不殘昼扶持相わたし候、

但本文の通二候所、是よりして芥場の寄合も無之、且昼扶持たたまり候ても、誰レ一人申出候者もこれなくしつかに相成候

一御参府并御暇御拝領之時、あるひハ惣して御客来之時、御料理の残り候御膳の内を、御屋敷江売候よし承候故、元メ所へ相尋候へば、御膳部御台所江差図いたし、よしなき御費に候故相払候由、答候、依之それハ余りに卑賤なる事に候間、向後左様なる儀無之様に申達候、然る処とても相捨り候品々の事に候へば、くるしかるまじきよしを申聞候、尔し左様の事ハ余りしき瑣細なるぎ、こせつきたる取量、きざめる取量なるべく候、外聞実儀全ク不相調事二候間、其筋の者へくれたるがよく候よし申達候一江戸にて御進物に相成候真綿を、少しツ、はぶき、それをため置申事二候由承候故、元メ所へ相尋候ところ、いかにも左様に候よし、挨拶に候、是に因て美作申談候ハ、御家におゐてきもしき取量あるべき事ならず、かよふの事ハ御上にても御存知不被遊候ところ、はなはだ恐入たる事二候、御大名の御進物と云、拝領物被下物の綿をへつり貯置、それを代なし候と申儀、ふらちなる事二候、向後ハ定法の百目、少しも不相減取量可然のよし、申談し候所、元メ所の答にそれにてハ、かかる御難渋なる御勝手ハ

御持兼可被成候、はなはだ御初心なる御事に候、此だんハ芋川縫殿殿御役中段々御巧者なる御差図御尤に存候て、百目の内より一二枚計へがし候て、余計にいたし置候事にて、広居左京殿ニも御同意にて右之通取量候、左候へば御先役ら被成おかれ候義を御そむき被成候と申ものにて、何のらちもなき御心遣のぎ、兎角是ハ元メ所へ御まかせ被成候様ニ達々申聞、何ニと道理を説き候ても一向聞入無之候、此儀美作も其分に不相成、米沢へ申遣し同役中へも内談可奉窺 君慮と存候て猶又追々論談の上、兎角元メ所ら委曲書付を以申聞候様申談候へば、漸々承知一把の綿の内をへき取り候儀無之、古来のごとく、懸ケ目百目の定法ニメ、御遣ひ綿取量候

一宝曆十三年

御即位の時、從 御当家様御進献物の入候、御長持白木刺立に可相成事に候処、江戸元メ処申出に、先年 仙洞様崩御之節、御用ひに罷成候御香奠ノ入候、白木御長持有之候、幸古り損シもいたさず候、此たび是を御用ひ随分可然之由、此節美作申達し候ハ委細致承知候が、どふもそれハ成るまじく候間、早々刺立させ候様にと申談候へば、元メ所申聞にそれは於下手なる思召ニ候、これ迄仕廻置候御長

持、急度いたしたるものにて、あたらし物二候、白木にさへ候へばたれがしるものに候、此御時節是非にこれを御用ひ被成候様にと再々応しきりに申聞候、猶又美作挨拶にそれハ誠に不知案内なる事に候間、くわしく申べし、先ツ御即位と申ハ天子御受禪の後御位につかせ、南殿に御座をまふけ、百司に始て見へさせたまひ、まさしく御位に即せたまふ事を、天に御つけあそばし候事のよし、これにより、天津日月副の御調物、くもらぬ御代のためしにて、日本国中大名小名御進献物これあることのよし、しかれば数日の御齋ミありて、竜顔をおがませ給ふ事たとへば日光の東方より出て、四海国土を照らし給ふごとくなるべく候、是本朝の大札、此上もあるましく候、しかるに先年 崩御のとき、御香奠の入り候白木の御長持なればとて、ふたたび是を御用ひに相成候てハ、天道恐入たることにはこれあるまじく候哉、しかるときには乍憚 御上の御身に相かかり候儀を、軽々しく取量候時には、重畳不調法至極なることにハこれあるまじく候哉、謹て是をおもはるべきことに候由、懇に申談し候へば二言とこれなく退散

一安永六年の事なりし、美作出府之時、江戸表御勝手懸り申聞に、此度御節儉二付而、諸役場より毎々御為筋存寄申出之内、所々への御進物蠟燭、定法式拾刃懸ケに候処、有体ハ拾八刃懸ケにして、式刃ツ

ハ是まで役方の所務に仕候、此分いか様とも御免被成下、此上ハ御益にも罷成候様可被 仰付由申出候、是に因て是迄役人共の致し来り候通に、取量ハせ候へば、一ヶ年の御勝手に罷成候分、百匁ほど可有之候、是ハ年々不少ことに候へば、弥右之通にて可然候よし申聞候、美作承知、いか様此御時節くるしかるまじきか深く思慮いたすべきことに候、扱其外箱に、只今まで式拾目賭ケと調ひ来り候ところ、以来ハ十八匁懸ケと、かかせ申ことに候哉と承り候へば、御勝手懸りの答にイヤ、左様にハ無之、外箱の書付ハ前々よりの定法、式十目懸ケと相調、蠟燭をば十八匁にかけさせ申ことに候、右につき美作申談候には、それにてハ御大名の御進物あまたの人をくらし、公儀御役人中を始めあざむき申ことに候、是まで役人共の私曲に致し来りたるつづき、これを難じて不受納の御方ハ無之候共、成るべくハ左様の事無之様に致度事には有之まじきか、此儀君上には御存知不被成事二候へ共、何とか冥慮もいかゝ、殊に役方にハありの俣をいわせ、其私曲を 上にてお真似を被成候と申ものに候、左様に候へばここに御政事のくらき所これあり、一統へ対し候てまがりたる事をおしゑ候事にも准し、何ともはづかしき事に候、然れば此事を能々考候時にハ、中々百金などには、替イがたき事におもハれ候いかゝおもハれ候哉、猶以能々思慮を尽され候へかすと存候旨申談し候

但古来之通箱の書付八百挺、蠟燭の懸ケ目、正味式拾匁にして、少も不相減様に是を定ム

右 仁、不仁、多クハ是人君の儀、賢を得れば財の道を得ることも、人君の仁に帰すると申事二候、これハすなはち、徳を本とするのおしゑなるよし、然れば仁ハ君の道、義ハ臣の道と申候、易に曰、

理財正辭禁民為非曰義

故に臣下義を好ムときハ、よく財を理と申候由、然れども老臣常に御国用の道をも開かずして、唯有司諸役を責ムルのぎいかゝ、此故大学に

○生財有大道、生之者衆、食之者寡、為之者疾、用之者舒、則財恒足矣

これハ人君小人を用ゆるときハ、皆財用にくるしむによつて、穀食財貨足ラズ、此故に賢を得るときは、すなはち財を生スルの道也、国に游民なきときハ、生ずるもの衆し、朝に幸位なきときハ食スル者寡し、農の時を奪フことなきハ、是をなす事疾し、入ルを量て出スことをなすときハ、用の舒、と云々後の人思之、

●判所取立

右国々々御当領往来の旅人、いにしへよりの御国法にて、入判出来を以御領内相通し候、依之奉行所へ判所を立置、同心組之者五六人書役を定、番割を以日々一人宛出勤、朝ハ五時ヲ晩ハ七時までの間、通判差出来り候、此段二而ハ国々の旅人相泥候由、年来承候へども、古例に候故夫迄に打過候所、不得止事極て往来の者を泥め候儀、国々へ対し無法なる事共二候、此等之儀 君上御存知不被成儀に、御徳のうすく相成候様なる事も有之、此儀ハ老臣の罪にて候、依之段々年月内論を尽し、追々奉窺 君慮、此度奉行所に立置候判所を、大町へ相移し、新規に判所を作事成就候上、御馬廻平番ヲ一人此司を（百五十石原三左衛門）被 仰付、当所へ家内引移、年中判所之支配を致候、且上ハ役、下夕役、当非番を以、出勤、尤判書役之者、一昼夜ツ、詰切、夫々の法を立、片時も旅人の足をとどめざる様に出情、無滞通判差出し可申旨、嚴重に被 仰付之

○奉行宅ノ内江、判所を立置候てハ、自他の旅人泥に相成候儀共、左に記之

一奉行宅江判所相立候てハ、町々ヲ遠く向寄も亦あしく、通判の遅滞におよび候

一年來是までの判所におひて、朝五時ヲ晩七時迄通判出し候へ共、五ツ前、七ツ後ハ、往来の旅人をまたせ置候

但 五時右の定に候ても、其日に より其人にもより遅參の時ハ、四ツ懸りにも相成、早々仕廻候様なる事も有之、なにかれの滞ハ、ミな是つまり旅人の足を留候事相成り候

一 往來の旅人右宿屋共判錢を取り候

右 三之丸内、奉行宅の判所二候へば、諸国の旅人直々奉行所へ可罷出様これなく候、仍旅人の宿を致候者受次、通判をわたし候、これに因て宿屋共手元手元にて判取りの者をやとひ候て、それを判書所へ差出候て、通判を受取、旅人へ相ワたし候、乍去公儀右判取やとひ代もワたらず、ミな宿屋自己の費に罷成候、こゝを以おのづから旅人江申懸ケ、判錢を取り請ケ候事のよし、勿論御国法に判錢を取り候儀ハ無之候へども、根元の立方不相調事より、未に流れ非法となり、判錢を取て、国の恥に変し、君上の御徳を穢し奉る事に罷成候儀、恐るべきことの悲むべき事ならず候哉、したがつて宿屋共正路の人計あるにもあらず、欲にはいたゝきなし、国々右入り來る旅人ハ、何をもしらず、国法といわれて、判錢を出す、又その旅人の内、おろかなるをば、いろいろに歎き、過分の判錢を取ラるゝもあり、是ひとへに通判の仕法あしきより、国々の旅人を泥め候事、かれこれ以て無道なることに候、仍大町江判所を取立、旅人共直に罷出通判を取り候へば、ここにくらきこともなく、判錢を取り候儀ハ決て無之候

一旅人をとめ、旅籠を取り、木賃を取り候ハ、宿屋共の渡世に候、これに因て昼の八時過きころ七時懸りにも成り候へば、判所仕廻のよしを申聞セ、最早通判不罷出候間、今晚ハとまり候へと申談し、是非に旅人の足をつなぎとめ候、左候へば其日の八半頃より、翌日の五半頃までも往来の人を待せ置候と申事に被成いかに古来よりの御国法なればとて、かよふに旅人をくるしめ候事にてハ、日本へ対し、はなはだ以て不調法なる事に候、仍て大町江判所を取立、明六時右暮六時まで通判を出し、片時も旅人の足をとめざる様にと情を出させ候

但大町判所におひても、夜に入候へば通判ハ不差出定めにしたし候、其司たる者も引越罷成、上ハ役も判書ノ者も泊り居り候、これに因て旅人道を急き候故も候へば、其だん直に申出候へば、夜陰といふとも通判を出し候様に申渡し置候、就中国々の飛脚ハ、弥無滞様に御領内を通し候様出情すべきのよし申渡之

一奉行之宅に判所相立候ときハ、宿屋共通判に託し、日高に旅人をとめ置、翌日も早天にハ出足の成らざる様にとりあつかひ、其内に小間物たぐひ、品々の売物を持入させ、旅人これを買ハざる内ハ、通判をワたさず、是非にもとめさせ候仕懸ケ、しかも高売押売にて旅人ハめいワくながら一足も急ク心に、

多少の価を論せずして調ひ候へば、そこにて通判をワたし候様なる儀、これにより旅人ハ心にそまねど高くもとめ、疾出立をおもふのミ、宿屋共こゝを見詰候ての取扱、兎角して御国法を申取、公儀の御威風を以て、己等か利欲にくらミ候事、不届至極に候へども、是も通判の仕法かゆきとゝかざる故之儀に候間、今度あしき手風、すきと相止ミ候様、筋々を糺し嚴重にこれを申ワたす

但宿屋共の取扱を前々幾度か制し候へども、たゞ其みぎり計のぎ、殊に旅人と宿屋と相對のミ、其間に横目と云フもなく候へば、是をしる人もなく、旅人ハゆき流し、何かたへ可申出様もしらず、非分とおもひながら、おのづから堪忍にてゆき去り候をよきことゝ理不尽なることを成し、一国の恥をも恥とおもハで、かゝる存在あるべき事ならず候、此故に大町へ判所を移し、其司たる者、左様の事まで能々見聞、これをふせぎ候へよし申ワたし候

一奉行所に判書所これあるときハ、老臣直の差図などもなく、ただただむかしよりの仕来り、等閑のミに過キ行キ候、依之判書共ハ宿屋共をねだれ、判取に罷出候者をかたらひ、酒肴を持ち来たれの、菓子を持ち参れのと、種々に申掠め、少しもいなミ候様なる事二候へば、通判を出さず、いつまでもまたせ置候故、判取の者共立もどり候て、宿屋共江申聞品々をおくり候よし、此手風制すれども終に不相止、

食の蠅を追ふと申様なることどもに候、此等のぎ、判書役ト宿屋共の間ハ、あしき手風ニ而もまだしものことなるべきに、いつか旅人の泥に移り候より、一国の恥となる、かたがた悲むべき事に候

右 奉行宅に判所相立候ては、却て御国政のくらき事如此に候間、粗此所に相記し候、雖然古來右の御国法可被相敗様ハ決て成らざる儀、こゝを以御国法も全く相立、且往來の旅人も不相泥様に御法の立かたハ幾重にも可有之候、仍て年月愚慮をめぐらし追々論談を尽し、此度大町へ判所を御取立、自他領の人々、往來の泥ミ無之様被 仰付可然哉之趣、委細に申上、奉窺 君慮候処、始終被成御承知、随分よろしかるべく被 思召候間、其通り取量候様被 仰出候

但天下の往來、箱根御関所ハ格別の事なるべし、此外入判出判を以往來の国々、多クハ不相聞候、然れば御当国におゐて大町へ判所を移し、其職の面々何ほど出情遅々なく、通判を出し候共、いまだ是レ、出入の通判これなき国々にハしかざるべし、雖然むかしよりの御国法に候得ば、弥堅く是を守り、扱者旅人ハ弥泥ミ無之様に通判を出し、二ツ共に全ク行ハれ候儀、御国政の肝要なるべし、是に因て執政の職、時々其御役筋へ無怠慢様差図におよぶべきことに候、又通判ハ、奉行所ら、白紙へ印形、判所司たる方へ是をワたし相用ひ候、委曲ハ此度の御法数冊書立判所へ渡之

●問屋取立

右当国八山中辺土にして、奥羽の諸侯方御通行も無之候、それに応じ、国々よりの往来も少ク候、これに因て御城下に問屋ハこれあり候へども、名のミにて其取行もゆきと、かず候、仍て此度東町石田名助江問屋申渡之、自今往来人馬、無滞差配旅人不相泥様に取量可申候、近年猶以馬かたの者共存在理不尽にして、定ノ外賃錢を取り、往来を掠め候由、御国の恥をもしらず、はなはた不届なる事二候、依之丁寧に荷物を付送り、たとひ商人荷に候とも定ノ外賃錢を取るまじく候、尤酒代等過分に取り候儀もいたすまじき由、馬次馬次先キ先までも急度制し可申候由、委曲書立を以申渡之

但町々におひて定数之馬をも不相立、旅人参り懸り候上、遠方る馬をかり差出候事なども有之、殊の外人をまたせ候由、かたがた往来をワづらハし御国法不相立、ふらち千万なる事二候、先達而旅人を相泥候馬方吟味入牢申付候、猶又右体の者有之ハ、急度可相糺候由、彼是心得申渡之

●役錢取立所

是を東町改所ト唱フ

右むかしより御領内売買出入之役銭取立の儀ハ、町家の内より其役これあり取量来たり候所、自他領の者へ対し、手くらき事共これあるよし相聞ふらちなる事に候、何しらぬ他国の商人をかたらひ、惣してみだりなる取量に候由、依之此度東町問屋場之内江、役銭取立所を構、夫々の御役筋出勤、於一ヶ所町々在々売買の諸役銭、古法の通少しも違ひなく是を取立、勿論自他国の商人共泥ミこれなく、聊非分なることの無之様取量、且売買の筋、自他領不通屈々なることもあらば、其害を解キ、惣じて交易の道広ク相開ク候様に思量を尽し取量可申由申渡之、此儀役銭取立の儀二候へども、他領江も通融の筋、彼是不輕儀二候付而、兼々及御沙汰、尤　御上御別慮も不被為　在旨被　仰出、今般右之通取量候但三手ろ御横目をも差出、三御扶持方、并町家ろも下役の者等、夫々に被　仰付、何も朝ハ明時ろ出席、終日此役場相開き、自他領の者共を不相待様に精勤可仕旨申達之

一自他国商人売買の荷物、たとへば十貫目の物ならば、弐貫目はこれをゆるし、八貫目の役銭を出させ候様に可及差図候、此段ハ永久改所の榮へ候大事の心得に候間、段々其筋江可申達之

但十貫目の役銭を、八貫目にして取立候時ハ、年来つもれるところ不少、御蔵納相欠ヶ申事二候、是に因て有司諸役段々存寄申聞尤なる事二候、乍去此儀美作思慮あつて申渡候儀、全体の儀とくと考可有

之よし、申談し候へども拾貫目の割を八貫目に減じ役銭取立候事ハ、不得心の趣を段々申聞候、成程公儀御蔵納の相減候を、全くこのむ事にはこれなく候、然れども此諸役銭のぎハ、外々御蔵納とハちがひ、公儀右御元の費などのこれあるにもあらず、ただぶりに納る所の金銭ならず候哉、

一とせ、大町江調方と申て、役銭取立の役場を相立、古法に違ひ役銭を増て、手柄に取り入候よし、これに因てミナミな隅の目をつかひ、ひとへにきざめる取量なりしよし承る、夫故商人共めいワくがり殊之外泥ミたることに候、是上下交利を争フと申事なるべし、然るに調かた永ク不相立して、終取仕舞に相成候、さ候へば此度の当役場の繁栄をおもハれ候ハバ、古法にたがひ、毛リン役銭をまし候儀ハ勿論不相成、却て貫目をゆるし取立候儀肝要の事にはこれなく候哉と申談し候所、何も一ト通り承知ハいたし候へども増銭取立無之ハよろしく候へども、定法貫目の内ゆるされ候と申儀、余りせんなきことなるべしと、各一統申聞候、仍美作申談候趣、無増減取立候と申儀、定法当り前の事に候へば、各存寄尤之事なるべし、乍去満而不溢ハ、長ク富を守ルおしゑなるよし、此度貫目をゆるふするハ、満て溢れざるの事なるべし、此たん能々心得らるべきよし申談し候へば、何も得心有之、弥貫目ヲゆるし役銭

取立候

(上部書込)

追而書入

○役錢納高

一 金 千四百八十兩壹分 錢 三万五百三十八貫五百九十五文

✂

此内ヨリ御金藏納メ定法之通

一 金 千四百五拾七兩壹分 錢 貳万貳千四百七十貫百十六文

✂御藏納

残而

✂ 貳拾三兩 八千六拾八貫四百七拾九文

✂

右之通安永八年十二月ろ天明二年二月迄差引勘定、然れば御金藏へ定法之通相納候外に、引除ケに相成候金錢如此に候、天明二年三月二日改所書上之写

私二云

最前有司諸役の存寄有之候得共、強て貫目ヲゆるやかに為取立候所、却て役錢多分相増し候ハ、何の故かしらず候、是を以是をおもへば、人の心がすなをに成れば、かくのごとくなるものに候哉、然れば、公儀ハすなほのたねまき所か、

(書込終わり)

一諸向より売買の荷物持来り、あらためを請ヶ候節、其品申出次第承置、たとひ小間物と申し候ハ、小間物にして、それをば不疑やハリ定法の役錢取立可申候、たとひ不審なる事共有之候共、先々荷物の内味等切開キ、見とどけにおよぼず、いわれしだいそれにして役錢取立可申候由達之

但此儀諸有司兎角の論談相起り候、美作申談候ハ、なるほと下モに歎れ候ハ不明なる事二候、乍去役場開キの初ら人を疑ふハ不信の元なるべし、左候へば雪を墨、烏を鷲と申スともやハリそれにして荷作りの内をば必穿鑿あるまじく候、往々不得止事候ハ、夫ハ詮儀のいたしどきがあるべく候、事の始より役場の面々隅の目をつかひ候てだまされまじきのぬかれまじきのと心をくばり候てハ官府の人々お

だやかならず候、先ツ先ツ寛宥の心を主としてこせつかず、正路に取扱候儀大事の心得なるべきよし申合候へば、各承知相退候

一当役場の儀ハ四境の口々えもワたり合候儀に候へば、他国より入り来り候売買の荷物等役銭取立之仕法まちまちな事これなく、惣して自他領の商人え対し非分なることの無之様に兼々可申合候、尤此度四境の役々えも委曲書立を以勤方量方往来の者取扱の次第一々申渡し候、乍去四境のぎハ御城下右相へだたり候儀と申、繁多なる御政事所(役所)右諸事ゆきとどかず候、依之東町改所を中央と立テ四方八方へ心を配り此度の御仕法永ク行ハれ候様誠情相尽し候而、指南可有之候、国々右入り来り候旅人ハ先ツ御境にての扱ひが始に候、仍て御国の事をおしゑて遣し候心得にて兎角旅人え情をかけ御領内入り候へば我国の様にな心を安んじ往来いたし候ところ大事の心得に候、くわしき事ハ書立の帳に相見候間、とくと披見の上諸境の口番人えもおしゑを本とし御国の恥に不相成様心を配り精勤あるべきよし、追々段々申談之、

但 人勾引などのぎ扱ひの心得大事なるべし、且、病人をいたはり薬用等のぎ或ハ飢へに偏り候者などこれを濟ひ候たくひ惣て人の死を解き人の難を除キ候事いつれか御仁政の端とも可相成候哉、これ

に因て四境の口々へも申渡し乍少々備錢をもつたし置往来の旅人急難をも御救ひ被成下候様致度もの二候、尤年中ゆききの旅人多分なる事二候へば勿論人毎にゆきとどかず候共、其内非常の患難にゆきせまり候旅人もあらば四境の取あつかひ情ふかかるべし、かよふのぎもくわしく書立に相見候通弥精勤あるべき旨申談之、

右 東町役錢取立所、量方之儀粗是を記

●四境御々

右 四境ハ御国のかために候得者尤以て御々肝要なるべし、其上国々より来り候旅人をみち引候初めに候へば、口留番人いと懇に取扱可申儀殊に御当領ハ国々にかハリ入判出判を以相通し候御国法の事二候へば、かれこれゆるかせなる事にてハ国々の諸侯方へ被相對候ても御礼義も相ととのハざる事なるべし、左候へば番所の一言にても当国の是非ハ相見候様なるものに候へば、御境勤の面々大事の心得なるべく候、左候へば入判を相調候儀も手間取これなく往来の足をとめざる様に取運び候儀者、番所の急務にて候、随て国々の商人売買出入の役錢を取立候儀古法之通相守り少しも増錢を取り旅人を

欺キ候儀有之間敷候、左候へば此仕法入組、万品の役錢の定め入組、全ク容易ならざる事二候、是に因て番人の量方貞心にして旅人をくるしめざる様に心を尽し可申事二候、然るに四境ハ自 御城下相隔り、御政教も周クゆきとどかず候へば、旅人へ対し候所前々等閑なる事なども相聞候、四境口留番小給の御扶持人出勤の事二候へば、忠信もこころのごとく成らざることもあるべきか、且、往古戦国につき御制度と申も不相立候故、旅人の取扱も四境おもひおもひのことにして、一統の御法まぢまぢなる義もこれあり候、依之古来四境の番所へ被仰付置候御書付等も有之候哉と相尋候所、一ト通りまでの書付ハ候へども連綿いたしたることにもこれなく候、これに因て追々奉窺 君慮、四境の御メを書立、段々内評を尽し、御用懸五拾騎穴沢善左衛門・御右筆飯田右門、数十日誠情相尽し、自身四境へも相廻り、古来よりの仕法等段々相尋候て御境メりの全体を組立、入判の書様或ハ売買役錢の取立方、旅人の取扱様或ハ人勾引の扱様手負人等の量方病人薬用の事飢に偏り候旅人のあわれミ候儀、何より何まで書立を以内評相尽し、数度美作宅へ会席の上是を論し、同役相議して、四境御メ相定候、此旨委曲及御沙汰夫々に被 仰出候付而、四境番人御城下へ呼登、一境一境帳面を相ワたし、自今の御法被 仰付旨申渡候、委曲ハ大帳に記し置候間此所に筆略

但 右肝文、国々往来の旅人泥ミこれなき様取扱候儀第一のぎ、入判をワたし候にもすみやかにこれを出し、何とぞ旅人を不為相待、往来の足をとどめざる様出情いたすべきよし、且他国より入り来り候売買の荷物、中符の致様、あるひハ役銭の取立、毛頭非分なる儀これなき様取量、惣じて旅人え情をかけ候てこれを扱、此御国え入り候てハ、我国もおなじ様に心を安んじて致往来候様取扱可申由、悉ク書立を以申渡之

一 人勾引ハしられざる事ながら、心をつけ候て取扱、若はなはだくるしみ候て、身命にもおよび可申ほどのぎも候てこれを救ひ候いたしかたもあるべく候、兎角慈悲を本として相つとめ候時ハ、おのづから此等の扱ひ方もあるべく候

但 御城下判所改所へ注進の上に、段々取量かたのぎ相記し、委細に申達ス、尤是ハ臨氣応変段々の扱ひ様もあるべく候間、判所改所の差図を相受ケ可申旨達之

一 病人取扱の儀ハ猶以大事にこれをいたわり、薬用の心遣、医者を招キ、いかにも懇に治療をいたさすべし、尤緬道なる事なれども、人の命の大事をおもひ、いさゝか疎意なく、所の者共へも可及差図候、遠方なれば、兼而薬をも備置候てこれをあたふべし

一 旅人の内、よくよく飢に偏りたる者も有之候ハ、いつれか一飯をもあたへ是をたすけ可申候、然れども非人乞食やうの者、年中のゆききも多かるべし、左様の者共迄ハゆきとどかざる事なるべし、これらのぎ兼而相心得居り、兎角して人の命を大事にすべし

●四境備錢

一四貫文ツ、

右板谷口・綱木口・花沢口・糠野目口・中山口・小瀧口

萩野口・大滝口・玉川口・筑茂口・俎柳口 合 四十四貫文

・貳貫五百文ツ、 栃窪口・蓬戸口

貳貫文、黒鴨口

右之通御境番所え備錢として相渡置、薬代を始飢を濟ひ候節などの入料となし、草鞋など急迫の用心もあるべきか、尤遣ひ濟候ハ、其旨申出次第追々東町改所可相渡候

●御領内廻勤 三手平番拾人

右追々御国風見聞申出候様被仰付、依之割合式人計ツ、同伴御城下町々を相廻り段々往来の道筋在々御境えも罷越、風俗人情等の是非を見聞奉行所え直々申聞候様申達之

右見聞心得之ヶ条左之通

一 今般大町へ判所被相移候ところ、右取行に因て国々の旅人泥ミ候かなづまざるか、且通判いよいよ遅々なく差出往来の足をとめざる哉、随て宿屋共旅人取扱いづれに候哉、若シ旅人共をかたらひ候て隠して判銭を取り候儀も候哉、旅籠木賃定之通二候か、又何とかあざむき定の外取り請ケ候ことも候哉、夫に応じ旅籠の賄籠抹なることも候哉、商人共と手組押売等物の価不引合儀も候哉、惣して旅人の取扱いかゝ哉、いよいよ宿屋共貞心に旅人を憐ミ候哉、竊に見聞可申出旨談之

一 此度東町へ問屋相立候、右之差配イを以弥人馬無滞差出候か、且古来定の通賃銭を取り候哉、若馬方の者共旅人え対し存在理不尽なることもこれあり、賃銭も多く取り、酒代等過分に貰ひ候ことなどもこれあるか、此儀御城下町々付出シにかきらず、宿々馬次の事をも段々承り糺し可申出候旨達之

一 今度東町へ改所を立、自他領の商人、売買役銭取立候、此儀二付而非分なる取扱もこれあり、旅人

等泥ミ候儀も有之候か、且諸役錢増錢など出させ候様なる儀も候哉、惣じて自他領売買の筋差支候子細も候て、人のくるしみ候儀も候ハ、其段虚実の構なく可申出候、将又四境口留番人えも段々のつとめかた被 仰付候、依之入判等出し候節、久敷旅人の相待せ候様なる儀も候哉、随て役錢等定の外に多く出させ候儀も候哉、あるひハ商人と相對の上御留物を出し、口留番私欲に惑ひ、御法に違ひ候事なども候哉、追々見聞可申出のよし達之

一 御扶持方、或ハ同心組などより町場廻勤の者罷出、御境通えも相廻り候、然るにこれハ御國中留物、米穀を始め他領へ通し候を制し候ため見まハリ、尤売買の諸品役錢をかだミ、無役にて他領へ出し候をふせぎのために候、然るに旅人のたもとふところまでもさがし、たとへば婚礼に用ひ候手箱のたぐひ、あるひ櫛かうかい様のもの追落し候事なども有之由、又仏事の法具、たとへば位牌なども其役筋右送り書これなく候へば、追ひ落し候よし、右に応し国々へ帰郷の手土産、少しの品々までも奪ひ候などこれある事も候由、かよふの鑿なることハあるまじきことに候、近年東公領之者、当御城下町々往來の道筋にて、風呂包を九度までおろしさがされたるよし、いろいろ御国政をさみし、米沢様ハ輕キ奉公人衆を出され、追剥を被成候など、種々譏り候由、これハ近き東の公領之者なればこそはなしもちかく

聞へ候、此外數里をもどり候近国の旅人ハ　ゆき流し、ゆくゑもしれぬことに候へば、御国政をさみし候ことなど、一向きこえざる事二候、左候へばいかなることのいづれのぎありとでもしられざる事ハ多かるべきことにて候、此儀はなはだゆかしくおもはれ候、しかればこのたひ格別に廻勤被　仰付候面々、端々陰々の事までも、よく心を配り見聞有之、兎角して御国のおほぢに相成るべき事ハ、追々可申出候由達之

但　本文之通二候へども、実に留物を隠してこれを通し、役錢をかだミて出さぬ商人共も多クあるべく候か、此虚実ハ容易にしられざる事なるべきか、しからば同心組より罷出候廻勤、ミなミなこまかなる事ばかりもこれなき事なるべし、左候へば、右廻勤之出情をひとへにおさへても亦、御領内の御メゆるく相成ることなるべきか、此際何ともいたしにくきことにて候、仍て極てかくと差図にもおよび兼候、然れば臨氣応変の扱ひなるべきか、勿論売買役錢懸りの品々多少に因て、其沙汰あるべく家づとの追落ハ其品の輕少にても相知レ可申か、いづれ網の目より洩れ候小魚ハ、にがしやりてもあしかるまじく候半か、何事も御国政きざめる事にては、其つもれるところ恐敷儀、謹てこれをおもふべきことなるべきと追々申含候、

但 此等の事共、余りにさがしもとめて鑿なるときハ、いたしかたのこれなきことなども多クこれある物に候、ほどほどのぎ肝要なるべく候、老子の語に、小鮮をにるがことしと申事これあるよし、いづれ心得べき事之余りに山のをくを尋ね、人里ちかく成りたると、よみたる歌もこれあり、ゆき過キてもとか枝もありと申ス発句なども御座候、

此度十人の廻勤の面々、元々所書上を以被 仰付候、然るに文学の人のミにもかぎらず候へども、初うたれたれも鍛錬の人もあるまじく候か、唯官府おもひ入レの指揮に應じ精勤候へばだんだん其事に熟して御用を相弁し可申候、これに因て此儀ハ官府におひてのみち引に依て、兎にもかくにも参るべきか、此度の肝文ハ御領内の者共、国々の旅人江対しかへすかへすも情なきことの是なき様に、下民等江おしゑ置候儀を大事に申含候、

附 判所を始め、問屋改所等へ夫々くわしく書立を以申渡候へども、夫迄にうちすぎ、段々取り行の末々を見聞無之候而ハ、半に廢れてゆきとどかさざる事も多くこれあり候、これに因て十人の廻勤を以、始終の行ハれ候儀を重ク被 仰付候、

右乍恐 君上之御徳を国々におひて奉称候段、追々是を承知、一統飛揚嬉しきことに候、乍去御領内に

おひて国々の旅人相泥候儀もこれあり候てハ、御国法もくらく御恥敷御事なるべく候、然れば判所之儀、問屋改所之事、四境等の儀ハ、遙々下モの事にて、兼々 君上ハ御存知不被成取量の儀に御座候、左候へば御存知不被成事を、他国の人々にいわれ、御徳を奉穢候儀、千万残念之至、悉皆御政事職の罪に御座候、是に因て大町判所右廻勤の五ヶ条に至り、此ヶ条段々行ハれ候ときには、御国の御外聞御家の御実儀共にいつれか相調可申候哉、乍去一国中および、他国までの事に候へば、大なることにて全く容易ならざる儀と存候、此故に御政事職之面々心を尽し、筋々無怠慢様に可及差図事に候、此儀時々君慮を被為添御威光を以永ク行ハれ候儀奉仰候、是俗美而、物豊也ト云々、此事およびざる事なれども、万分の一も、この心あんばいに、御国風ゆたかにして、国々の旅人も、ここに長ク止り度おもふほどのお国に致度キことならず候也、尔し教レバ鳥けだものさへ芸が付キ候、況や人をや、是文学より成ル所ならんか、此故に十人の廻勤を出して国情を承り尽し其上思慮あるべき事に候

(上書)

邦畿 千呈 維民 所止

右是を以是を思へバ御国のおしゑの開かざるを悲むへき事に候

●養蠶

右 千万歳のむかし、西陵氏（皇帝之妃）蚕を養ひてより、本朝にもつたハリ、今におひて是をさかんにやしなひて衣服とし、寒威をしのぎ候和漢のたからならずや、当国鎮守白子の明神に蚕の神事ありとや、当世にいたるまで家々に繭玉をつくりて嘉例とす、ミな是、鎮守を祈りて、養蚕の榮えを祭ルとかや、然れば羽州のむかしより此地にも応ずる産なるべし、是に因て弥当国におひて蚕をさかんに養ひなば、衰世をすくふ大業なるべきか、此故に戸々門々におひて、是をみち引て養ひ候ハゞ、必此事成ルべし、乍去唯戸々門々にまかせ置たらんには、精一なるまじ、此故に官府において其みち引あらば、追々此術さかんになるべき哉、是によつて教の人を立て、一統す、め候様にこれあるべきか、いまだ成して見ざれば此大業の成れる所おぼつかなきことなり、しかしながらかゝる衰へ候御時節に当つて、これをよくよくみち引候ハゞ、成功ハ空しかるべからず候、いにしへの呂尚、管仲、女功をすすめて国を富し給ふ等申事、いかなることに候哉、其業ハしらず候、然れども蚕を養ひ候事ハ、多ク女のワぎにして始終の成れるところミな女の手に出て衣服を織成し、天下の人寒むからず候、此一術を以御家中

の貧苦を濟ひ候と申様なる事の成らざるにもあるまじく候か、何ンのみちにもアホラント、只居て参る事には有之間敷候、

但御時節の盛衰につれて、御 家中の浮沈も相ワかれ候儀は 一統申までも無御座候、乍去拔々の貧福ハ、又御時節にか、ハラざる所もこれあり候か、ご本領の時もふべんなる人ハふべん、御半領の時も富メル人ハ富ミ申候、然ればこゝにおひてハ、知行御借上の儀などにか、ハラざるぎも御座候か、さ候へば富家ハ富家にて、貧家ハ貧家に候、これに因てつらつら相考候ところ、従来家々の知行の多少によらざるところもこれあるべく候か、右につき国人を富し候と申ものハ、知行俸禄にもかかはなれ、別に其業をはけまして、家々を富し候と申ことハ、官府の教に始り可申候哉、しかし御家中のことワざ、いやしきことにてハならざる儀ハ申までも無御座候、さればこれまでの通りに成しおき候ハ、おのづからさもしきことをもなして飢寒をしのぐ人もあるまじき物にも無御座候、これに因て呂尚・管仲のむかしに習ひ候て、女功をすゝむると申時には、即養蚕の術にまされるワざはこれあるまじきこと、そんじ候、蚕を養ひ、繭を取り、糸となし、絹を織り候、いとなみのことはたれたれもいやしみ申さず候、幸イ、此地におひて見事に罷成るべきことに候、然れどもこれは家々にもより、人にもより、

成ると成らざるとの差別ハこれあるべく候、且初よりよくなし候と申ことにてハこれなく候へば、此等のぎあらかぢめ心得べきことに候、彼是此一事とても行ハれ候と申日には広太なることに候へば、こゝにハ筆略、別に此事をばしたゝめ置候、

右 当国江女功をすゝめて、国人の貧苦を濟候と申様なるぎ此等のたぐひにもあるべきか、尤事に當て見候ハ、種々様々行路難なるべし、こゝをつらぬき通して、始終の成るところ肝要なるべく候、これ知行の多少にもよらず、俸祿の高下にもかゝらず、一統其業の成るところにも候半か、尤此儀其始ハ先々官府の御世話にして往々家々におひてなれての上ハ、ひとりおのづから成就いたすべく候、御隣国高畑の織田侯の家中ハ、旧領上州のところ、家々の富み候よし、これハなにゆへと申候へば、上州絹とて多分織り出して、上州の産となれるよし、これを以てこれを見れば、知行の多少、又物成御借上などの有無にもかゝらず、永久くちぎる恒の産ともなるべきか、たれたれの家も、十分の知行収納の御時節に候とも、夫にて満足の家と申ハ決て無之ことに候、況や於 御当家半知の御借上、米方銀方不残御借し被下候と申事ハ、今日の上に取り無明暗にて候、然ればいつれか別に家々の貧苦を御すくひ被下候一大業を御授け、御家中一統のくるしミを御助ケ被下候様ねかわしく候、此たんハ君家にお

ひて御家中の匱乏を御苦に成され、御世話をやかれて不被下候てハ中々以て成りかたきことにて候、尤およばぬことながら何をがなとおもひをこらし候より、古の教にもとづき女功の国を富し候と申儀を片はし承り、養蚕の事をこゝに相記し候

所以耕織者以為本教 是故天子親率諸侯耕

帝籍田大夫士皆有功 業、

后妃率九嬪蚕於郊桑 於公田是以春秋冬夏

皆有麻枲糸繭功以力 婦教也是故丈夫不織

而衣婦人不耕而食 男女貿功以長生此聖人

之制也故敬時愛日非老 弗休非疾不息非死弗舍

管子曰

一農不耕民或為之饑 一女不織民或為之寒

右 養蚕之論 此事論談而已いまだ行ハれず

●桑殖立

右人生衣食、一日もなくてならざることばたれたれもしらざるハなし、是農桑にありて、うえずこゝえ
ず人の世に生きておれる本業なるよし、此故に此国に生れ候人々にくハせたり、着せたり、こゝろよく
此地にすませたまふ事、民の父母のおこゝろなるべし、然れば老臣民の父母の御手役者と成て、此地に
桑を殖ルことのなきハ何ぞや、此故に蚕を養ふとき、近国最上領などより多分に桑を買もとめ候、何の
ことに候哉、是全く老臣の職として民をおもふの心うとく、復將吾国のあぶらの他国に流れ出候こと
をおもハざること候哉、かれこれ歎敷事二候、此ゆへに美作村々をめぐりありき、およばずながらも
竊に地利の事見分のところ、成るほど御当領ハ狭小にして殊に人少し、これに因て地力を尽す事にも
およびがたし、然れども安民のこゝろざしふかゝらば、此事のなるまじきにもあらず、此眼を以所々見
分の処、山林、川沢、丘陵、墳衍、原隰の五土の地、なきにしもあらず、これに因て追々桑を殖てこゝ
ろミ候所、其地に応ズルところハ殊の外にさかえ候、たとへば尺余の桑を殖へ翌々年ハ七八尺にも長
ぜるを見る、これハ栖嶋村のほitoriに殖たる桑のふとり候事ハまとしからざるほどにおもひ候、荒砥
の空地へ殖立候桑の事、たけに長ずるハすのしまむらにはおよばず、されど枝葉のしけりハあらとの

地ハ却てまさるべきか、然れども出水のとき此所を押して水腐となる、尤此等のことに心をくじき候にハあらざれども、数千の桑枯候事、おしくおもひ候へき、又鮎貝村の辺、これハ水辺をはなれ候地所へも殖立候ところ、これもよくしげりて水難の害もこれなく候、いつれ三四年のほどに、葉桑計の潤益も少からず候、此等のぎ出役中のしれるところ、就中湯野川善次、古藤長左衛門など、みつから誠情心力を尽して悉くしれるところに候へば、くわしくハ記さず候、然れば空地をえらみ、桑を殖て、其上養蚕の術をさかんにみち引候ハ、此一事計にても、一国の衰世患難ハ解かれ可申哉と存候、尤此殖立のいたしかた、蚕の手練などのよしあしにもより、あるひハなるゝとなれざるとのことにて、損益の差別ハこれあるべき事二候、しかし幾度も仕損し見たらんにハ、其功もおのづから終イになるべく候か、前者の指揮に成らずトテも、後者の手になることもあるべきか、禹の水をおさめたまふことなど相思ふべき事ならず候哉、しかれば御家中のぎも屋敷々々の広狭に応し、先々しきりに桑を殖て是をさかんにし、又養蚕の術をみち引候ハ、往々患難を解かれ候儀もこれあるべきかとおもハる、年来の困窮をのミ、終身終年心におもふとも、唯むなしくおもふのミにて、其事業なくハ、ご家中の困窮いつの世にかハ相解ケ、此苦難をのがれ可申候哉、これによつて上よりハ御家中の患難をお苦になされ、何とか御世

話をやかれ下され候ぎ、前にもした、め候通に御座候、さ候へば御家中にてもいよいよ 君家をおもひ奉り候て、 君臣上下相思ふより、かゝる衰えたる国家のくるしみをも解かれ候事、和合の上より相調ひ可申候哉、誠に是心力を尽すべき時なるべしとおもハれ候、且右の桑のぎ、野外村々少しくこゝろミ候計二候、御家中の事ハいまだ少しも此事にいたらず候間、追々老臣心をくだき思慮いたすべく候

但 是をなすにも御家中江の御助力、元金の備もなくてハかなふへからず、此等のぎハ少々寸胸に愚慮もこれあり候、尤是官府なしなしの金銀を費シて恵たまハるべきにもあらず、又ハ人の金銀など仮貸して此元に備ふべきことにもあらず、別に愚慮をめぐらすべき事二候、

○孟子に

五畝之宅樹之以桑、

五十者可以衣帛

是 先王乃道なるよし、然ればなさでかなハぬ事なるべし、若シこれを行フ人の手なれずしてなすこととのあしきか、又土地に不相応などにて此業の成らざるか、或ハ算盤の損益にか、ハリて、遠キ慮をしらず、かれ是私智を以これを捨る人あらバ、聖人の教にたがふと云フなるべし、かよふに国家の衰ふる

と申ことも、いにしへの教えにしたがハざる事もや候半歟、よくよく思慮を尽し可申事に候、何事も聖人の教にはなれて、道を行フべきことはあるまじき事に候

●青苧 撰苧とも云フ、青苧の内ヨリえらみ出して、上苧とす、

右奈良之晒布、小千谷之縮布、ミな是此国の青苧を以織り成して、天下の人これを着ざるハなし、然者本朝の名産にして、此国の宝に候、しかるにかかるたからを生し候国の、かく衰へ候と申事ハ、いかなるゆへにや、奈良の旧都も富み、越後之小千谷もとめりとかや承る、小千谷ハ松山辺にてむかしハ頑愚なりしとや、今ハ賢クかかる業をなせりと申候、然るに此国におひて、青苧ハ生じながら白布に織り成スことも疎く、南都小千谷の二国江おくるのミ、是に因てこの衰国を歎くの余りに能々おもへば、此地より生じ候青苧にて、此地におひて晒布縮布を織り出スことならば、二ツ共二当国の産にも可相成候哉、右の二国ハ人の国の産を以て織成して其国を富し候事大なる事に候由、されど小千谷のちぢみもその織はじめ候ときハ結構におり出し候にもあるまじく候か、然れば此国においても織出し候始より結構の布には成し得ず候共、日をつミ年をかさね候ハバいつれか国の青苧にて国より布を多分おり出

し候時ハ安民の元なるべきとおもひ候、さ候へば貴きもいやしきも婦人女子のわざとしてしきりにおりならハせ候ハバ、終には其功むなしかるべからず候、これに因て幾度も幾度もおしまず織そんじて千万駄の青苧を反古にしてならワせ候ハバ終にハ織女の妙手も生じ可申候、そのゆへハむかし魯鈍なりし小千谷の者も縮布を織出し候事見つべきなり、是人智の開ケ候事ハすると為ざるとのたがひ明らかむべき事二候

但本文の通、小千谷にてハ人の国の産を以、吾国の産とし、縮布を織成して貴人高家も召さる、士庶人もこれを着るを見れば米沢の青苧なり、これに因てつくづくおもへば、此国の糸にて此国より布をおり出し候ときハ安民の元なるべし、ここにおひて一トとせ官府の世話とし織所を取立其得たる婦人共へ撰苧をあたへ、紡績のワさより経緯の條達、一反に織成候までの始終をこころミ候所、勿論初の事なればおりかたあしく候、さ候へば小千谷のちゞみなどに引合見れば百分の一にも成らず、遠くおよばぬことにて候、しかし布ハぬのにて一反と成れるところ、着ればきられ候と申ものにて捨べきにはあらず候、夫より一反と二反三反、月をかさね年を積ミ候へば、追々手練の際も上達し、二年過三年過候末には何とかちぢみの真似にも成り、その以後のおりかた周く世の人の着料にも相成候ほどの縮布

も多く織出し候、就中、下長井の婦人の内には上手もありて貴人高家の御召料にも相成候ぎ、島割の手練など見事におり成し候て、かれこれ余ほどさかんにも相成り候へき、然れば此勢ひに乗じますます官府のみち引も精一に候ハバ必一国の産に可相成こと、おもハれ候、此国のちぢみ江戸かたなどへ為差登、捌かたをもころろミ候ところ、おもひしよりも望人もこれあると申様なるぎ、かたがた成就にもおし移り候、然るに惜哉、初より此国の癖にて縮布の価を論じ損益の差引を争ひ候、此故に諸向の心も偏りて、おもひこみにも成らず、これにてハ中々妙手の生すべき様もなし、かくまでに成し得たる事なれども、何とか勢ひも延びかたくぞ見ゆる、勿論これを以官府の御潤益になすべきとにハあらず、一国の生産を出し候には全く下モの力におよびかだし、此故に其初ハ官府におひてこれを成し、費用をいとわず織り成し、此事の成りて後、御家中および国人のワぎに移し候までの儀を専ラ心を尽せる儀、然らば国人の手に引請ケ候て白布を織、ちぢみを出し候時ハ、年来の困窮家々の貧乏を解ク端ともなれかしと愚慮をもめくらしたる事に候、此儀女功を勧ムルの含ミ、又上州絹のぎなどのおもひよりにて、かかることの業をもころろミたる事二候、此外産業の品々にも取りかけ、種々の儀に心をくばり候を見る人のおかしみもあるべく候、さ候へばよそのあざけりをもはつべきことに候、尔し前書毎々相認

候通、御半領以來、追年國家衰へ御家中の半知などいつの世残らず御返しに可相成哉、尤半々の事ハ御返し被下候とも、永々御家中本知安堵被 仰付候儀ハ、無明の暗にて候、ここにおひて最早あるにもあらざるワザにも移り候事もやとこころもとなく候、然るに紡績のワザ、養蚕の事などハ御家中の婦人がたへゆるされ候共、此節治生のたすけとも罷成候ハバ、一統の福なるべきとおもハれ候、これハその始め、官府のお世話にあらずしてハ此事ハ開ケ申まじきと存候故、先々本文のごとくこころミたる事に候、然るになにかれ損益の沙汰のミにて、先ツ々々半ハにして此事止め、惜哉、

又一とせ小千谷のちぢみ織をやとひ半途までつれ来たり候を、其里にて甚いとひ、これを引もとされけるこそ残念に候、其後小千谷の人も来たり候へば、おもひ入にもかなハず打過候、かく迄にいたり候へば、以來取立候時には、必成就いたすべく候、且撰苧最上領にてもこれをまね候て殖置、これよりも多分に生じ候、又会津領にて近年青苧を生じ候、然る処 当国の儀は、よくよく土地に応じ候か、上品の縮布ハ米沢の撰苧にあらずして織出しがたきよし、小千谷の人の申けるを承る、さ候へばいよいよ此国の名産なれば、地所を撰ひて殖立申度事二候、彼是繁多ゆへあらましをここにしるし置候、上品のちぢみ、米沢の撰苧にこれなく候てハ、小千谷にても織り得ざる事、青苧所の者にも可相尋候、

御本領の御半領に罷成候て、君家御時節相衰、御家中および国民の困窮いやまし候次第、前書段々繰言をしたため相歎き申通に候、然ればとてもかくても此俣過ぎ行き申事にてハ、末々あかるきことハ相見申さず候、夫レ国ハ国の国にして一人の国にあらざと申候得ば、此時に当て 君臣上下和合の上、最フ一度濟世の御取行振ひおこされ候と申事に無之候てハ、御先途ハいかゝ何とも無御心元候、左候へば今日の安樂ハたれ々々もこのミ、老子のおしえ、無為自然にして成りゆくまゝのごときハ、何とかこころよきことの様にもおもわれ候、されども百年来の衰、此日にたたまり、御領国被差上候外無之など、至大なる御論の末にいたり、安々と打過キ、たゞ居て、此国家の相立可申様ハ無之儀とあきらめ申候、古人の言葉に、勞スレバ佚シ、佚スレバ勞スとかや、是即苦ハ樂の種子と申候事なるべし、故に民生ハ勤にありとこそ申候、さ候へば兎角つとめねば国家の御再興ハかたかるべく候、禹の股毛なしと申候ありがたく候、易に曰、天行健にして不息、ここを以てよく万物を生じ、君子勤て不息、ここを以て能ク其徳を成スと申候、唯是レ徳を積で行ハざれば、徳の用安民の事にと、かず候、然るにいにしへの教、和漢地利を尽スの一に止り候、然れども米沢の天地に応ぜざることハ、聖賢のおしゑ給ふことにも御請ハなり申さず候、是に因てこの御国に行ハれ候儀を、左に相記候、此一を以國人の患難を御す

くひ被成下儀可罷成と存合候故、此所にケ条をあらためてした、め候、

●漆樹殖立

右漆の実穂を取て蠟に製スレバ、真夜をてらす名産にして人のしるところに候、然るに幸なるかなこの木、此国の天地に相応して、能ク繁榮する事委曲申までもなく候、且又是を製スル事も人々のよく手馴れ候て、たとひ数万の数にても手もつれなし、是故に安永六年御郡中へ漆樹百万本、あらたに殖立候儀数日論談を尽し、衆評相揃候上、委細奉窺 君慮、美作蒙 上意一統申渡候、此節御用懸り役割等夫々に被 仰付、殖立の仕様、元金の配り等一冊に相認め是を樹様篇と号し、御用懸りの面々へ申伝へ候、委曲ハ此一冊に相見候間此所に筆略、

但是まで御群中に漆の木定数二十三万本に候、百万本殖立ハ此定数の外に植立候様被 仰付、一此百万本の漆の木、一本より 壹斗つづのなりかたにつもり候へば、此実穂式拾式万式拾式俵に候由、右の木の實、蠟にしめさせ候へば、中勘につもり不少候、是を又御知行に直して積り候へば、九万石ほどに候由御勘定頭申出候、(一本漆の木より一升二升生り候もこれあり、又一斗二斗、或ハ壹俵式

俵なる木もこれあり候、仍右九万石の積りハ、随分内端に見て、ならし壹斗つづの積ニメ如此、
一右の通に候へばこの百万本、さかんにしげり候ハ、益々 君慮のありがたき事もいつれか御取
行もこれあり、人のくるしみをも御解キ下され候時にハ、御家の福なるべきとおもハる、然るときハ
君慮も相立、御家中も相立此上もなき御事なるべく候、

但本文通ただ居り候てハ相成申さぬ儀、とても濡レ手に粟を抓むと申様なることハあるまじく候
一木の実ハ年ぎりをいたし、先ツハ一年置に実穂をむすび候、然ばこの御潤益も又一ケ年置の御蔵納
の積り、たとひ九万石が半々三ケ年の御出かたにても国家の潤沢に罷成ル事に候ハ、誠情可相尽事
に候、

●漆の木数改の覚

一 式拾六万四千式百八十三本 郷村書上高

一 拾万七千五百九十壹本 郷村新植立安永元年_右五年迄

一 式拾式万千七十式本 郷村改出し安永六年木数

小以

一式万三千八百七十壹本 百万本口新殖立東御長屋改相済分如上

右御家中屋敷、其外諸寺院并町々取合如此

一三拾八万七千五百七拾八本 百万本口、郷村新殖立、安永六年と天明二年まで改め高見済の分如上

小以

天明二

都合百万四千三百九拾五本 新古改高

右東御長屋書上爰二写

右当国漆ノ木ハ嚮にも相認候通、呂尚管仲の魚塩なるべし、

○大学に

有徳此有人

有人此有土

有土此有財

有財此有用

●御家中半地御返

右此度一過御借上の銀方御返被成下候、尤翌年ら又如元御借上被 仰付け候、

但御借上つづき御家中困窮いやまし候段御歎被 思召、御手元御艱難の内ら御返被成下、

●保之助様御養君

右 当君御事、秋月侯の御末子二被成御座候処 重定公御深恩を以御国を御授り被成候儀御感悦被
思召、重定公御覽息方之内、 治憲公御養君に被成、末々御家督御讓可被進旨被 仰進候処、はなはだ
被感、毎々相談相和シ候上 保之助様御養子に御定

但御妾腹御懐妊、いまた御出産前に御養君御定の儀、深 君慮にて大なる御孝行なるべく候、誠に是
御報恩の重キ所一統奉感心候

●学問所御取立

右和漢学校の設けそのより来ル事久しきことなるよし、追々先生方の談を承り伝へ候ところ、舜の時
司徒契也之官おしえを司て、五倫の道を天下の人に教へたまふよし、夏世よりこのかた、所々に学問所

稽古場をこしらへて、天下の民をおしゑ、且夏殷周の三代校序庠ミ那人倫を明らかにする道なるよし、
(校ハ教也、序ハ射なり、庠ハ養也)

天子に辟離と云、諸侯に頓宮ト云、かれこれ其製古書に詳なるよし、本朝の制、むかし京師に大学寮是ありしよし、淳和院装学院等、学館の称号なるよし、勸学院(京三条の北、壬生の西に在りと申候)、乃雀ハ蒙求を囀ルと申ス事も、ミな是文学盛大なる事を申スべきため、仮りもとめての言葉なるべく候、
孝謙天皇、宝字元年四月詔ニ云ク、

古者治民安国必以孝為理、百行之本莫先於慈、宜令天下家職孝經一本精勤講習書

是孝の一事、一国におゐて行ハれ候ハ、誠に安国乃元、至大なる事にてこれあるべく候、此故にいにしへ六十六ヶ国にミな一ヶ所ツ、国学相立たる事なるよし、古書にも相見候、又社学と申ハ、民間乃学校の名なるよし、此外和漢学校の設け多ク有之、世々乃制不違枚挙

右和漢乃事かくのごとくに候、然れば国人をおしえずして、御治国の道可相立様無御座儀ハ申もおろかなる儀と存候、これによつて、竊に学問所之儀相合候へども、宝曆御代などおよびもなく、年月むなしく打過候処、治憲公御文学に御長し、御大慮之御賢徳を以学館御取立之儀被仰出、学寮等御作事成

就之上、提学、都講、典籍を始め、段々入館被 仰付、何もへ御手当金、并日々の御賄等被成下、各精勤、且又片山学士、神保提学、講談定日を以席を開キ、高家衆、奉行中、侍頭中、其外侍組を始、大小姓、御右筆、御仲ケ間、三手中、および諸組之面々、志次第、講談聴講として何も々々出席、随て幼年乃面々毎朝々々学館へ罷出候故、読書生座に満ち候儀、追々盛ん成事にも可相成候か、是、偏に 君上乃御賢徳を以、御国の教も相開ケ候儀、老臣多年之大願こゝに成りて、飛揚欣躍はなはだ歡喜之思ひをいだき候、然れば百年来相衰へたる御時節の相直り候と申事も、必学館に起り可申か、誠に時なる哉、此国ハ元より山中辺士、東夷の風も相残りたる事なるべきを、御国乃教相開ケ候時には、仁義の道も爰にはじまり、孝悌忠信之教も周クゆきワたり候ハ、風を移し、俗を易ルなど申ことのこれあるよし、是学館の精勤にこれあるべき哉、其上当館より人才を生じ候時ハ、尤是御国の宝、何かこれより大なるべき哉、さ候へば、今般学問所御取立の儀は、御治国安民の元と奉恐悦候、

●武芸所御取立

右いくさは国家乃存亡、国人生死乃かゝるところ、尤以御家におゐひて、是に過たる御大事と申スハこ

れなきことに候、一度の軍にも、御物入も夥しきことなるべし、又国民の愁苦もはなはだしきことは申までもなく候、然れば御国の立ツと申も亡ブルと申も、軍の一ト勝負の上にもワかれ可申事に候へば太平乃日の御用心ハ即御家御安全の御備にして、誠に御武門の大本なるよし、就中 武尊公の御武名、天下に高く相聞、古今乃人しらざるハなし、然れば其 御子孫様におひて武道御修行ハ中々申もおろかなる事に候、随て御家中の諸士、多クハ越後以来先祖々々の武勇軍功の子孫、今も 御家に属して、御恩光を忝フス、然れば是非に軍術の事修練なく候てハ、奉対 御家候て非本意候、是先祖江対し、子孫におよび候ても、我道を無怠慢出情可仕事二候、乍去太平に安ンし候事も人情の常に候へば、御家中一統怠慢の事もやと被 思召候、是に因て、今般二之丸御長屋之内補理、武芸所となし、御家中の面々此所におひて、射、騎、劔、鎗乃業を修行可仕候旨被 仰出候、

但、軍学の事ハ兵家者流そのみちを伝へ候儀、子孫ハ申におよばず門弟を教候事、弥怠慢なく、誠情指南可仕候旨被 仰付候、 君上にも軍者、益田十左衛門へ御師範被 仰付、不残御伝法被為済候、

右、治に乱をワすれずと申事も、常に軍用の備あれば克ク至治をなすと申ことは、即武乃威徳なるよし、邦に在ても必講し、家に在ても必講すとかや、此故に戦闘習はずんばあるべからず、是古の道也と

申候、然れば天下に事ありて、將軍御指揮の下夕におひて、其対し給ふ所乃いくさに御勝子被成候時ハ、弥　御先祖様の御武威もかゝやき　御家御長久乃元なるべし、次に御家中も軍に勝候時は長ク生キて忠孝も亦相立べし、此儀ハ　君も臣も太平無事の日乃修行にありて、百度たゝかひ百度勝ツの利を備ひ候と申すも、常に　君臣和合、死ねころせの中々にして、しかも其軍術に鍛錬する事大事なるべし、此儀ハ御軍令も審に、御賞罰明らかに、武具、馬具の兵器も調ひ、常々諸士を御情ふかく御養ひ置かれ、御家中一統おもひつき奉り候ぎ、是ミな不敗の地に立ツと申事なるよし、この儀ハくわしく孫子に是あると承る、扱不敗の地と申て、別にその地のあるにあらず、不戦前に勝ツと申が大事乃一句なるよし、

但無事乃日、安閑とくらし候ハ、たれたれもこゝろやすき事ながら、いまにもいくさと申さば、俄に命がおしく成りそふなるものに候、この故に、ワれ人常に軍学乃修行、武芸出情いたしたきと申事ハ、不戦前に勝ツの利を備ふと申す心なるべきか、然れば本文に相認候武芸所ハ、是不敗の地乃百分ノ一にも当ルべきか、深く相思ふべき事二候

●大檢御取行

右、御家中困窮におよび候付而患難御濟ひのため、今般御節儉被 仰出候、五ヶ年之間八年始之御規式を始め、佳節等惣して年中の御行事御大略、依之 御手元御近習等、御人少、日夜の御不自由、彼是之御艱難奉惻候、隨而御家中諸役人勤方等御ゆるめ、所々番衆の番間も御差延、毎々御手当被成下候、委細ハ別冊に相記候故此所に筆略

但、前々々幾度か御儉約の年限も不相立儀、千万無甲斐次第二候、仍此度被 仰出候年限の儀は是非に五ヶ年相濟候上、年始の御規式を始め、御大略のケ条之内如元々々復し候様、心力を尽し可申候、かくまで重キ 思召を以御難行苦行恐入、一刻も早く奉安 君慮度候間、各命にかけて可致精勤之旨申合候

●御家中本知安堵之密論

右寛延二年右半知御借上被 仰付、尤其内稀々半々御返し之年も有之候得共、米方銀方不殘御返し被下候儀は無之、凡三十年余うちつ、きたる御借上に、御家中次第に相衰へ難儀之躰に罷成候、然ば先祖先祖の軍功、勤功に因て被宛行候知行、永久半知御借上被差置候て、いつを限りとも不相知事にてハ、

御治国の道も不相立儀ハ申迄も無御座候、依之 君上御寢食不安、年来之御艱難も万々奉惻候御儀、彼是言葉には尽しかたく候、尤 当君御代初て相衰候と申事ニハ毛頭無御座、御半領以来往々成りゆき候、御時節のしかるゆえん止事なく、水のひき、へくたるがごとく、いかんとも可被成様これなき御こと候、此儀年来の執政職も手を置候儀と相見候、左様御座候へば、当時之拙生等、兎向におよびがたき事と存候、尤いつれか智力も御座候ハ、誠情相尽し可申ことに候へども、元より文盲不徳の罪恐入候計に御座候、扱亦つらつら相考候ところ、只不徳の罪を恐入候計にても国家は相済ミ不申候、いか、成り行き申儀ニ候哉、何分末のくらし事にて、心ほそきことなるべく候、これに依てより々々同役内談相尽し、御家中へ半知御返し被成下候儀、一冊に組立、今般入 御覽候、尤愚慮之寸胸と申、第一算勘にくらく、年々の差引等はなほだ無覚束候、然れども内密のことに候へば、御勝手懸り御勘定頭へ広クうちあかし可申達様もこれなく、手元きり、同役の内談までの事ニ候へども、一ト先ツ 君上御手元へ差上置候

但、本文の一冊別紙に留置候付而委曲此処に致筆略候、且又御家中へ半知御返しの組立初年には米方も銀方も無残り御返し被成下、年来の患難を御解キ被下、翌年よりハ銀方計つゞひて年々御返しの割

合に相した、め差上候、何とぞ年々米銀共にミなミな御返し被下候様取量申度儀と相合候へども、君家の重キ御国用を相欠キ、御家中計御恵被成下候儀はいまたゆきとどき不申候故、無是非右之組立に御座候、後年に至り百万本漆ノ樹成就候上には、御家中本知安堵被 仰付候儀も可罷成候哉、此儀ハ計かたく候故、先々木の実の事ハ 君上へは不申上候、又五ヶ年程相過候て御家中へ御返し物の組立ハ、是までのおつゞきかた御国用を以御返し可被下様ハ決して不相成事二候、仍相定ル御蔵納ノ外、年々の御出かたを以格別に割合候

○米方引除

永々

一 四百貳拾七石五斗九升三合四夕 安永元年辰年、郷村荒地起方引除置候分、年々の出かた

永々

一 九十四石八斗五升五合 水帳書改の上、地方引合、出かた増分

永々

一 百四十四石壹斗六升八合五夕九才 安永四年、郷村荒地起方

永々

一 七十五石三斗八升五合

安永五申年、郷村起方

永々

一 貳百三石九斗九升

瑞耀院様御卒去付而、三田へ被進候御物成引除

ノ 九百四拾五石九斗九升壹合九夕九才、

右俵にノ 貳千百貳俵九升壹合九夕九才

●金方引除ケ

永々

一 百八拾三兩貳分

安永元辰年、郷村之分出かた増

永 六十三文

永々

一 二百四拾七兩三分

安永四未年毛繼起方の出かたまし

永 百八十八文

永々

一 十九兩壹分

水帳書改ニ付而地方引合の上出かたまし

永 四十四文

永々

一 五十四兩

安永五年、六年水帳書改ニ付而地方引合の上

永 百三十三文

出かたまし

永々

一 二百九拾九兩

瑞耀院様御卒去ニ付、御仕切金百八十兩、并

永 三十三文

御附之江戸御擬百八兩三分ト永二百四十三文

三田ハ小道具之者、御擬貳兩ト永四十文

五ヶ年ノ内計

一 四拾八兩

御本丸御近習三人、御茶道、御小坊主三人

永 貳百貳文

南御殿御小姓二人、坊主一人、御減少

六分三リン

御擬の分出かた引除

但、これハ五ケ年の内計御出かた、御節儉の年限相済候へば元々の通被 召仕候付而未々までの御出
かたに不相成候、乍去五ケ年相畳め置御返し物、引足可申

五ケ年ノ内計

一 四十七兩貳分

白金御付 羽生田三清 高橋文栄、御膳部二人

永 二百二十二文二分

御減少、江戸御擬之分出かた如上

ノ 八百九十九兩三分

永 百三十五文八分三リン

一 千五百兩

郡奉行所量を以代官所引除金

ノ

合 貳千七百五拾兩余

是を五ヶ年かさねて貯置べし、前ノ米 式千百式俵九升余 これも五ヶ年かさねて積置べし、是を以初年ハ半知米方銀方一同に不殘御返し可被下候、二年目右ハ銀方計年々つゞゝゐて御返し可被下候、且百万本ノ漆の木、盛ンになりなば、此御國産をも相加イ弥勢ひをまし、本知安堵仕候様被 仰付、むかしの 御家に復し候様行れ可申事ニ候

以上

五ヶ年ノ積ル所、壹万千式百十八両余、是を以御家中之困窮御救可被成下候

●世祿内会取立 非官府世祿之困窮相解候内役場也

右 年来之御借上に一統内証相衰、就中高家大家、世祿の家々患難に偏り、其内には盛夏の天も蚊屋を張ラズ、玄冬の天も臥具を着サズ、猶又極難乃方ハ家を毀チて遠村に蟄居し、或ハ本宅を売て長屋に住居ス、此等のたぐひ往々其数も多く可相成哉と歎ケ敷事に候、然るところ国々におひて、君上乃御徳を奉称候由追々相聞候処、それに引ちがひ候て従来重キ家々御膝元より傾き倒れ候と申事にてハ、乍恐御実意ハ申におよばず、外見国々へ聞、いかゝこれあるべきか多キ家々不覚の人々もこれあるべきか、

且ハ老臣乃取行あしく御家中も難儀におよび申事に候へばかたがた君上御存知不被成儀を、兎角の風聞などこれあり候時ハ、重畳恐入老臣の罪に止りたる事に候、乍去此事他国へなにと申ワけも成るまじく、老臣の罪ミにても他の老臣もこれなきことに候へば、これとても亦御家の御恥にかかり、いづれにも御家中立がたきと申日にハ全体不輕御事なるべく候、これに因て追々愚慮を尽し候得共、急々これを御恵ミ被成下候と申事にもおよびがたく、されば重キ組並のたをれ候をそれまでに打過キ可申様もこれなく、此際至極むつかしく寸胸をくるしめ候、然るに前の條件にも相認め候通り、近年中には半知御返し被下候組立二候得は、異変もこれなく候へば、やがて患難も相解ケ可申ことに候、しかしながら此事内密に候へば相洩しなにとあらハし候て相通し可申様もこれなく候、さ候へば近年之内家々を持こたえ候儀大事の際に相成候、然れば四五年過候て、たとひ宝の山に登ル事二候ても、年月ただよハりに、よワりはてたる家々に候へば、山上には登り得ず、半途にふし、麓に倒れ候と申様なることなるべし、これなんいわゆる莊子の寓言に轍鮒のたとえ乃ことくなるべきか、然らば半知御返ししの御沙汰あり候とも、四五年乃後ハ何も々々干魚と成ツて魚店につるさるゝなるべきか、さ候へばかくまでありがたき御恵乃ことも其甲斐もあるまじく候半か、千万残念なることに候、右につき種々思慮を凝し、

同役中彼是内談を尽し候処、何の道にも捨置可申様もこれなく、尤八方よろしく相調ひ候了簡トテハこれなく、一得一失のことながら軽重の二ツ、重キを取り候外ハこれあるまじく候間、此度愚慮を尽し、世祿の家々四五年内いつれか補ひ候積りに内談を極め、且御家中の艱難ハ、君上兼々御苦に被成候儀と申、老臣切に取扱可申様も無之候間、右の次第御内々及御沙汰候上、老臣の心得を以侍頭中へ度々内意申談候、此儀頭中も安喜これあり候故、内々取行ひ候次第左の通

一 内会所

取立

右、主水町、元芋川の旧宅を補理、内会所に定ム

一 九百兩

元金ノ備

追而別口ヨリ式百金引足ス

右、御勘定頭の内、寺嶋権右衛門・寺嶋吉左衛門・吉井忠左衛門へ世祿の家々を任送り、急難を相解キ候事、奉行所内々申頼候処、領掌有之、此三人内会所へ日々片向キ出席、侍組知行を引請、年中のつゞきかた助情有之候、右付而要用品も此三人に内借之上、多勢の患難相凌候

一 侍頭中内会所出席有之、組中取扱、家々の極難被相解候

但最前日々出席、各内評の上夫々及差図候、追而ハ定日も相立時々出席

一 五組ノ内二三人出席、頭中につゞき仲ケ間の家事内談の上、追々患難被相解候

一 右列々計にてハゆきとどかざる儀も有之候故、大小姓之内、御仲ケ間之内、其外御役人の嫡子の内、世事に馴れ候衆中を侍頭中頼を以、内会所へ出席、三人の御勘定頭へ相会し、段々論談の上家々の難渋被相凌候

一 御扶持方の内らも追々二三人頼の上、前同断内会所へ出席

右之通内々各出席、段々深実に助情有之、なにとかかたむく家々を相保候、勿論彼是十分相満たる事ニハこれなく候へども、無是非取凌、当日のくらしかた取配候計に候、右二付而奉行所らも内意を申通し、出席之面々にも別而の出情有之、四五ヶ年の間、世禄の家々取立候

●惣御家中御恵

右年来知行俸禄就御借上、家々内証ニ及難儀候付而、今般有司諸役を始め、組々一統不洩様金錢拝借被仰付候、尤割合配当少分なることに候得共、常々 君上御身をくるしめられ、御家中乃患難御恵被成

下候、然ればいづれか取凌家事をも相保候様頭々へ申談之

但四五年過候上には半知御返し被下候、御内々の御治定に候へども、これハ御内密之儀、当時此事頭ハして申きかセべき様も無之儀、扱又当節家々難儀におよび候故、乍少分其内の補ひまでに、本文之通拝借被 仰付候

●奉行中御恵

右年来御借上中重キ御役精勤、内外之費用難渋たるべく被 思召候、就中宝曆のすえつころより御家重キ御用ニ付而、無二之尽丹精、年月国家之大患を凌ぎ、別而繁多なる御用共取量、家事をも相捨、日々夜々御国政に心力を尽し、且常々多人数の出入無疎意取扱、人心を進めて御用向精勤ならしめ。或数度の会席、或金主応対等、かれこれ年来之費へ、別而惻ミ被 思召、国老三人へ金百兩ツ、拝借被仰付、江戸御家老ハ当時之御擬も有之、年数も無之候故、御役違旁五十金拝借被 仰付候

但古来奉行職、五七十人扶持計ツ、被下候所、段々に相減、近年に至候てハ、壹人扶持も不被下、御役料ハ無之、半知も御家中一統に御借上被 仰付候儀、彼是以つゞきがたき事ニ候、然れども重キ御時節

兎角之儀を申上候てハ非本意候故差扣候、乍去当御役につき候てハ、年中内外之費用不少、或ハ家来、并下々召仕等に至る迄、人少不相成、彼是つもるところの患難、必止と相偲り候所、今度格別之御手当被成下候儀、御深恩之至難有御事に候

●平洲先生御請待

右嚮に文学の稽古所御取立之处、御作事大半成就、依之館中之式学生之立方、入館之次第等、彼是教示のため御国元へ先生御拓請之儀、段々厚ク御頼のところ領掌有之、此度米沢へ二夕度ヒ下国、彼是論談の上学館の制被相定、興讓館と称号、且明和八年下向の時、一ト通り文学の教もこれあり候得共、初て乃事に候故、周クゆきと、かざることに候処、今般猶々御国に教のも相開ケ候様、深く御頼之处、先生も元より深キ志を以教の道も丁寧反復にして別て深実に賢慮を被相尽候儀無他事候、仍各勸学且定日を以学館におひて函丈御講談御家中之諸士、来たりあつまり是を聴聞、往々とうとき孝悌乃教もここに起りて国人感服、

但、一朝之出席五百人、或七百人、此着到学館ニ留置、且函丈御下向の儀も委曲御政治所に記し置

候故、此処に筆略

●世子御縁定

右、尾州様御養女御縁定被進度由、御内慮に因て、大殿様奉始江戸米沢上々様方御相談之所、御重縁之儀、宗侯乃御事彼是目出度御取組乃儀に候間、御内談相和し、弥今般御内縁被相定候但、兼々、市谷へも被仰上候通、年来相衰候御家御取直乃御時節之事二候所、御大家の御家風相移り候時は、御当方御治国の道も不相立事二候、依之此旨御有様に被仰入、御入輿の上御大略の手風に被成度由、市谷御家老中まで美作を以被仰遣候所、市買御用人中数度懸合之上、弥右之通御承知、御婚禮以来之御仕成、委細ケ条書を以被仰合

●御政務所御取立

右、是迄二之丸に相立候御政事所を、三之丸東大手脇へ被相移、奉行中を始、有司諸役日々出勤、於此処御国政取行候、

但、古来奉行所に格々に役所を構ひ、役所役二人ツ、留書二人ツ、相詰候、御国事取量候、然るところ累年国家相衰候故を以、宝暦七年中、二之丸古キ御殿を補理、三ヶ所の役所を一ヶ所に成し、六人之役所役、六人の留書、添出役も有之出席、大細万事の御国務行ハれ候、然る処元より古御殿の事にて全体政所の建方に無之候ゆへ、板囲、屏風仕切等、一過の取締ヒ仮りの設ケに候、此故に御国事もゆきとどかず候、依之今般追手脇へ御政事所被相移候儀、本文之通二候、乍去これも往古の官舎、仮の補理に候得は、本式之建方には有らず候、本朝のいにしへ、諸寮諸識、百官之立方、四分等の官制見つべき事二候、是を以是を相考候処、悉く寮々可被相移事に候半歟、尤天下之治め、国之治め、或ハ大国小国の差別、小大乃違ひハ候共、国乃治めハ同然の事なるべく候、然れば後來必御政事所の制あらたに御立かたもこれあるべきか、後乃人ふかく是を可被相思事に候、

(国政談下 終わり)

索引

治国, 5, 8, 10, 11, 14, 19, 33, 44, 61, 84, 90, 93,
96, 100, 101, 107, 153, 157, 169

富国, 13, 40
富国安民, 13

治国安民, 8, 19, 33, 90, 93, 96, 100, 101, 154